

平成29年度監事監査に関する報告書

平成30年6月

京 都 大 学

監 事 東 島 清

監 事 丸 本 卓 哉

目 次

はじめに	1
第 1 章 監査計画	2
第 2 章 監査結果	5
第 3 章 定期監査	6
第 1 節 業務監査	6
1 大学の管理運営について	6
2 研究推進について	1 2
3 教育推進について	2 2
4 学生支援について	2 8
5 人事・労務について	3 2
6 環境・安全・衛生管理について	3 6
7 施設管理について	3 8
8 財務・会計について	4 0
9 情報環境・広報について	4 6
10 社会連携について	5 0
第 2 節 会計監査	5 4
1 決算の状況	5 4
第 4 章 臨時監査	5 6
【テーマ 1-1】国際高等教育院における学部教育改革への取組	5 6
【テーマ 1-2】博士課程教育リーディングプログラムにおける大学院教育改革 への取組.....	6 4
【テーマ 2-1】出資事業の進捗状況と監査体制について	7 3
【テーマ 2-2】教育研究組織改革と学域・学系制の進捗状況について	7 8
【テーマ 3】 S G U 創成支援事業「京都大学ジャパングートウェイ構想」の 実施推進体制について	8 1
第 5 章 平成 2 9 年度一年間を通じての監事意見	9 2
おわりに	9 3

は じ め に

京都大学の業務を対象にした監査は、監事監査、会計監査人監査、監査室監査及び会計検査院検査の 4 種があり、それぞれ異なる立場及び観点で行われている。いずれも大学の運営及び業務の遵法性・有効性・効率性についての監査である。平成 27 年度より、国立大学法人法の一部改正に伴って「監事機能の強化」がなされ、監査報告の作成、監査調書の作成・保存、監事の任期が 2 年から 4 年になるなど、大学の管理運営に関わる監事の業務が増えるとともにその役割と責任が一段と大きくなった。本報告書は、平成 27 年度改正された国立大学法人法に伴って新たに改正された国立大学法人京都大学監事監査規程に基づいて行った平成 29 年度監事監査の結果をまとめたものである。大学の内外に対する説明責任を果たすことを企図し、実施した監事監査の内容をできるだけ詳細に述べ、京都大学の業務の執行状況と課題を明らかにしている。さらに、大学の業務の改善と大学価値の維持・向上に資するため適法性及び妥当性の観点より監事意見を述べている。

監事監査は、業務及び会計に関する事項を年度末に総括する定期監査と特定のテーマを定めて年度の中期（7 月から 1 月）に監査する臨時監査に区分して実施した。定期監査は、本部部門において大学の業務全般の内容と課題を聴取した。また業務執行の経年的変化を理解するために役員会、拡大役員懇談会、教育研究評議会、経営協議会、部局長会議などの主要会議への出席、重要書類の閲覧、担当理事、担当部門責任者との面談などを実施した。臨時監査は、「大学の価値及び評価の向上」を主テーマとし、教育分野（2 テーマ）、研究分野、（2 テーマ）業務分野（1 テーマ）に関する業務の執行状況及び前年度監査報告書で指摘した重要項目の進捗状況について聴取した。京都大学の規模、多岐にわたる業務内容からその全体を監査することは物理的にも困難であるので、京都大学の組織全体から選択した組織とその業務に限定して定期監査と臨時監査を実施したものである。

京都大学がこれまで築いてきた自由の学風を継承し、発展させていくためには、国立大学法人化の目標の一つである大学運営の自律性、自主性を全学組織のあらゆるレベルで確立することが必須である。そのためには、中期計画の達成のための計画組織力、日常の業務遂行における課題解決力、業務改善力、部門連携力等の業務遂行のための基本的な行動の強化が求められる。本報告書は大学の業務改善の出発点となるもので、「P-D-C-A」サイクルの「C」に相当するものである。この報告書が活用され、「P-D-C-A」の展開によって業務改善が図られることが重要である。

本報告書が京都大学の自律性を一層高めるとともに京都大学の価値の維持・向上に役立つことを願ってやまない。最後に、監事監査の実施にあたっては、監査対象の本部部門及び部局の真摯な対応と説明及び協力、監査室の支援など関係者の多大なる協力を得た。改めて感謝を申し上げたい。

第1章 監査計画

1 監査の基本方針

国立大学法人京都大学監事監査規程（平成16年5月25日制定、平成27年6月26日改正）に基づいて、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために監査室及び会計監査人と連携して監事監査を実施する。

2 監査事項及び重点項目

監事監査規程に定める本学の運営及び業務全般について監査を実施する。

2.1 業務監査

- (1) 大学の運営状況
 - ① 中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況
 - ② 管理運営の効率化の推進状況
- (2) 人事管理の適法性及び妥当性に関する事項
 - ① 人事制度、人事政策の実施状況
 - ② 労務管理（採用計画・評価・賃金・処遇・異動）の実施状況
 - ③ 研修制度（FD、学内研修、学外研修）の実施状況
 - ④ 労働環境整備の状況
- (3) 財政
 - ① 教育研究経費の執行状況
 - ② 予算編成上の重点項目の達成状況
 - ③ 経費削減への具体的な努力状況
- (4) 施設・資産管理
施設、資産の有効活用の状況
- (5) 学生支援
学生支援の実施状況
- (6) 教育・研究支援
教育・研究支援の実施状況
- (7) その他大学業務の実施状況

2.2 会計の監査

- (1) 決算（年次および月次）の状況
- (2) 資金運用の状況
- (3) 資産の管理・活用状況
- (4) 人件費・旅費の支給状況
- (5) 債権の管理の実施状況

2.3 重点項目（臨時監査）

2.1の監査項目及びその関連業務のうち下記の項目について臨時監査（重点項目）として表1に示す計画のとおり実施する。

2.3.1 臨時監査の主なテーマ

「大学の価値及び評価の向上」

2.3.2 監査の視点

- ① 中期計画（達成度の向上）
- ② コンプライアンス（評価の維持、向上）
- ③ 本部と部局の連携（コミュニケーション機能の向上）

2.3.3 監査対象業務

（１）「教育」に関するテーマ

- 国際高等教育院における学部教育改革への取組
- 博士課程教育リーディングプログラムにおける大学院教育改革への取組

（２）「研究」に関するテーマ

- 出資事業の進捗状況と監査体制について
- 教育研究組織改革と学域・学系制の進捗状況について

（３）「業務運営」に関するテーマ

- ＳＧＵ創成支援事業「京都大学ジャパングートウェイ構想」の実施推進体制について

表１ 平成 29 年度監事監査（重点項目）計画

監査分野	監査対象業務	監査項目	実施時期	対象部局
教育研究	教 育	国際高等教育院における学部教育改革への取組	7 月～9 月	・ 国際高等教育院
		博士課程教育リーディングプログラムにおける大学院教育改革への取組		・ 総合生存学館
	研 究	出資事業の進捗状況と監査体制について	9～10 月	・ 研究推進部 ・ 産官学連携推進本部 ・ 京都大学イノベーションキャピタル株式会社
		教育研究組織改革と学域・学系制の進捗状況について		・ ウイルス・再生医科学研究所 ・ 東南アジア地域研究研究所
業務運営	業務運営	ＳＧＵ創成支援事業「京都大学ジャパングートウェイ構想」の実施推進体制について	11 月～12 月	・ 教育推進・学生支援部 ・ 学際融合教育研究推進センター スーパーグローバルコース ・ 数学系ユニット ・ 化学系ユニット ・ 医学生命系ユニット ・ 人文社会科学系ユニット

3 監査の対象部局

監事監査規程第 4 条に定める本学の運営及び業務全般について関連する事務本部の定期監査を実施し、臨時監査は重点事項を所管する本部部門及び部局の業務について行う。

4 監査の方法

- （１）定期監査は、役員会、拡大役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な

会議へオブザーバーとして出席するとともに、書面および担当責任者へのヒアリングによって実施する。会計監査は主として会計監査人の監査結果の相当性を判断することによって行う。

- (2) 臨時監査は、書面、担当責任者へのヒアリングおよび実地監査によって実施する。事前に被監査対象事務本部等及び部局等と日程等について調整する。両監査共に監査室と連携して実施する。

5 監査の実施期間

5. 1 業務監査

定期監査	平成 29 年 3 月－平成 30 年 6 月	適宜実施
臨時監査	平成 29 年 7 月－平成 29 年 12 月	重点監査項目毎に実施

5. 2 会計監査

決算終了後の平成 30 年 6 月初旬に実施

6 監査報告書の作成

監査報告書 平成 30 年 6 月

7 監査意見のフォローと監事監査に対する意見の聴取

7. 1 大学マネジメント（理事・機構長）との面談（2 回／年）

担当領域の年度方針を聴取する（6 月）とともに、監査のフォローとして監事意見に対する取組状況を確認する（12 月）。

7. 2 監事監査に対する意見の聴取

定期監査、臨時監査等に関して、監査対象の本部部門長、部局長にアンケート形式（監査方法、監査内容、監事意見等）により監査報告に対する意見を聴取し、出された意見を今後の監査に活かしていく。

第2章 監査結果

国立大学法人京都大学監事監査規程及び平成29年度監事監査計画に基づき、業務及び会計について定期監査及び臨時監査を実施し、役員会その他重要な会議に出席して審議過程及びその結果を確認するとともに、業務に関する重要文書を閲覧した。

更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、事務担当部門責任者等との面談及び書面により担当業務の進捗状況等について確認した。

また、会計監査人の監査に立ち会うとともに、監査結果の報告を受け、監査を実施した結果、以下のとおりと判断した。

- (1) 業務は、法令等に従って適性に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されている。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び業務の適性を確保するための体制が、業務方法書等の見直しにより適切に整備、運用されている。
- (3) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は、法令等に違反する重大な事実は認められない。
- (4) 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づく財務諸表及び決算報告書について、財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況を正しく表示しており、決算報告書は、予算の区分に従い、決算の状況を正しく表示している。
- (5) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当である。

定期監査及び臨時監査の概要及びそれらに基づく具体的意見は次章以下のとおりである。

第3章 定期監査

定期監査では、平成29年度国立大学法人京都大学監事監査計画に基づき、業務監査と会計監査を実施した。

業務監査については、役員会、拡大役員懇談会、教育研究評議会、経営協議会、部局長会議などの主要な会議に出席し、審議過程及びその結果を確認するとともに、業務に関する重要な文書を閲覧した。また、計画に掲げた監査事項については、平成30年4月～6月に担当部門責任者等との面談及び書面による説明を受けた。

会計監査については、会計監査人の監査に立ち会うとともに、会計監査人から監査概要報告書の説明を受け意見交換を行った。さらに、四者協議会（理事、監事、会計監査人、監査室）において意見交換を実施した。

監査結果及び監事意見は以下のとおりである。

第1節 業務監査

1 大学の管理運営について

1.1 戦略的な大学運営

1.1.1 指定国立大学法人構想に基づく京大版プロボストの導入

平成29年6月に指定国立大学法人の指定を受けるに至った。指定国立大学法人として掲げた構想の実現に向け、平成29年10月に大学の将来構想や組織改革などの包括的課題について部局や学系と密接な連携調整のもと企画・戦略立案を図るためにプロボストを指名し、プロボストオフィスを設置した。また平成29年11月にプロボストを議長とし、プロボストが指名した副プロボスト4名及びその他9名の教員による戦略調整会議を設置した。今後は、プロボストオフィスや関係部署と連携し、構想に掲げた取り組みの更なる推進を図っていく。また、指定に伴う国立大学改革強化推進補助金への申請を行い、3.8億円の交付に至った。構想実現に向け適切な配分を行うとともに、関係各所と調整の上、執行管理を行い、実績報告書を取り纏めた。

プロボストオフィスはIR推進室と連携し、指定国立大学構想の具現化に向けた戦略調整会議（カウンスル）での検討にあたり学内外の先進事例等の情報を提供するなどの支援を開始した。具体的には、本学の若手教員比率の推移、リクルーティングオフィスの国内外の先進事例、GSTセンターに関する国内外の先進事例についてレポートすることにより、議論をより活性化することができた。

1.1.2 学域・学系制の検証

平成28年4月1日から開始された学域・学系制について、制度導入後の運用状況を把握し、制度にともなう変革が見られるか、実態が制度とかけ離れたものになっていないか検証するため、全学域長および学系長を対象として平成29年6月にアンケートを行った。アンケートの回答を踏まえ、平成29年10月に企画委員会において制度の改善が必要であるか否かの審議を行い、検証結果を平成30年2月の全学会議で報告した。今後も引き続き制度の運用状況については企画委員会において丁寧に検証作業を行っていく予定である。

1.1.3 ダッシュボードの構築

京都大学ダッシュボードは教職員数や人事給与・財務情報などの経営に関する情

報を視覚化し、簡易な分析をサポートする経営支援ツールであり、これまでに蓄積した情報から抽出・加工した各種大学基本情報及び KPI について、執行部がリアルタイムに本学の状況を確認し時宜に応じた判断をできるように支援することを目的としている。今後、必要な情報を検討のうえ不足している情報の収集、既存情報の粒度等を検討し、内容及び対象について充実を図る予定である。

1.1.4 国際交流施設整備検討ワーキンググループの運営

京都大学創立百二十五周年記念事業実施委員会幹事会の下に国際交流施設整備検討ワーキンググループを設置した。本ワーキングでは、国際交流・研究力強化・社会連携の3本柱の核となって京大の発展を象徴する記念施設を整備すべく、施設のコンセプト案について検討する。（総工費想定額：28億円）

1.1.5 創立百二十五年史編集委員会の運営

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会の下に設置されている百二十五年史編集委員会を開催（平成29年7月10日）し、「京都大学百二十五年史」編集方針（案）を策定し、記念事業委員会です承を得た。平成30年度は、編集委員会を1回開催して、「京都大学百二十五年史」の編集作業状況の報告を行う予定である。

1. 2 組織・制度の見直し

1.2.1 国際戦略本部の機能強化

全学的な国際化をさらに推進するため、国際戦略本部の各種事業展開に関する報告・情報交換・課題洗い出し・今後の方針の検討をする場として「国際戦略コアミーティング」を平成29年5月に設置した。また、国際戦略本部の機能強化に向けた検討作業を進め、平成30年度から次のような新体制とすることを決定した。

【人員】①国際戦略本部長の下に副本部長を新たに1名追加する。②外国人教員1名のみである国際戦略本部員を、平成30年度に3名まで増強する。そのための選考委員会を平成29年度に実施し、28名の応募者から2名の採用を決定した。③関係理事補6名（国際担当3名、学生担当1名、教育担当1名、研究担当1名）、学術研究支援室国際グループURA等に、国際戦略本部員を兼務発令する。

【委員会】①国際展開委員会を廃止し、国際戦略本部運営協議会を唯一の決議機関とすることで、意思決定を迅速化する。②同運営協議会の下に、3つの専門部会を設置（海外拠点運営専門部会（既設）、パートナーシップ専門部会及び国際環境整備専門部会（新設））する。③主に外国人教員で構成される国際戦略アドバイザーボードを設置する。

1.2.2 国際化推進に関する新指針の検討・策定

前項に挙げた国際戦略コアミーティングにおいて関係理事を交え、「国際化推進に関する基本コンセプト」（案）を検討し、計36部局を訪問して各部局長及び関係教職員の意見を聴取したうえで成案を整備した。本コンセプト（案）は、本学の国際化における未来像について、教育、研究、社会貢献を中心の柱として、今後の方向性を示すものである。

1.2.3 事務組織の改善の現状と課題

平成28年9月14日に策定された「第三期中期目標・中期計画期間における事務改革の基本方針」のI-1の「事務組織体制のあり方について引き続き検討し、必要に応じた見直しを行う」こととして、事務組織の見直しを行い、以下の改組を行った。

- ① 平成 29 年 10 月 1 日付けのプロボスト（戦略担当理事）設置に伴い、プロボストの行う業務に係る事務に関し、必要な企画立案、連絡調整等を行うため、プロボストオフィスを設置した。
- ② 医学研究科における効果的・効率的な業務運営を図るため、平成 29 年 10 月 1 日付けで、医学研究科事務部を部課長制とした。
- ③ Kyoto iUP（吉田カレッジ）の実施に関して総括、連絡調整等を行う組織として、平成 29 年 12 月 1 日付けで、国際高等教育院に吉田カレッジオフィスを新設した。（吉田カレッジオフィスに、事務組織として吉田カレッジオフィス事務部を置いている。）
- ④ 不正対応を含む研究に関するコンプライアンス全般を所掌するため、平成 30 年 4 月 1 日付けで、既存の研究倫理・安全推進室と研究推進課の研究・コンプライアンス掛を統合する形で、研究推進部内に研究倫理・安全推進室を設置した。

1.2.4 教育研究組織の設置・改廃に関する平成 29 年度の実績と平成 30 年度の計画

教育研究組織について、各組織の教育研究上のミッションや将来構想を踏まえた企画委員会における審議を経て、以下のとおり平成 29 年度中に 4 件、平成 30 年 4 月に 6 件が設置・改組されるに至った。

- ・医学研究科附属医学教育推進センターの附属医学教育・国際化推進センターへの改組（平成 29 年 4 月 1 日設置）
- ・物質-細胞統合システム拠点と高等研究院物質-細胞統合システム拠点に改組（平成 29 年 4 月 1 日設置）
- ・国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センターの設置（平成 29 年 4 月 1 日設置）
- ・文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻の設置（平成 29 年 10 月 1 日設置）
- ・教育学研究科教育科学専攻、臨床教育学専攻の統合による教育学環専攻の設置（平成 30 年 4 月 1 日設置）
- ・生命科学研究科、放射線生物研究センターの統合に伴う生命科学研究科の改組（平成 30 年 4 月 1 日設置）
- ・医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の設置（平成 30 年 4 月 1 日設置）
- ・原子炉実験所の複合原子力科学研究所への名称変更（平成 30 年 4 月 1 日設置）
- ・工学研究科附属グローバルリーダーシップ大学院工学教育推進センターの附属工学基盤教育研究センターへの改組（平成 30 年 4 月 1 日設置）
- ・大学院横断教育プログラム推進センターの設置（平成 30 年 4 月 1 日設置）

1.3 年度計画の進捗度

平成 28 年度の評価では、業務運営・財務内容等の状況のうち、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」について、一計画が数値目標の未達により「年度計画を十分には実施していない」と課題として指摘を受けたことを総合的に勘案され「おおむね順調に進んでいる」と判断されたが、それ以外の項目については「順調に進んでいる」と判断され、全体評価についても「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいると認められた。

平成 29 年度計画に係る業務の実績の進捗状況は、昨年度に課題とされたことへの対応を踏まえつつ、事務本部各部及び各部局に対して進捗状況調査（11 月）を実施し、大学評価委員会及び点検・評価実行委員会の委員で構成する業務実績報告書検討 WG において、業務実績報告書（たたき台）に基づき検討（12～1 月）を行った。年度末（2 月）には、事務本部各部及び各部局に対して再度進捗状況調査を実施し確認を行った。なお、平成 29 年度実績評価の判定については、入学志願者確保に向けた取組に係る計画、特色入試・高大接続入試センターの取組に係る計画、社会連携事業に係る計画の計 3 計画について計画を上回って実施している旨、平成 30 年 4 月 20 日の大学評価委員会で審議し、取りまとめる予定。5 月に関係部署に最終確認を行い、6 月の全学会議での機関決定を経て、国立大学法人評価委員会に提出する。

平成 29 年度に以下の取り組みを重点的に行った。

1.3.1 指定国立大学法人構想の実現に向けた対応

平成 29 年 6 月に指定国立大学法人の指定を受け、プロボストオフィスをはじめ関係各所との連携により、指定構想の着実な実現に向け、各事業の進捗状況を把握するとともに、学生定員の自由化、留学生授業料の上限撤廃等、必要な規制緩和について検討を行った。また、喫緊の課題とされる、研究力強化に向けた新たな若手教員の拡充施策について、戦略調整会議での議論を踏まえ、適切な教員定員の措置に向けた検討を行った。

1.3.2 「京都大学の改革と将来構想」（WINDOW 構想）の改定

平成 27 年 6 月に策定した「京都大学の改革と将来構想」（WINDOW 構想）について、平成 29 年 9 月分までの取組を実績集として取りまとめて学内に共有するとともに（平成 29 年 10 月・教育研究評議会報告）、これまでの成果及び今後の展開並びに社会環境等の変化を踏まえ、同構想の改定を行った（平成 30 年 3 月）。

加えて、特に優れた実績を社会に発信するため、「WINDOW 構想実績集」（公表版）を作成し、同構想の改定版とともに本学ホームページにおいて公表した（平成 30 年 3 月）。公表に当たっては、従前の Web サイトをリニューアルするとともに、広く世界へ向けた情報発信が行えるよう、新たに英語版の Web サイトを公開した。また、実績集公表版については、平成 29 年 10 月の経営協議会において「京都大学の強みやこだわりを解りやすく伝えられるよう作成することが重要である」旨の意見をいただいたことを踏まえて、「京大らしさ」が表れた実績について、簡潔な言葉遣いと写真を多く用いて作成し、かつ各取組の掲載箇所には、当該取組の詳細を掲載した Web サイトのリンクも表示しており、読者がさらに詳しい情報が調べたいよう、好奇心を刺激するような構成とした。

1.3.3 教育に係る自己点検・評価の実施

自己点検・評価に係る基本方針や平成 28 年度に取りまとめたスケジュールに基づき、大学機関別認証評価（平成 31 年度受審予定）及び国立大学法人評価・4 年目終了時評価を見据えて、平成 29 年度は、学部・研究科において、教育に係る自己点検・評価を実施した。平成 29 年 6 月 14 日に担当者向け説明会を実施し、平成 30 年 1 月 10 日を期限として、現況調査表（教育）・チェックリストの作成を依頼した。その後、企画課 IR 推進室における確認を経て、2 月に自己点検・評価（教育）WG による点検・評価作業を実施し、平成 30 年 3 月 19 日の大学評価委員会において「現況分析結果（素案）」として取りまとめ、平成 30 年 4 月に学部・研究科宛に WG コメントや最終実績・数値の更新等について依頼した。今後、学部・研究科からの再提出を受け、

自己点検・評価（教育）WGにおいて確認を行い、平成30年7月の大学評価委員会において「現況評価結果」として取りまとめる予定である。

1.3.4 京都大学の卒業生と教育に係るアンケートの実施について

卒業生の学習成果を確認し、更なる教育の質の改善・向上を目指すとともに、関係者のニーズと期待を把握するため、卒業生が就職した民間企業を対象にアンケート調査を実施した（平成29年8～9月、送付2,485社、回収率18%（445社） ※前回：平成27年度実施 送付4,197社、回収率7.5%（313社））。同調査結果については、教育に係る自己点検・評価用の資料として部局に共有するとともに大学公式ホームページにて公表したほか（平成29年11月）、IR推進室においてさらに掘り下げた分析を行い、IRフライヤー（学生向け・教職員向けの2種）を作成し、執行部をはじめとする全学に共有した（平成30年1月）

1.3.5 高速で信頼性が高く安定性が確保された情報ネットワーク基盤を整備・運用

KUINSには高い可用性が求められるため、財源が確保でき次第、緊急度や重要度が高い箇所から冗長化等の対策を行っている。平成29年度は、次の6点の対策を実施した。

- （1）無線LANの認証サーバの冗長化
- （2）基盤コンピュータシステムの構内スイッチのバッテリー交換
- （3）老朽化が目立った館内スイッチ10台を新機種に交換
- （4）基幹スイッチ1台の制御用モジュール冗長化
- （5）基幹スイッチ2台の電源部冗長化
- （6）ネームサーバを4台増設、また犬山の1台をパブリッククラウドへ移設

1.3.6 情報セキュリティ強化

（1）情報格付けの標準化作業

これまでの情報格付け基準では、個別の情報の取り扱いが抽象的であり、運用にあたって個々の情報に対してどのような格付け・取り扱い制限を行うべきかを示してほしいという要望があった。

平成27年度より、文書管理規程の文書分類ごとに格付け及び取り扱い制限の標準を作成し、それを情報格付け基準に盛り込む作業を進めており、平成29年度に概ね完了した。また、情報格付け基準へのアクセシビリティ向上のため、教職員ポータルへリンクを行った。

（2）情報セキュリティ e-Learning の受講促進

構成員への情報セキュリティ教育活動として、情報セキュリティ e-Learning を提供し、教職員と学生のポータルサイトで直接未受講者に受講するように通知、部局長にあてた未受講者のリストの送付、部局長会議での報告などを通じて、受講促進を図っている。

（3）個人情報の管理の徹底についての注意喚起を実施

本学において、メール送信時の添付ファイルの誤りやUSBメモリ等の紛失により、個人情報が漏えいした可能性があるなどの事案が発生したことを鑑み、具体的な確認事項を付した個人情報の管理の徹底についての注意喚起を総務部法務室と連携して実施した。

（4）標的型攻撃メール訓練の実施

平成27年度より、標的型攻撃メール訓練を実施しており、平成29年度も全教職員約12,000名を対象として実施した。実施3ヵ年で開封率は漸減しており、

訓練は一定の効果を上げていていると考えられる。日常的な不審メールの報告が増加しており、グループウェア等への注意喚起の実施回数も増加している。これは、不審なメールを受信した際の対応が浸透してきた成果と考えられる。

1. 4 法定会議の審議状況

平成 29 年度には、役員会を 23 回、経営協議会を 8 回（書面審議 5 回を含む）、教育研究評議会を 11 回、総長選考会議を 3 回開催した。各会議における決定事項は議事録に記載のうえ、本学のホームページに掲載し、学内・学外に開示している。

平成 30 年度は会議予定カレンダーにしたがって開催を予定している。（※総長選考会議は経営協議会と同日に開催予定）

なお、経営協議会では、平成 26 年度より、学外委員が本学の教育研究活動について理解を深めることを目的として授業や施設の実地視察を行っているほか、役員と学外委員との意見交換の場を設けて本学の業務運営に関する意見を聴取するなど、会議運営を工夫しており、平成 30 年度以降も、引き続き同様の取り組みを行う予定である。

1. 5 学内規程の整備状況

1.5.1 内規の制定・改正時における内規の文言等の確認

平成 29 年 9 月より、各組織（部局、事務部等）において内規の制定・改正をする際に、総務部総務課法規企画掛において、内規の制定・改正案の本学他規程との整合性や使用する文言、体裁の確認等を行っている。

1. 6 法令遵守（コンプライアンス）および危機管理への取り組み

1.6.1 コンプライアンス対策と課題

(1) インハウス弁護士の人材育成評価制度の整備について

平成 29 年度には、特定専門業務職員（インハウス弁護士）の普及・定着について、法務・コンプライアンス担当副学長を中心に議論を進め、特定専門業務職員による法務相談体制の整備、特定専門業務職員個々人の資質向上と法務室全体のパフォーマンス向上、活性化を図ることを目的とした「勤務評定制度」を整備した。

平成 30 年度には「勤務評定制度」に基づく個別の人材評価を開始し、京都大学に相応しいインハウスの体制整備の議論をさらに進める予定である。

(2) コンプライアンス・ガイドブックの作成について

平成 29 年度には、全教職員に対してコンプライアンスに関する総括的・一般的な基礎知識を付与し、意識向上を図ることを目的に、事務本部各部と連携して「コンプライアンス・ガイドブック」の企画・作成作業を行った。

平成 30 年度には、「コンプライアンス・ガイドブック」の印刷及び全教職員への配付を行い、今後 2 年間を利用期間として、その間に配付手法等を含めた課題・問題点を抽出し、コンプライアンスの更なる推進・強化を図る。

1.6.2 国際関係危機管理に関する体制整備

国際関係の危機管理体制の整備・強化を目的として、平成 29 年 4 月に国際戦略本部に国際関係危機管理検討ワーキング・グループを設置し、「海外渡航にかかる可否

判断基準」を制定したほか、包括的なリスクマネジメントの観点から、教職員向け「学生の海外渡航に関する安全対策チェックリスト」、「誓約書」の様式例を整備するとともに渡航者向けの安全対策リーフレットを発行した。

旅行保険に関しては、「国立大学法人京都大学旅費規程質疑応答集（第 5 版）」の「9-10 旅行保険料」の改訂に伴い、平成 29 年 8 月に、本学の業務として外国出張を命令もしくは依頼するにあたって、出張者の渡航中の危機を想定して予め体制を整えるため、各部局において外国出張を命令・依頼する際にアイラック危機管理支援システム等の海外緊急時支援サービスへの加入を強く推奨する国際担当理事通知を各部局へ発出した。あわせて、海外緊急時支援サービスは出張者個人が加入する海外旅行保険の範囲内の支援が前提となることから、出張者には治療・救援費用無制限の海外旅行保険に加入するよう指導を依頼し、「国立大学法人京都大学旅費規程質疑応答集（第 5 版）」の「9-10 旅行保険料」で説明されている旅行保険料の立替払いについて明記した。

同時に、全学での海外旅行保険包括契約に向けて各社の条件調査等に着手し、各部局の条件等に応じた効果的な契約方法等について交渉を継続している。

監事意見

■ 京大版プロボストオフィスの導入

平成 29 年度より、指定国立大学法人の指定を受け、その構想に基づき、平成 29 年 10 月より大学の将来構想や組織改革などの包括的課題について部局や学系と密接な連携調整のもと企画・戦略立案を図るためにプロボストを指名し、プロボストが行う活動に必要な調査研究その他の支援を行うプロボストオフィスを設置した。また、平成 29 年 11 月に設置した戦略調整会議（カウンスル）において、京都大学の将来構想に向けた戦略を練り展開するために、執行部と部局との調整をおこなうことになった。国民の期待に応えて、京都大学が世界をリードする大学となるための第一歩として高く評価し、今後の発展を期待する。

2 研究推進について

2. 1 研究力強化と研究者支援

2.1.1 研究支援体制の整備

全国の大学に先駆けた取り組みとして、平成 24 年度に URA 制度を導入し、その体制としては、学術研究支援室及び部局組織に URA を配置していたが、大学全体、各部局及び個々の研究者が必要とする支援への機動的かつ柔軟な対応を行うこと、また、情報の共有化及び連携・協働による支援体制の強化を目的として、平成 28 年度より、URA の所属を学術研究支援室に一元化し、平成 29 年度末現在、学術研究支援室にて 44 名の URA を雇用している。

URA 体制の一元化により、外部資金獲得支援や学内研究支援事業の設計等の研究者支援に加え、大学の経営マネジメント強化への貢献が拡大した。また、文部科学省補助事業「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」の事後評価において、評価対象 5 機関のうち本学のみが最高評価を獲得し、他機関の参考となる先進的取組を実施しているとの評価を受けるなど、日本の URA システムの先導的モデルとして我が国の大学等をリードしていくことを期待されているところである。さらに、文部科学省補助事業「研究大学強化促進事業」の中間評価にお

いて、評価対象 22 機関のうち 5 機関のみである S 評価を獲得し、全学一元化体制による多面的・先進的な取組等が高く評価されるなど、全国的なロールモデルとして成果が期待されている。

2.1.2 学内研究支援事業の見直し

研究担当理事の下に設置する研究戦略 TF において、各種研究支援事業の検証を行い、改善策について検討した。具体的には、コアステージバックアップ研究費やリサーチ・ディベロップメントプログラム【いしずえ】の応募条件等を変更することにより、より有益な事業となるよう見直しを行った。また、従来、戦略的研究推進経費で実施していたリサーチ・ディベロップメントプログラム【いしずえ】・【あいだ】を重点戦略アクションプランに位置付け、予算を一体的に運用することにより、最適な研究支援が可能な体制を構築し、平成 30 年度より実施することを決定した。

2.1.3 特定専門業務職員（URA）の無期雇用化

URA のキャリアパスの明確化及び URA がモチベーションを維持できる環境を整えることにより、優秀な URA の育成・確保及び URA の内在化を進め、大学研究力のさらなる強化を実現するため、URA の無期雇用化の検討を行ってきた。具体には、「国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則」の改定（第 19 条の 2）、「京都大学学術研究支援室特定専門業務職員（URA）勤務評定実施要領」及び「京都大学学術研究支援室・特定専門業務職員（URA）の無期雇用転換に関する申合せ」の策定等を行い、平成 29 年度に実施した勤務評定に基づき平成 30 年 4 月付けで計 2 名の URA につき無期雇用化を実現した。学術研究支援室全体の URA の人数構成等も鑑みながら、今後も引き続き優秀な URA の無期雇用化を進めてゆく。

2.1.4 各種競争的資金の実績（件数、金額）

平成 29 年度実績は、科学研究費助成事業 3,759 件、14,491,003 千円（前年度比：141 件減・282,126 千円減）、機関経理補助金 42 件、1,854,575 千円（前年度比：5 件減・2,199,331 千円減）、その他補助金受入 107 件、235,132 千円（前年度比：10 件減・135,251 千円減）

2.1.5 特許・著作物・マテリアルの件数と活用

平成 29 年度実績は、特許 179 件 640,395 千円（前年比：20 件増・180,359 千円増）、著作物 11 件 2,639 千円（前年比：同件数・481 千円減）、マテリアル 69 件 60,862 千円（前年比：2 件増・19,485 千円減）。

そのための特許出願・維持費用は、245,107 千円（前年比：5,485 千円減）、そのうち iPS 関係は 139,052 千円（前年比：13,228 千円増）。

知的財産権化の選別（出願時や登録時など）については、技術移転機関を活用しマーケティングを行うなど技術移転の可能性等も考慮し決定している。また、出願から 3 年程度経っても技術移転が進まないものについては権利化を断念し、技術移転が進んでいるものについてはライセンスに維持費用を負担してもらう等、出願等費用の抑制に努めている。

2.2 若手研究者の育成

2.2.1 次世代研究者育成支援事業

白眉プロジェクトについては、平成 28 年度より、プロジェクトの構成を見直し、従前の白眉プロジェクトを踏襲した【グローバル型】に加え、文部科学省「卓越研究員事業」を活用した【部局連携型（テニュアトラック型）】による募集を新たに行

い、テニュアトラック制の若手研究者採用のスキームを確立した。

また、京阪神次世代グローバル研究リーダー育成コンソーシアム(K-CONNEX)においても若手研究者を採用し、その育成支援を行うなど、次世代研究者の支援に積極的に取り組んでいるところであり、事業の中間評価においても、評価対象の4機関のうち本学のみが最高評価を獲得し、所期を超えた取組が行われているとの高い評価を受けた。本学独自の事業に国の新規事業を連携させる工夫などにより、若手研究者の選択肢の幅が広がり、流動性と安定性を有する特色ある取り組みになっている。

2.2.2 白眉プロジェクト等若手研究者育成の状況

平成29年度は、【グローバル型】については、382名の応募があり、11名（准教授6名、助教5名）の採用を決定した。【部局連携型（テニュアトラック型）】については、本学から9ポストを提示し、調整の結果、5名（准教授3名、助教2名）を採用した。

文部科学省より採択を受けた「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」において、次代を担う若手研究者の育成を目指す事業による国際公募を実施し、平成29年度は3部局（3名）を採用した。また、新たに2部局（2名）の事業を選定し、平成30年度の採用を目指して、国際公募等の調整を行った。

2.3 産官学連携の推進

2.3.1 アントレプレナーと京大のテクノロジーのマッチングイベントの運営

出資事業における大学発ベンチャー支援施策として、起業家候補者の人材プールを創出し、ヒトを軸とした大学発ベンチャーのエコシステム構築を目指し、京都大学イノベーションキャピタル㈱と協力して、ベンチャー経営に興味のある人材と大学のテクノロジーシーズをマッチングするクラブ、“Entrepreneur Candidate Club (ECC-iCAP)”を設立し、マッチングイベントの運営を開始した。

2.3.2 京都アカデミアフォーラムの設置

本学の首都圏における産官学連携活動の推進拠点並びに京都府内の大学と連携した情報発信拠点として、平成29年7月に「京都アカデミアフォーラム」を設置した。また、平成30年度より、隣接する東京オフィスの運營業務について、渉外担当理事より産官学連携担当理事に移管し、一体的な運用を行うことを決定した。これにより、首都圏における拠点機能を高め、一層のプレゼンス向上を図っていく。

2.3.3 京大オリジナル株式会社の設立

産官学連携の新しい「京大モデル」の構築に向けて、国立大学法人京都大学が、2017年（平成29年）6月30日に文部科学省より指定国立大学法人に指定され、京都大学の研究成果を活用する事業（国立大学法人法施行令第24条に定める特定研究成果を活用する事業）を実施する株式会社への出資が可能となったことを受け、新たに設立される京都大学の完全子会社として、コンサルティング事業、研修・講習事業等を事業の柱とする「京大オリジナル株式会社」の設立に向けた取り組みを実施した。

具体的には、プレ事業として東京丸の内の京都アカデミアフォーラムにおいて、京大テックフォーラム等を開催するとともに、新会社で実施する事業内容を調査・検討し、事業計画を作成のうえ、3月30日に出資認可申請を行った。

2.3.4 産学共同講座・部門制度の設立

平成 29 年 6 月 30 日に文部科学省より指定国立大学法人の指定を受け、既存の枠組みにとらわれない産官学連携の促進を図る一環として、「組織」対「組織」の産官学連携を拡充し、その取組みの加速化を通じて、研究成果の社会展開やイノベーション創出を目指している。「組織」対「組織」の本格的な産官学連携を展開するために、民間企業等からの大型資金の導入を進め、さらに民間企業等のノウハウ・知見を取り込み、知・人材・資金の好循環を生み出すことにより、本学の研究教育活動の活性化へとつなげることを目的として、新たに「京都大学産学共同講座及び産学共同研究部門規程」（平成 29 年達示第 59 号。以下「本規程」という。）を制定した。本規程は、これまで「京都大学共同研究講座及び共同研究部門の実施について」（平成 22 年 3 月 9 日・理事（産官学連携担当）裁定）により実施してきた共同研究講座・共同研究部門制度を抜本的に見直し、新たに、産学共同講座・産学共同研究部門制度として、弾力的な取扱いが可能となるよう制度を改正した。

2.3.5 ワンストップ・バイオリソース事業の設立支援

本学では、ヒト・バイオリソースの利活用による創薬ターゲット及びバイオマーカーの探索並びに統合データベースの開発等を行うため、クリニカルバイオリソースセンターを医学部附属病院に設立した。本学と株式会社エスアールエル、株式会社椿本チエイン、シスメックス株式会社、株式会社アスクレップ、株式会社島津製作所、富士通株式会社及び株式会社 SCREEN ホールディングスは、わが国における革新的医療開発に貢献することを目指し、それぞれの研究基盤、事業基盤を活かした新たな産学連携モデルを構築し、クリニカルバイオリソースセンターによるワンストップバイオリソース事業を実施するとともに、企業 7 社は、株式会社 KBBM を新たに設立して同事業を推進し、両者で、より有効でより安全な医薬品、治療法をより迅速に患者さんに届けるための「産」 in 「学」の新たな産学連携に取り組むこととした。

2.3.6 ライセンス等の対価として取得する株式等取扱規程の一部改正

これまで当該規程において、取得と管理の双方が定められていたが、「株式等管理規則」の制定に伴い、本学が取得した株式等の管理方法が定められたことから、一部改正を行った。これにより、取得判断を行う産官学連携本部長と、管理責任者である財務担当理事の責任が明確になった。

2.3.7 産官学連携資金の実績（件数、金額）

平成 29 年度実績は、寄附金 25,514 件、8,879,376 千円（前年度比 7,203 件増・2,096,987 千円増）、共同研究 1,150 件：約 59 億 11 百万円（前年度比：34 件減・約 3 億 71 百万円増）、受託研究 1,023 件：約 241 億 67 百万円（前年度比：6 件増・約 26 億 3 百万円減）※間接経費含む。（治験を除く。）

2.3.8 出資事業の進捗状況

京都 iCAP による出資金投資状況は、ファンド設立(2016)から 5 年間で、新規投資 50 件、50 億円 の計画に対し、実績では、平成 29 年度末時点で 17 件、24 億円（追加投資含む）と極めて順調に推移している。また、大学におけるプレインキュベーション等のベンチャー支援状況は、支援プログラムとして、GAP ファンドプログラム（9 件採択）、インキュベーションプログラム（15 件採択）を実施した。また、国際イノベーション棟に設置しているベンチャーインキュベーションセンター（KUVIC）の貸出を行なった。

2. 4 国際学術交流の推進

2.4.1 「京都大学サンディエゴリエゾンオフィス」の新設

国際シンポジウムの共催や、大学間協定に基づく研究者・学生交流等を通じて、学術協力連携体制を構築・強化してきたカリフォルニア大学サンディエゴ校（以下、「UCSD」）の協力のもと、UCSD キャンパス附近に平成 29 年 4 月に「京都大学サンディエゴリエゾンオフィス」を新たに設置し、同年 7 月に開所式を執り行い、全学的な米国西海岸における国際共同研究の創発、産学連携の支援を進めている。平成 30 年 1 月には文学研究科の研究者を UCSD に派遣し、野生動物研究センターで UCSD の研究者を受け入れた。また、UCSD と iPS 細胞研究所の研究者交流に向けた検討も開始している。

平成 30 年度には、ワシントン D.C. に新たに北米拠点を設置する予定であるが、サンディエゴリエゾンオフィスを含め、北米全域の海外オフィスのミッション・機能を整理し、地域戦略に沿った効果的な活動展開が可能となるよう見直しを図る予定である。

2.4.2 欧州拠点の活動見直しによる機能集約・効率化

従前、イギリス・ロンドンとドイツ・ハイデルベルクの 2 箇所に欧州拠点事務所を設置していたが、ロンドンオフィスを閉鎖し、その機能を大学本部及びハイデルベルクオフィスに集約し、同オフィスが欧州全域に亘る国際交流活動を支援・統合するものとして、効率的な運営を進める体制を整えた。

2.4.3 京都大学北米拠点の設置

平成 29 年 2 月に、ワシントン D.C. に設置することを決定した「京都大学北米拠点」について、法的ステイタスならびに会計・税務等の各種手続きに関する調査を進めてきたが、拠点所長候補者の選定に時間を要し、設置が平成 30 年度にずれ込む結果となった。平成 30 年度前半に、学内教員から最終候補者を選定し、まずは東海岸におけるネットワーク構築ならびに研究・学生交流推進のための情報収集・調査を進める予定である。

2.4.4 共同研究・技術移転のグローバル化への取組

国際産学共同研究を推進するため、独国 BASF 社や Bayer 社などの海外企業と AGORA（ワークショップ）を開催し、企業と研究者のマッチング等を図った。さらに、学内契約事務担当者向けに国際法務セミナーを開講した。

2.4.5 「国際的な事務職員」養成のための取り組み

「WINDOW 構想」における「英語が堪能で事務を能くする「国際的な事務職員」の養成」や、第 3 期中期目標・中期計画における「外国語力基準（※）を満たす専任職員 120 人の確保」の目標達成に向け、国際化を支える職員の計画的な育成を行う一環として、職員が自身の英語力を確認するとともに、語学習得に対するモチベーションを向上させることを目指して、以下の研修等を整備・実施した。

(1) TOEIC L&R IP テスト団体受験

業務の一環としての TOEIC L&R IP テスト団体受験を実施した。

対象者は京都大学に在籍する常勤職員（一般職（一）適用者）及び事務職員（特定業務）のうち、所属上司（部長・課長等）が受験を認める者として希望者を募集し、平成 29 年度中に 2 回、計 33 名（第 1 回：21 名、第 2 回：12 名）に対する団体受験を実施した。平成 30 年度以降も継続して実施を予定。

(2) TOEIC 関連 e-learning 受講料全学補助

人事課が実施する通信教育のうち TOEIC 関連講座を受講・修了し「修了証」が交付された（一般職（一）適用者）及び事務職員（特定業務）のうち条件を満たす者について、受講料の全額補助（人事課及び国際交流課で各半額を補助）を開始した。国際交流課からは平成 29 年度中に 2 回、計 23 名（第 1 回：15 名、第 2 回 8 名）に対する補助を実施した。平成 30 年度以降も継続して実施を予定。

(3) 英文ビジネス E メールライティング研修

増加する外国人研究者や留学生等への対応のため事務職員の実務において様々な場面で求められている英文 E メール作成能力の向上、および職員の業務に対するモチベーションの向上を目指して、業務の一環としての英文ビジネス E メールライティング研修を実施した。

対象者は京都大学に在籍する常勤職員（一般職（一）適用者）及び事務職員（特定業務）のうち、所属上司（部長・課長等）が受講を認める者とし、英文 E メールの作成経験がない、または豊富でない者も受講可能な研修内容としている。なお、平成 29 年度中に 2 回、計 48 名（第 1 回：24 名、第 2 回 24 名）に対する研修を実施した。平成 30 年度以降も継続して実施予定。

(※) 外国語力基準：英語・TOEIC 800 点以上

2.4.6 外国人研究者受入状況登録システム

外国人研究者等の受入データの集約・分析、重複業務の統合による事務の業務削減を目的とし、Web システムの設計・開発を行った。（平成 30 年 7 月より運用開始。）

2.4.7 研究者の国際交流（国際シンポジウム、研究者の受入と派遣等）

国際シンポジウム事業等の促進に関する平成 29 年度の実績は次の通りである

(1) 全学型シンポジウム

1) ハンブルク大学との共催による「ハンブルク大学 - 京都大学 共催シンポジウム 2017」（平成 29 年 6 月、於：ハンブルク大学、約 70 名参加）を開催した。本学とは、ハンブルク大学学長の本学訪問を契機に約 2 年前から交流が活発になっており、双方の研究の蓄積をもとに共同研究の展開が期待される 6 つの領域（碑文学、物理学、法学・経済学、高分子化学、日本学、感染症）において、最新の研究成果を共有し研究交流・連携の促進を図った。

2) ボルドー大学（フランス）との共催による「第 3 回ボルドー大学 - 京都大学共催国際シンポジウム」（平成 29 年 6 月、ボルドー、約 60 名参加）を開催した。ボルドー大学とは、平成 26 年の第 1 回シンポジウム以来、国際共同ラボ設置など活発な交流が続いている。平成 29 年は「先端医工分野における科学技術イノベーションの創出」をテーマに、大学と企業との医学・工学分野における共同研究・開発にスポットをあて、関連企業 7 社（CHANEL、日本 IBM 株式会社、プレキシオン株式会社、JSR ライフサイエンス株式会社、株式会社島津製作所、田辺三菱製薬株式会社、東芝メディカルシステムズ株式会社）からの参画も得て、大学主催シンポジウムを契機とした産学連携の機会の創出となった。

(2) 部局主導型シンポジウム

平成 28 年度からは第 3 期重点事業の一環として、部局主導型の「京都大学国際シンポジウム」を募集、採択しており、29 年度は以下を実施し、本学の研究の発信および国際連携強化を促進した。

① 人文科学研究所

ノートル・ダム大学－京都大学国際シンポジウム：紀元1千年紀イランと中央アジアの歴史と文化」（平成29年6月、英国・ノートル・ダム大学、70名参加）。文学研究科との協働で開催し、米、英、仏、蘭、伊、露、イスラエル、ウズベキスタンなどが参加、質の高い研究内容を発信、共有することができた。

② 工学研究科

京都大学国際シンポジウム：北欧/京都 有機合成を指向した有機金属化学 2017」（平成29年6月、日本・京都（スウェーデン・ストックホルム大学と共催）、107名参加）。理学研究科、薬学研究科、化学研究所、学際融合教育研究推進センター スーパーグローバルコース化学系ユニットとの協働で、北欧諸国の研究者らと有機金属化学（OMCOS）分野の成果を発表するシンポジウムを実施した。

③ こころの未来研究センター

「Kyoto University and Goldsmiths, University of London Future Mind-International Symposium」（平成29年9月、英国・ロンドン大学ゴールドスミス校、200名参加）。総合生存学館、学術情報メディアセンターとの協働で、情報技術と芸術表現とのコラボレーションのあり方を様々な角度から検討し、有益な知見が得られた。

④ 地球環境学堂

「京都大学－ハノイ理工科大学 アジア諸国に展開する地球環境学教育・研究連携に関する国際シンポジウム」（平成29年10月、ベトナム・ハノイ理工科大学、286名参加）。15カ国72機関から研究者・学生・民間企業関係者など幅広い参加を得て、2つの基調講演、12のサブセッション、ポスター発表等を実施した。

⑤ 理学研究科

「京都大学国際シンポジウム アジア伝統科学国際会議 2017」（平成29年10月、日本・京都、インド2機関、ドイツ1機関、フランス1機関と共催、82名参加）。科学史・歴史研究者、宇宙地球科学の研究者、科学技術社会論等の専門家が一堂に会し幅広いテーマについて議論を行った。

⑥ 総合博物館

「京都大学国際シンポジウム 脊椎動物種多様性のアジア多国間研究ネットワーク」（平成29年12月、ミャンマー・ヤンゴン大学、150名参加）。京都大学からの11件を含めて計10カ国から21件の発表が行われた。

2.4.8 若手人材（研究者・学生・職員）の海外派遣支援の状況

「京都大学若手人材海外派遣事業ジョン万プログラム」の職員派遣事業では、主に若手事務職員を対象に、海外の学術・教育機関や全学海外拠点等へ継続的に派遣することで、本学の次世代を担うグローバル人材育成の機会の充実を図っている。全学海外拠点への事務職員派遣も本プログラムの一環として実施し、拠点運営に主体的に参画させることで、企画力・対応力・マネジメント力を養成している。平成29年度においても昨年度と同様、国際業務の強化・発展に活用することを目的とした短期派遣プログラムとしてASEAN拠点（タイ・バンコク）へ2名、欧州拠点（ドイツ・ハイデルベルク）へ2名を派遣した。また、語学力・国際業務力に加え、グローバルマイン

ドの向上並びに国際的な人的ネットワーク構築を目的とした長期派遣プログラムとして米国（ワシントン D.C.）へ 1 名を派遣した。

さらに、海外の大学図書館の先端的運営に関する調査や、医療制度、看護ケアや看護管理実習等による専門性の高い知識習得を目的として、平成 29 年度は図書系職員 2 名（10 日間、オーストラリア・ニュージーランド）及び病院看護師 3 名（7 日間、アメリカ）を派遣し、得られた成果を本学のサービス向上に還元している。

平成 30 年度からは、現地で即戦力としてさらに円滑に拠点活動に参画できるように、派遣前 6 か月間に亘り、国際関連部署等において事前研修を実施することを決定した。また、人事課・国際交流課との連携の下、ジョン万プログラム事業（職員）とその他の海外研修（文部科学省、日本学術振興会等）を一元的に統括することにより、国際人材の育成基盤を構築した。その結果、研修修了後に海外で得た知見・能力を活かせる人員配置を行い、全学的な国際化を支える事務体制の整備を進めることができた。

日本学術振興会国際学術交流研修国際協力員として同会北京研究連絡センターに事務職員 1 名を 1 年間派遣したほか、米国カリフォルニア大学デービス校（UCD）とのインターンシッププログラムにより事務職員 1 名を 2 ヶ月半派遣し、同校での国際関連実務および同校ほか米国教育機関における学生の経済支援実態等にかかる調査に従事させ、海外における業務遂行能力の向上を図った。

平成 30 年度には日本学術振興会国際学術交流研修については同会ワシントン研究連絡センターに事務職員 1 名を派遣し、米国カリフォルニア大学デービス校（UCD）とのインターンシップについては同校から本学へ職員 1 名を迎えて国際担当部署または当該職員が希望する部署等で勤務させ、引き続き、本学事務職員の国際関係業務対応能力の向上を図る。

また、例年、国際交流実務を担当する職員による国際ワークショップ（ユニバーシティ・アドミニストレーターズ・ワークショップ：UAW）に職員を派遣しており、台湾・台北の国立台湾大学で開催された平成 29 年度の第 13 回ワークショップでは、12 の国と地域、27 機関から、100 名を超える参加があり、本学からは若手事務職員を含む 4 名の職員が参加して「国際活動・国際戦略を担う職員の資質・能力を育み続けていくには」をメインテーマに議論し、国内外の国際交流担当職員が直面する課題やその解決策について知見を深めた。平成 30 年度は香港科学技術大学における開催が予定されており、同様に事務職員を派遣する予定である。

2. 5 研究におけるコンプライアンス

2.5.1 公正な研究活動の推進

研究公正推進委員会において、前年度の「京都大学研究公正推進アクションプラン」の実施状況を検証し、概ね適切に取り組まれていることを確認し、その実施状況について各部局に共有を行った（平成 29 年 6 月）。また、平成 29 年度の実施状況を確認するため、学内調査を実施し、検証を開始した（平成 30 年 3 月）。

研究公正推進委員会において教材を検討のうえ、平成 29 年度は公正な研究活動の推進に関するコンプライアンス教育の実施の一環として、CITI Japan e-Learning を実施している（平成 29 年 8 月～）。本学で研究活動を行う全ての研究者（大学院生を含む）及び授業を行う者（非常勤講師等）は、e-Learning 研修を受けるとともに、合格点数に達することが定められている。また、日英併記のリーフレットを作成し、本

学で研究活動に携わる教職員及び大学院生を対象に配布した(平成 30 年 2 月)。

また e-Learning とは別に、各キャンパスや事務部の地区単位で本部職員が出向いて行う形の研修会を 3 回実施した。(平成 29 年 12 月～)

平成 29 年度は、本学で初めての研究不正事案が発生した。今後、再発防止策を進めていく中で、研究公正 e-Learning において全学の受講率が把握できていないことが新たな課題として浮かびあがった。その原因として、現在、研究公正 e-Learning では、外部資金等において独自の研修を受講することを義務づけているものがあることや、学内において同様の研修の受講が必要なものがあるため、指定の研修以外の方法(それらの他機関や部局における同程度の研修の受講等)での受講を認めていることが挙げられる。今後、本学の研究公正 e-Learning の受講を必須とすることなどの方法により受講状況を把握するとともに、未受講者に対して受講を促す通知など、受講率を高めていくための取組を検討していく必要がある。

2.5.2 ライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保に向けた取り組み

ライフサイエンス研究分野の体系的な教育研修として、e-Learning による基礎研修と講義形式の中・上級研修を実施し合計 403 名が受講した。(平成 29 年 9 月～30 年 3 月)

啓発セミナー(計 641 名出席)の開始、及び日本の名古屋議定書締約国入り(平成 28 年 8 月)に対応した本学での対応フローの通知・職員説明会等により、コンプライアンス強化を図った。(平成 29 年 8 月)

2.5.3 e-Learning 受講対象の一元的管理・通知について

研究倫理・安全推進室では 5 種類の e-Learning を実施しているが、受講者より自身がどの e-Learning を受講すべきなのか不明確であるという意見が散見される。e-Learnig の受講対象の一元的管理及び通知機能が求められるが、個人情報管理等との兼ね合いがあるので、関係部署との調整が必要と考えられる。

2.5.4 競争的資金等不正防止計画の実施状況

不正防止計画推進室において本部及び各部局における前年度の実施状況を検証し(平成 29 年 9 月)、特に参考となる部局の取組についてまとめ、本部及び各部局に共有を行った(平成 29 年 11 月)。22 部局に対してモニタリングを実施し、実態把握を行った(平成 29 年 11 月)。

平成 29 年度は競争的資金等の適正な運営及び管理に関するコンプライアンス教育の実施の一環として、e-Learning 研修「研究費等の適正な使用について」を実施している。(平成 29 年 12 月～)競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての教職員等は、e-Learning 研修を受けるとともに、誓約書を提出することが定められており、平成 29 年度中に提出しない者に対しては、平成 30 年度以降の競争的資金等への応募及び運営・管理に携わることができないこととしている。平成 29 年度末時点で、受講対象者のうち、98%以上の者が受講および誓約書の提出を行っている。このほか、研究費使用ハンドブック等についても、日本語版・英語版の双方を作成し、教職員等の研究費適正管理等の意識向上等を図った。

2.5.5 競争的資金等の不正事案対応

研究費の不正使用は、防止活動や規程の周知、ルールの説明などが重要であるが、毎年、研究費の不正事案、不正が疑われる事案が発生し、年間を通じて調査を実施している状況である。近年は、専ら不正経理である事案のほか、教職員の不法行為による公的資金の不正使用が疑われる事案があり、調査に着手する要因が通報によ

るもの以外でも対象とされた事案がある。公的資金（基盤経費、運営経費、診療経費、研究費などの全てを総称する。）によって、規則は学内で同じであるにも関わらず、当該部局との連絡、調査の取りまとめ、本部委員会の開催、役員への報告、記者会見、報道対応、懲戒処分、公表、それらに係る国や配分機関との協議、報告の一切を、単なる『経費の種別』によって実施担当部署が変化することは、意思統一、疎通の改善、担当部署の連携に過度な負担が生じ、健全なコンプライアンス対応と体制整備が構築されているとは言い難い状況である。不正事案の発生に対する大学で統一された対応、調査の実施、何よりも国民、社会に対する対応が求められるうえでは、指揮命令系統の整理と調査体制の再構築が必要と考えられる。今後も継続して検討を行う。

2.5.6 競争的資金等の適正管理

「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」は対象資金が「競争的資金等」に限定されているが、実際の不正経理は競争的資金や研究費だけに限らず運営費交付金や教育資金等あらゆる資金でも起こり得り、また複数の種類の財源が混じる場合も多いため、本部関係部署と包括的な対応の必要性の検討を行い、責任体制や不正使用に関する調査を履行するうえでの明確で柔軟な対応策が議論されたが、結論に至らなかった。今後も継続して検討を行う。

2.5.7 財務会計実務担当者講習会

財務会計講習会は、会計の様々な分野における業務を担当する職員を対象として、平成 22 年から継続して開催している。

開催にあたっては、講習会等の参加者から要望の多かった事項や日常業務における部局からの相談・問い合わせが多い事例等を踏まえ、実務担当者のニーズを盛り込む形で実施している。特に、29 年度には、「研究費不正使用の実態一本学における過去の実例から－」と題したコンプライアンスに関する講習を、各部局からの参加を義務づけて行うとともに、「会計実務におけるリスクとその対応及び財務分析入門」と題した内部統制に関する講習を、身近な事例を基に受講者同士がディスカッションする形式で行い、各部局の状況を情報交換できる機会を設けた。

受講者からは日常業務の再認識により、正しく理解することができたと好評を得ており、直接実務に携わっていない受講者からも、業務の流れをイメージすることができた等の感想が寄せられるなど、経理実務を担当する職員の人材育成に大きな効果が出ている。

2.5.8 安全保障輸出管理に関する教育・監査体制の整備

理工系の教員の e-Learning の受講状況が芳しくなく、部局を通して受講を促してもらっているが、効果があまりでないのが現状である。受講率の向上にむけて、今後も継続して検討を行う。安全保障輸出管理に関し、抽出部局の訪問モニタリングを開始しているが、今後、監査体制、報告等の整備を検討していく。

監事意見

■ 不正経理および研究不正の防止

平成 29 年度は防災研究所や経済研究所における不正経理に加えて、iPS 細胞研究所における研究不正が判明した。防災研究所の事案は研究組織における相互監視がうまく機能していなかったと思われるので、風通しの良くないと思われる研究グループに着目して、部局において不正行為を未然に防ぐ対策を講じる必要がある。一方、経済

研究所における旅費の不正使用は、本来不正防止を指導する立場にある部局責任者による不正であり、京都大学におけるコンプライアンス体制の根幹を揺るがす事案であった。公益通報システムが有効に働いたのは救いであるが、善管注意義務のある責任者による不正を防止する方策を検討する必要がある。iPS 細胞研究所における研究不正は、厳正な研究不正防止策を実施している部局であったため、元データが保存されていたので迅速に不正の検証を行うことができたが、他部局でも研究不正防止体制を整える必要がある。個人の資質にも依るので 100%の不正防止は望めないが、大学の信用を著しく失墜することになるので、防止体制を整えたうえでそれでも不正を行う者には厳正な処分を行うべきであろう。

3 教育推進について

3. 1 高大接続および入学者選抜の改革

3.1.1 高大連携事業の充実

本学主催の高大連携事業としては、連携協定締結教育委員会における連携指定校をはじめ全国の主要高校の生徒を対象に平成 26 年度より毎年 8 月に「京都大学サマースクール」を、平成 27 年度から毎年 3 月に各教育委員会から選出されたチームによる生徒研究発表大会「京都大学サイエンスフェスティバル」を実施し、参加者や教育委員会、学校関係者からは高い評価を得ている。

平成 29 年度より、京都大学サイエンスフェスティバルでの口頭発表とは別に、ポスター発表を通じて高校生が日頃の課題探究活動の成果を府県や学校の枠を越えて披露し、その後の自らの探究心や知的創造力の向上を目的に、新たに「京都大学ポスターセッション」を実施し、62 件のポスター発表が行われた。

3.1.2 高大接続ネットワーク構想

平成 29 年度より新たな取組みとして、本学独自の裁量で全国 8 地域における主要高校との直接的な連携を目的に、対象校へ個別に趣旨等の説明を行った結果、全国の国公私立高校 31 校の加盟を実現した。

今後は、ネットワークの拡充を目指すとともに、本学主催の高大連携事業の他に、加盟高等学校独自の企画も検討して行く予定である。

3.1.3 グローバルサイエンスキャンパス

平成 26 年度から本学と各教育委員会、高校との連携を図り理系学部を中心とした「グローバルサイエンスキャンパス」を開始して以来、特に分野別に少人数で行った専修コースでは、海外での学会発表や論文集（ELCAS Journal）を発行する等、より高度な知的探求の成果を出すことができている。平成 27 年度からは入試企画課の高大連携事業との連携強化を行うため、全学体制の整備を行い「グローバルサイエンスキャンパス ELCAS（エルキャス）事務局」を教育推進・学生支援部内に設置し、組織の連携・充実を図った。

平成 29 年度には文系にも拡大し、ELCAS 法学部を開講したところ、定員 20 名に対して 118 名の応募があった。また、平成 30 年度には京都大学「ELCAS 東京キャンパス」の開講を企画している。

3.1.4 特色入試の改善

高校における幅広い学びと高大接続型の入学者選抜を行うため、平成 29 年度特色入試の実施結果を受け、平成 30 年度入試の実施に向けて主に以下の見直し等を図った。

- ・実施学科・募集人員の拡大（10 学部 19 学科 145 名 => 10 学部 22 学科 155 名）
※全学部・学科で実施
- ・学部別に日程が異なっていた選抜日程をおおよそ 2 パターン（後期日程を除く）に集約。
- ・出願要件等の緩和
- ・選抜方法及び基準の見直し

その結果、平成 30 年度特色入試では、募集人員 155 人（10 増）に対し、志願者数 919 人（58 増）、最終合格者数 128 人（8 増）、入学者 127 人（7 増）となり、高等学校での学びを大学での学びに接続する特色入試に対する理解が更に深まってきたと考えている。また、今回より全学部・学科での募集が実現した。

昨年度に引き続き、近年本学への進学実績がない高等学校からの出願や合格者があり、一般入試に比べて女子比率が高かったことから入学者の多様性に寄与し、さらに提出書類等を通じて出願者の多くが高等学校で様々な活動を積極的に行っていることが伺え、結果として意図とした学生を受け入れることができた。

3.1.5 入試ミス防止に向けた取組

平成 30 年 1 月に発覚した平成 29 年度一般入試における出題ミスを受け、急遽、平成 30 年度一般入試問題のチェック体制を強化し、入学試験企画・研究専門委員会委員による試験当日の解答・点検および採点モニターを追加した。しかし、試験当日の解答・点検からの対応だったため、化学問題における廃問や多数の問題訂正が発生し、受験者に混乱を生じさせることとなった。

このような事態を受け、試験問題作成時からのチェック体制の強化・見直しを行い、平成 30 年 4 月中に入試委員会の下に新しく入学者選抜調査研究委員会を設置し、入学試験企画・研究専門委員会機能の移行と新たに問題ミスの防止の役割を付加する。

また、出題だけでなく採点時のアドバイザー業務も付加した「出題採点アドバイザー」を設け、出題経験者やより多くの知見を有する教員が出題や採点時の様々な場面でアドバイザー業務を担当、さらに問題解答者による解答作業を試験当日に限らず問題作成段階においても行う等、チェック体制を強化する。なお、これらの業務に対して適切な手当が支給されるよう教職員給与規程改正、及び作問環境の整備を要望している。

教員のみならず事務職員においても、入試ミスの防止に対する意識を高めるとともに、現場における入試業務の検証が必要である。

3.1.6 WEB 出願システムの展開

平成 29 年度一般試験及び特色入試より導入した WEB 出願システムについて、学部編入試および大学院入試への展開を図った。

大学院入試は各研究科により募集要項が異なるため、WEB 出願システム開発 WG において検討を重ね、入力項目等の仕様を決定し、平成 30 年度入試において 5 研究科で WEB での出願受付を実施した。なお、WEB 出願システム導入には至らなかったが、5 研究科が検定料支払い機能を部分的に導入した。また、聴講生や科目等履修生等の非正規生対象に検定料支払い機能を利用する部局が増えた。

WEB 出願システムの展開により、学部入試と同様に大学院志願者の利便性の向上と、部局教務担当掛の業務削減およびデータ作成経費削減等に貢献した。

3. 2 教育制度およびカリキュラムの改革

3.2.1 教職課程に対する全学的体制について

本年度に実施した教職課程変更届の提出漏れに関する全学調査により、これまでの 20 数年間で提出対象であった教職課程変更届の半数を越える、1,485 件の不適切な対応が発覚した。この極めて重大かつ深刻な状況を改善するため、毎年度の変更届関係業務の実施方法について、課程ごとに最新の課程状況を送付し、これに基づき当該年度の変更事項を確認させ、項目別（科目の新設・廃止、科目名称、単位数、必修・選択の別、担当教員、職位変更など）にチェックの上、確実に実態を把握すること、各課程には事務長名で変更届を提出させるとともに担当掛長名を付記し責任の所在を明確化することなど、当該業務実施の仕組みを見直した。

一方、学部・研究科においても、これまで教職課程を維持していくための適正な手続が行われてきたとは言い難い状況であり、関係教職員個々の意識向上を図るため、担当課長・事務長に改めて注意喚起、指導を行った。

平成 30 年度においては、本部チェック機能・管理体制が適切に機能するよう、本年度見直した当該業務実施の仕組みを検証するとともに、全学の科目等情報を管理している「教務情報システム」による教職科目の管理方法の工夫も含めた、対策を図る。

3.2.2 学校基本調査における部局入力作業

教務情報システムの改修を行うとともに、運用変更・既存学生のデータ入力等を行うことにより「大学院学生内訳票」における社会人入学者数及び入学者の出身大学（自大学、他大学の別等）がシステムから抽出が可能となり、本部において帳票への取り込みが可能となった。これにより平成 30 年度の当該項目への部局での入力作業が不要となった。なお、平成 30 年度に大学院志願者情報の取得フローを確立することにより、平成 31 年度から教務情報に係る学校基本調査の本部一元化による部局入力作業の廃止が可能となる予定である。

3. 3 教育組織の改革

3.3.1 大学院改革の推進及び教育の質保証に資する全学的な体制の確立

大学院横断教育プログラム推進センター設置準備委員会を設置し、補助金措置期間終了後の博士課程教育リーディングプログラム及び今後採択が期待される卓越大学院プログラムについて、関連する研究科等が責任を持って運営する枠組みと全学の協力・支援体制を整備するとともに、大学院改革の推進及び学位記付記型プログラムとしての教育の質を保証するための全学的な実施体制の検討を行った。この検討により、要項等の調整を進め、平成 30 年 4 月に大学院横断教育プログラム推進センターを設置することとなった。

3.3.2 博士課程教育リーディングプログラムの状況

博士課程教育リーディングプログラムの平成 30 年度の定員、募集・入学状況等は以下のとおりである。（1：入学定員、2：平成 29 年度入学者、3：履修者総数、4：平成 30 年度入学者、5：修了者）

① 京都大学大学院思修館（オールラウンド型）

1：定員：20 名（平成 24 年度は 10 名）

2：入学者：9 名

- 3：総数：59名（1年次－5年次）
- 4：平成30年度入学者：19名
- 5：修了者：5名
- ② グローバル生存学大学院連携プログラム（複合領域型）
 - 1：定員：20名
 - 2：入学者：9名
 - 3：総数：50名（2年次－5年次）
 - 4：平成30年度入学者：未定（平成30年8月開催運営委員会決定）
 - 5：修了者：10名
- ③ 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム（複合領域型）
 - 1：定員：20名（平成28年度より12名）
 - 2：入学者：11名
 - 3：総数：44名（1年次－5年次）
 - 4：平成30年度入学者：6名（追加募集有）
 - 5：修了者：1名
- ④ デザイン学大学院連携プログラム（複合領域型）
 - 1：定員：20名
 - 2：入学者：13名
 - 3：総数：47名（2年次－5年次）
 - 4：平成30年度入学者：14名（追加募集有）
 - 5：修了者：5名
- ⑤ 霊長類学・ワイルドサイエンス・リーディング大学院（オンリーワン型）
 - 1：定員：5名
 - 2：入学者：9名
 - 3：総数：32名（1年次－5年次）
 - 4：平成30年度入学者：5名
 - 5：修了者：2名

計 232 名（平成 30 年 6 月 1 日現在）

平成 23 年度採択プログラムの事後評価が行われ、「京都大学大学院思修館」が A 評価、「グローバル生存学大学院連携プログラム」が B 評価であった。

博士課程教育リーディングプログラム終了後のプログラムの定着等の検討を行い、

1. 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項（平成 30 年 3 月 28 日総長裁定）、2. 京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程（平成 30 年達示第 29 号）をそれぞれ制定した。

3.3.3 ダブルディグリー/ジョイントディグリー制度の整備と実施状況

「京都大学における外国の大学との共同学位プログラムの実施に関する規程」を制定（平成 30 年 3 月）

(1) ジョイントディグリー

文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻（平成 29 年 10 月設置）、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（平成 30 年 4 月設置）に加えて、人文社会科学分野の経済学研究科ではグラスゴー大学社会科学系カレッジとのダブルディグリーに関する包括的 MOU を締結するこ

とに合意した。また、チュラロンコン大学との学生交流協定の更新を行い、引き続き学生の交流を実施することについて確認した。

(2) ダブルディグリー

平成 29 年度は新たに、医学研究科と国立台湾大学（台湾）でプログラム参加学生 6 名（国立台湾大 6 名）、農学研究科とカセサート大学（タイ）でプログラム参加学生 1 名（カセサート大 1 名）、農学研究科とガジャマダ大学（インドネシア）でプログラム参加学生 2 名（ガジャマダ大 2 名）、農学研究科とバンドン工科大学（インドネシア）でプログラム参加学生 2 名（バンドン大 2 名）、経営管理大学院と国立台湾大学（中華民国）でプログラム参加学生 1 名（国立台湾大 1 名）、地球環境学堂とマヒドン大学（タイ）でプログラム参加学生 1 名（京大生 1 名）、エネルギー科学研究科とマラヤ大学（マレーシア）でプログラム参加学生 3 名（マラヤ大 3 名）と交流を行い、着実に進展している。

なお、平成 28 年度までの間に、医学研究科とマラヤ大学（マレーシア）でプログラム参加学生 4 名（京大 1 名、マラヤ大 3 名）、医学研究科とチュラロンコン大学（タイ）でプログラム参加学生 3 名（チュラロンコン大 3 名）、エネルギー科学研究科とマラヤ大学（マレーシア）でプログラム参加学生 2 名（京大 2 名）、エネルギー研究科とチュラロンコン大学（タイ）でプログラム参加学生 2 名（京大 2 名）、農学研究科とガジャマダ大学（インドネシア）でプログラム参加学生 9 名（京大 2 名、ガジャマダ大 7 名）、農学研究科とカセサート大学（タイ）でプログラム参加学生 6 名（京大 2 名、カセサート大 4 名）、経営管理大学院と国立台湾大学（中華民国）でプログラム参加学生 4 名（国立台湾大 4 名）と交流を行った。

平成 30 年度には、医学研究科とマギル大学（カナダ）とのジョイントディグリープログラムの体制整備をうけた円滑な運営に引き続き努力するとともに、ダブルディグリーも含めたより多くの進展を得られるよう交流等を活性化させる。

3.3.4 JICA 事業の研修員受入に係る委託契約

JICA の事業による研修員受入委託については、これまで研修員受入れ部局と JICA が個別に契約を締結していたが、このうち平成 29 年 10 月受入れ開始のイノベーション・アジア事業においては、JICA と本学との間で包括的な研修員受入委託契約書を締結した。この委託契約により、本学の経費執行ルールに基づき奨学金、教育研究費、就学支援費等共通部分の執行及び研修員のサポート業務を国際教育交流課が一括して担当することになり、受入れ研究科の事務負担が軽減された。

3. 4 キャンパス国際化への取組

3.4.1 スーパーグローバルコース実施運営協議会の強化

中間評価において総長のトップダウン型のリーダーシップが必要との指摘があり、実施運営協議会要項を改訂し、総長を中心とした全学的な運営体制に刷新した。

3.4.2 吉田カレッジ（Kyoto iUP）の推進

平成 29 年度から取組を開始した Kyoto University International Undergraduate Program (Kyoto iUP) は第 1 期選抜では合格者を得られなかったが、第 2 期選抜において 3 名の合格者を得た。これらの合格者に対して、平成 30 年度は集中的に日本語教育及び予備教育を実施する。

リクルート活動は重点国である ASEAN6 ヶ国へそれぞれ複数回、教職員による訪問団を派遣し、現地トップ高校、教育機関、同窓会などとの関係構築を推進した。平成 30 年度は対象国に台湾、香港、シンガポールを加え、優秀な留学生獲得に向けて一層の取組拡大を目指す。

3.4.3 交換留学（派遣）の推進

交換留学（派遣）応募者数の増加を図るため、平成 31 年出発分の募集要項に奨学金に関する情報を記載し、応募を促すこととした。

交換留学（派遣）を含む海外留学希望者の相談に十分対応するため、平成 30 年 3 月から「留学相談予約シート」を導入した。予約制にしたことで、事前に希望校に関する情報や資料等を準備することができ、学生の要望に応えた相談を可能にしている。

交換留学（派遣）学生対象の掲示スペースを新たに設置し、留学関連情報を一括して掲載した。

3.4.4 学内文書の英文化支援

「京都大学の改革と将来構想」（WINDOW 構想）において、「国際性豊かな環境を醸成」することを謳っており、そのための一方策として、学内文書の英文化を進め、外国人教職員や外国人学生にとって活動しやすい環境作りを行っている。

平成 29 年度は事務本部内に設置した文書の英文化および英文校正を支援する窓口を担当者を 1 名増員し、同窓口の積極的な利用について周知した。

また、学内における英文化対応に平行して、平成 28 年度に引き続き翻訳業者外注による文書の英文化を行い、平成 29 年度は 71 件の文書の英文化に対応した。

平成 30 年度においても引き続き、窓口の周知を行い、学内及び外注による英文化を進めるが、本部発出の事務文書の英文化についてさらに充実させる必要がある。

3.4.5 国際交流サービスオフィス業務のシステム運用

「在留資格認定証明書交付代理申請システム」については、大人数の留学生を受け入れる部局の為に、申請データ一覧（フォーマット有）を作成しシステムに一括処理できる機能を追加し申請作業の効率化を図った。これにより部局担当者の事務処理時間の縮減が実現した。

また、システムの更なる利便性向上を目指し、部局担当者向けアンケートを実施した（平成 30 年 1 月～2 月）。アンケート結果から、部局の要望が確認できたことから、次年度以降にシステム改修することを計画している。

3.4.6 留学生・外国人研究者のための宿舎整備

東山二条・百万遍にそれぞれ 50 戸以上・計 100 戸以上の宿舎整備事業を公募し、平成 29 年 11 月に事業者が決定し、平成 30 年 2 月に事業者と事業契約を締結した。その結果、東山二条・百万遍にそれぞれ 50 戸及び 86 戸・計 136 戸の宿舎を平成 31 年 10 月までに整備し、供用開始することが確定した。

厳正な事業公募を行った結果、業者からも積極的な提案があり、最終的に当初予定 100 戸以上を上回る 136 戸の戸数確保を実現した。

3.4.7 国際化推進懇談会

国際関係事項にかかる具体的な提案及び課題についての意見交換や情報共有を通じて、部局と国際戦略本部、さらには各部局間を双方向的に結び、国際関係事項に関して横断的な学内協力体制の醸成を図ることを目的として、「国際戦略本部国際化推進懇談会」を設置した。

懇談会は国際戦略本部長、副本部長、各部局の国際交流委員会等の委員、各共通事務部あるいは部局の国際事務担当者等で構成し、平成 29 年度中に 2 回の会合を開催したほか、構成員によるメーリングリストを整備し、国際関係事項に係る情報共有・意見交換を行った。

3.4.8 「国際化推進の基本コンセプト」(案)の策定

新たな全学的な国際化指針とすべく、「国際化推進に関する基本コンセプト」(案)を平成 29 年度当初より検討し、年度内に確定する予定であったが、関係の附置研究所を含む部局訪問を丁寧に行い、部局からの意見を集約するのに時間を要したため、平成 30 年度にずれ込む結果となった。平成 30 年 9 月までには確定のうえ、公表を予定している。

監事意見

■ 教職課程に対する全学的体制について

本年度に実施された教職課程変更届の提出漏れに関する全学調査により、20 数年間にわたる教職課程変更届の不適切な対応が発覚した。幸い卒業生の免許取り消しという最悪の事態には至らなかったが、この極めて重大かつ深刻な状況を改善するため、毎年度の変更届関係業務実施の仕組みを見直し、平成 30 年度以降は、全学の科目等情報のチェック・管理体制を改善し適切に対応する必要がある。

■ 入試ミスの防止について

平成 29 年度入試において、大阪大学に続き京都大学でも入試ミスが判明したが、合格発表から 1 年近くも経過していたので追加合格者には大きな混乱を与えてしまい、京都大学の信用を著しく失墜した。もとより入試ミスを完全に防ぐことは不可能であり、問題漏えいを避けるための機密保持と、出題者以外の第三者によるチェック体制の二律背反ではあるが、受験生に対する影響が大きいことから、機密保持に留意しながら試験開始後の第三者によるチェック体制を整え、できる限りミス防止に努めなければならない。

また、作問環境の整備によるミス発生防止や、ミス発生後に速やかに対応する体制を整えることも重要である。

4 学生支援について

4.1 学習支援

4.1.1 KULASIS の改修

KULASIS において、以下のとおり改修を行った。

- (1) 学部聴講機能を開発し、教育学部・教育学研究科において運用を開始した。
これまで他学部聴講科目については、紙ベースで履修届を提出させ教務担当者が代行入力を行っていたが、本機能の実装により学生が直接 KULASIS 上で登録できるようになり、事務処理の軽減が図られるとともに、重複履修チェックが行えるようになった。なお、同機能の実装については各部局に広く周知しており、平成 30 年度より複数の学部・大学院において運用を開始する予定である。
- (2) ステークホルダーである保護者等との連携・協力体制改善、また、危機管理の一環としての緊急連絡先確保を目的として、保護者等メールアドレスの管理を開始した。

4.1.2 STEP（学生カルテシステム）の拡充

平成 28 年度導入した学生カルテシステム（平成 29 年度 STEP に名称変更）について、平成 28 年度は博士課程教育リーディングプログラムにおける研究指導記録管理業務に利用していたが、平成 29 年度は学生対応状況の管理（工学部）、追加合格者対応に活用した。学籍・成績等教務情報システムに記録される固定的なデータ以外の学生指導記録や成績不振者対応の記録等は、これまで部局ごとにそれぞれの方法で作成・保管され、情報を共有するためにはメールやペーパー等によりデータのやり取りをしていたが、本システムの導入により、学生指導上発生する種々多様な情報をセキュアな環境で、一元管理・共有することが可能となった。なお、STEP には学生が自身の学修記録を入力する機能（ポートフォリオ機能）があり、平成 30 年度より文学研究科においてポートフォリオ機能の運用を開始する予定である。

4.1.3 アンケート調査項目の検討

学内外で実施されている各種アンケート調査の目的や質問項目の精査、アンケート間の関連の整理集約、調査結果の有効活用の方策検討を目的として、教育 IR 推進室内にアンケート検討部会が設置承認された（平成 29 年 4 月 11 日開催研究科長部会承認）。平成 29 年度は、部局における教育の自己点検・評価のエビデンスとすべく、年度末に各部局で卒業・修了者を対象に実施されるアンケート調査項目に「ディプロマ・ポリシーに関する設問を追加することが全学合意事項」として承認され、進路状況調査や卒業者対象アンケート等に反映した。

全学的観点でアンケート調査を検討・精査しようという動きはこれまでなかったものであり、また教育 IR における重要なデータとなり得ることから、今後も継続して検討を行う。

4. 2 課外活動支援

4.2.1 課外活動施設の改善

課外活動施設整備について、西部講堂耐震化や西部構内空地の有効利用等が課題となっている。

4.2.2 危機管理の徹底

交換留学（派遣）、短期留学プログラム等の参加学生に対して、海外渡航安全説明会または e-learning の受講、派遣誓約書の提出などを義務付けることで、健康管理・安全管理の徹底を図った。

4. 3 学生サービス

4.3.1 教務情報システムの改修

教務情報システムにおいて、以下のとおり改修を行った。

- (1) 業務の効率化を目的として、平成 30 年度より学校基本調査の入力を本部（企画・情報部）で一括して行うが、各部局に照会することなく教務情報システムより情報が収集できるよう、博士後期課程合格者登録時の入力必須化等必要な改修を行った。
- (2) 平成 30 年 3 月から学納金システムとの連携を開始した。このことにより教務事務担当者は、財務部からの連絡を待つことなく、教務情報システム上で授業料の納付状況をほぼリアルタイムで確認できるようになり、より適切な納付督促連絡や除籍対象者の把握が可能となった。

4.3.2 新入生サポート体制の強化

- (1) 平成 27 年度構築した入学予定者サイトについて、平成 28 年度は学部入学者を対象としたが、平成 29 年度からは大学院入学者まで対象を拡大した。このことにより、住所登録等のこれまで紙ベースで行われていた入学手続きが WEB 上で行えるようになり、発生源入力による省力化・効率化、紙ベースでの文書のやりとりの簡素化が進められた。また、シラバス閲覧や e-learning の受講及び授業料免除・奨学金等入学前の情報提供の早期化が図られ、新入生は従前より余裕をもって入学準備を進めることができるようになった。併せて、これまで大学院の入学手続き期間は研究科毎に設定されていたが、本サイトの開設に併せて整理・統合を図った。
- (2) 学生担当理事の下に、設定された「新入生サポート検討 WG」での検討を基に、入学手続き時の配布物を見直した。廃止又は WEB 移行することにより、従来からの配布物を約半分に減らすことができ、書類配布時の情報過多を解消した。また、京大生協との共催で「入学準備説明会」を開催し、新入生のみならず保護者にも注意事項を説明して、サポート体制を強化した。新たに相談コーナーを設け、保護者等が抱えている入学に関する疑問点等の解消に努めた。

4.3.3 オープンスペースラボラトリ西側改修

自学自習環境充実のため、高度情報教育用コンピュータシステムに係る部局インセンティブ経費にて「学生の BYOD 時代のキャンパスにおける自学自習環境プロトタイプ構築事業」を事業計画として採択し、学生、教員および運用に携わる教職員との意見交換を重ね、学術情報メディアセンター南館オープンスペースラボラトリ西側スペース全体（約 120 平米）をラーニングコモンズとして、平成 29 年 3 月に改修整備が完了し、平成 29 年 4 月より試行運用を開始した。

4.3.4 学生寮に関する取組

学生寮については、可能なものから順次再整備することとしている。また、平成 29 年 12 月 19 日に役員会において「吉田寮生の安全確保についての基本方針」として、次の 4 項目を定めた。

- (1) 平成 30 年 1 月以降、吉田寮への新規入寮は認めない。
- (2) 平成 30 年 9 月末日までに、現在吉田寮に入舎しているすべての学生は退舎しなければならない。
- (3) 退舎にあたって、平成 30 年 4 月時点で本学正規学生の学籍を有する吉田寮生については、希望する者に本学が代替宿舎を用意し、その代替宿舎に現在の寄宿料で居住させる。ただし、代替宿舎での光熱水費については、使用者である寮生の負担とする。また、代替宿舎での居住の終期は、原則として、当該寮生の正規生としての学籍の修業年限（大学院生については標準修業年限）の終期とする。
- (4) 吉田寮現棟の老朽化対策については、本学学生の福利厚生の一層の充実のために収容定員の増加を念頭に置きつつ、検討を進める。

この基本方針に沿って、代替宿舎として民間住居を準備するため、平成 30 年 1 月に「代替宿舎への転居にかかる調査」を実施し、代替宿舎への転居を希望する者で、大学側で代替宿舎の斡旋を可と判断した寮生へ斡旋を開始した。引越の実施、平成 30 年 9 月末日退舎期限に向けた対応については検討中である。

4.3.5 室町寮の耐震化

耐震性を著しく欠くことが判明している、室町寮について、寮自治会から耐震化に向けた建て替え等の要求が出されているが、予算確保の問題等により実現できていない。

4.3.6 学生総合支援センターの改修または移転の進展の状況について

平成 28 年 6 月 20 日に開催された第 5 回 理事・副学長会議にて、教育推進・学生支援部の施設面での課題と対策をまとめた「学生支援の統合・充実のための施設整備について（案）」を示したが、各部署との移転協議、予算確保面等により実施には至っていない。

4. 4 キャリア支援

4.4.1 インターンシップ関連業務の集約

大学で取りまとめるインターンシップに関する業務は教務企画課が扱い、個人で応募するインターンシップはキャリアサポートルームが扱っていた。大学の窓口が複数存在することにより、企業及び学生からコンタクトがとりにくい状態であったため、平成 29 年度よりキャリアサポートルームと学生支援掛（教務企画課から業務を移行）が連携して取り扱うことに改め、インターンシップに関する業務を集約した。

4.4.2 障害のある学生を対象としたインターンシップ制度の導入

障害のある学生に本学での就労体験を通して大学職員業務に広く興味・関心を持ってもらうこと、並びに部局等の障害者受入に係る意識の向上を図ることを目的として、障害のある学生を対象としたインターンシップ制度を導入し、障害学生支援ルームを通じて本学学生 1 名を受け入れた。

4.4.3 交換留学（派遣・受入れ）の推進に伴う、事務負担の増加

- (1) 交換留学（派遣）を含む海外留学に関する相談について、事務（主に派遣職員）が対応しているが、相談が増加しているため負担がかかっている。カリキュラムや授業内容の相談は、教員に相談し、適切に対応できる体制を整備することが必要である。
- (2) 交換留学（受入れ）について、学生協定校数の増加に伴い交換留学（受入れ）学生数が増加しているため、担当掛及び所属部局に負担がかかっており、受入れ体制を整備する必要がある。交換留学（受入れ）学生からの相談についても、多くの留学生が当課や国際高等教育院の事務へ相談するため、個別の対応に追われて負担がかかっており、国際高等教育院の教員に相談できるよう体制を整備することが必要である。

4. 5 経済支援

4.5.1 京都大学修学支援基金給付奨学金（SSGP）

卒業生をはじめ保護者や地域、企業・団体からの「京都大学修学支援基金」への寄附を原資に、平成 30 年 1 月に創設した奨学金である。基金への寄附は、平成 28 年 11 月の設置以来、現在までに 58 名から延べ 96 件、総額 741 万 5 千円）の寄附があった。この奨学金の目的は、平成 30 年度より始まる日本学生支援機構の給付奨学金の対象にならない「大学院生」や「平成 29 年度以前入学の学部生」に同程度の支援を行うことである（日本学生支援機構は学部新入生のみを対象としています）。給

付期間は1年間、給付金額は年額24万円、支給は平成30年度からで、20名程度を採用する予定である。

4.5.2 外国人留学生に係る大学推薦による民間財団奨学金の選考方法

部局から推薦された学生を全学委員会で選考を通して財団へ推薦を行っていたが、これを廃止し、部局に推薦枠を配分することによって次の4点が改善される見込みである。

- ① 部局間の推薦者数が公平となる
- ② 選考委員の負担縮減
- ③ 部局の意向が反映されやすい
- ④ 部局事務及び本部事務の負担縮減

監事意見

■ 学生支援の充実について

京都大学の学生支援体制は貧弱であると言わざるを得ない。学生総合支援センターの建物は機能的に前近代的であり、障害学生のアクセスを妨げている。カウンセリングルームはメンタルケアを含む様々の相談に加えて、本来別の相談室が担当すべきセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントも担当しているため、学生のニーズに十分に対応できておらず、相談環境は劣悪と言わざるを得ない。入試方法の多様化に伴い様々の学習歴の学生を受け入れるのに伴い、数学・物理などの学習支援も整える必要がある。また、学生寮や課外活動施設も前近代的である。特に学生寮は特定の団体に占有されており、一般学生への快適な学習環境提供を妨げている。毎年50万円以上の授業料や住居費用などを負担する保護者を満足させるレベルに達していない。毎年授業料収入約120億円の一定割合を使って学生支援を充実させることを期待する。

5 人事・労務について

5.1 教職員の採用・登用・評価・処遇の状況

5.1.1 職員登用状況（職階別登用、男女共同参画状況）

平成29年度における職階別の登用人数（平成29年4月2日～平成30年4月1日付け昇任）は、部長級8名、課長級14名、課長補佐級22名、掛長級20名、主任級53名であった。昨年に引き続き、優秀な若手職員の採用を積極的に行い、課長級昇任者14名のうち7名が40歳代であった。

また、男女共同参画推進の観点から課長2名、課長補佐8名、掛長8名の女性を登用し、平成30年4月1日現在において、各職階における女性比率は、部長級3.7%、課長級14.3%、課長補佐級23.1%、掛長級29.6%となった。（図書系職員を含む。）

5.1.2 採用状況（常勤、非常勤、再雇用者含む）

平成29年度における新規採用者数は、常勤教職員287人、特定有期雇用教職員468人、時間雇用教職員2,066人（TA、RA及び非常勤講師を除く。）、再雇用教職員10人であった。

5.1.3 再雇用制度の活用状況（対象者数、再雇用者数、率）

平成29年度に退職する対象者22名のうち希望者8名全員を再雇用した（平成30年4月1日付け新規再雇用、雇用率100%）。

5.1.4 障害者雇用の現状と対策

本学における平成 29 年 6 月現在の障害者雇用率は 2.20%であり、法定雇用率 2.3%を達成できていなかったが、「部局（共通事務部）別障害者雇用計画」に基づく割当て人数に満たない部局等に対しては早急に障害者を雇用するよう周知するとともに、ハローワークと連携し、京都大学主催の障害者雇用面接会を実施した。その結果、9 月 16 日付けで法定雇用率 2.3%を達成した。ハローワークとの連携強化、特別支援学校からの実習生受入、独自採用試験における障害者を対象とした募集、障害のある本学学生を対象としたインターンシップを継続し障害者雇用拡充と定着を図る。

また、平成 30 年度から法定雇用率が 2.3%から 2.5%に引き上げられることとなり、その対応策の一つとして「京都大学業務支援室」を平成 30 年 4 月 1 日付け設置し、障害者 8 名を新たに雇用した。さらに、「部局（共通事務部）別障害者雇用計画」に基づく割当て人数を超えて雇用している部局には、2 倍の助成金を支給し、割り当て人数に満たない部局等に対しては納付金の納付を求める（平成 30 年 10 月施行）ことにより雇用計画達成への動きがさらに加速されるよう障害者雇用助成金制度を整備した。（平成 30 年 4 月 1 日現在 2.5%）

5.1.5 専門業務職制度の運用状況と課題

平成 29 年度も専門業務職員の拡充を行い、URA 9 名、法務担当 1 名、IEA 1 名、IR 担当 1 名の計 12 名を新規に採用した。

5.1.6 専門業務職員（非常勤）の設置

京都大学において、国家資格や実務経験などを前提とした専門的な業務に従事する職については、常勤職員では「専門業務職員」又は「特定専門業務職員」が設けられている一方、時間雇用教職員では高度な専門性が要求される職種は（研究・医療職を除いて）設定されていないため、業務の複雑化・多様化により、弁護士や弁理士、臨床心理士などを時間雇用教職員として雇用したい場合であっても、適切な職名がないのが現状であった。

そのような状況に対応するため、時間雇用教職員就業規則を改正し、平成 30 年度から「専門業務職員（非常勤）」を設置することで、教育・研究支援体制の更なる充実を図った。

5.1.7 再配置定員に関する業務

「国際高等教育院における外国人教員受入制度設計」に基づき雇用した外国人教員に係る再配置定員の取扱いについて、当該外国人教員が退職した場合には、再配置定員の返却を原則とし、必要があれば再申請を求めるとした取扱いを改め、

- ① 「国際高等教育院における外国人教員受入制度設計」に基づき雇用した外国人教員の退職から原則 1 年以内に後任補充が可能であり、引き続き責任を持って科目提供を行う意志があること
- ② 国際高等教育院と科目協議を行い、国際高等教育院から提供科目の承諾を得ること

の双方に該当する場合は、再配置定員の返却を猶予し、当該再配置定員を使用した後任補充を認めることとした。これにより、国際高等教育院における英語科目分野のバランスを維持しつつ、各部局における柔軟な後任補充が可能となった。

5.1.8 手当制度の新たな運用

部局で定める副部局長・附属施設長等への俸給の特別調整額について、支給対象職を定める方式から部局へ一定の定数を配分し、部局運営において適正な職へ支給できるよう改正した。また、当該職位として求められる役割を十分に果たされている

ない者に適正な評価を実施するため、勤勉手当における成績率の判断基準の区分に「勤務成績がやや良好でない」を新たに定めた。さらに、従来手当の支給対象外であった看護師が入学試験期間中における受験者の急な体調変化等の不測の事態に備え配置した場合、救護医師同様に入試手当が支給できるように規程改正をおこなった。

5. 2 労働時間管理の状況

5.2.1 総労働時間、限度超過残業者数、年休取得状況、過重労働対策

(1) 労働時間、時短

労働時間の短縮については、平成 18 年 11 月 14 日付け理事通知「労働時間の短縮対策について」及び平成 28 年 8 月 9 日付け事務連絡「労働時間の適正化について」に基づき実施しているところである。超過勤務の縮減に関しては、事務本部各部長、事務部長及び事務長に全学の一般職（一）超過勤務状況を引き続き提示し、注意喚起を行っていく。平成 29 年度の総実労働時間（年間 1 人当たりの平均）は 2,063 時間である。（就業管理システムを使用する常勤職員から抽出。）

(2) 限度超残業者数

平成 29 年度における月間超過勤務 45 時間超となった者（36 協定に基づく）は延 1,119 人（対前年度比 222 人減）であった。（就業管理システムから抽出。）

(3) 超過勤務時間

平成 28 年度と平成 29 年度を比較し、一人当たり平均約 7.1 時間減少した。（対象は、就業管理システムを使用する一般職（一）で事務職員、技術職員、特定職員とし、125/100 以上の支給ベースによる。）昨年度より減少した要因に、超過勤務の事前命令の徹底が浸透してきたこと等があげられる。

(4) 年休取得率

平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月までにおける年次休暇の年間平均取得日数は 13.6 日であり、20 日付与で計算すると取得率は 68%であった。

（就業管理システムを利用する常勤職員から抽出。半日単位の取得は 2 回で 1 日、時間単位の取得は 1 日の所定労働時間で除した数を 1 日として換算。年途中採用も 20 日付与として計算し、20 日以上の取得日数を含む。また、管理監督者含む。）

なお、平成 29 年度は GW 及び年末年始期間における年次休暇の取得を促進するとともに、夏季期間中に朝型勤務の実施並びに夏季休暇及び年次休暇取得推進週間を設定した。

(5) 過重労働

過重労働者に対するフォローアップ体制は、過去 3 月間の超過勤務支給状況を基に、対象者が月例会議により抽出され、産業医による面接後、同面接結果は当該職員の所属長（部局長）に届くと同時に総務部人事課へも届く仕組みになっている。総務部人事課においては、産業医による面接結果の「状況」または「就業面の指示」の判定が一定以上の者に対して、当該職員のその後の 3 月間の超過勤務状況を経過観察し、必要に応じて部局に対して適度な業務命令の指導や業務の改善等を求めることにより、適正な勤務時間の管理を行うと共に職員の健全な健康維持に役立たせている。なお、改善が見受けられない場合、

当該職員の所属する部局に指導や改善の要請を行い、その後の 3 月間の超過勤務状況について再度経過観察を行っている。

5.2.2 勤務時間の柔軟化（始業・就業時刻の指定）

職員のワークライフバランスの実現や総労働時間の短縮は大学全体で取り組むべき重要事項であるが、企画課では全学に先駆けて勤務時間の柔軟化に取り組むこととし、始業時間を午前 7 時から 9 時 30 分、終業時間を午後 3 時 45 分から 6 時 15 分まで 30 分刻みで柔軟に設定できるようにした。また、勤務時間の設定期間も、毎日、特定の曜日や日のみを指定することを可能とし、個人のニーズに応じた勤務時間の設定を可能とすることで、職員の終業後の時間の活用や家庭生活の充実を実現することを目指している。

5.2.3 就業管理システムの適切な運用の徹底

労働基準監督署の立ち入り調査による指導を踏まえ、就業管理システムの始業打刻・終業打刻の徹底を促すとともに、終業打刻時間と承認された勤務時間に 30 分を超える乖離がある場合、乖離理由を記載しないと承認できなくするよう、システムを改修した。

5. 3 服務指導や研修の実施状況

5.3.1 各種研修制度の実施状況（受講人数含む）

女性職員を対象としたキャリアデザインセミナーを実施し、今年度は、平成 27 年度から平成 29 年度に主任に昇任した事務系女性職員を対象として実施した。将来のキャリアビジョンを明確することを主な目的とし、社会情勢の変化や働き方改革などの内容を盛り込み、今後の環境状況を理解させ、その状況下で何が自身のキャリアアップに必要なのか、より深くキャリア形成を考えさせる内容とした。

英語実践研修では、業務上の必要性に鑑み、平成 28 年度において受講対象の要件としていた国際系部署での従事や異動希望の有無にとらわれず門戸を広げた。

その他、スキルアップ研修の複数回実施、TOEIC 関連 e-learning 受講料全額補助、TOEIC 団体受験の実施、英文ビジネス E メールライティング研修等各種研修を行った。

5.3.2 国際系業務に関する講習会

本学の国際化推進体制や、国際的な環境基盤構築に向けた各種施策・制度について理解を深め、業務遂行能力の向上を図ることを目的として、時間雇用職員、派遣等を含む国際交流・留学生関係実務担当職員または国際系業務に関心のある職員を対象とした講習会を、企画課、国際教育交流課、学術研究支援室、国際教育支援室、および国際交流課合同で実施した。

テーマ毎に 3 回に分け、各回それぞれ 100 名、68 名、71 名が参加した。当該講習はかねてより各部局等からの要望が高く、事務改革推進連絡会国際事務専門部会における議論・要請を契機として開催したもので、講習会後のアンケートでも 95%以上の参加者から高評価を得た。

5.3.2 女性職員との懇談会の実施

本学職員の男女共同参画に関する要望を把握するため、人事課長及び人材育成室長が部局等を訪問し、女性職員との懇談会（平成 29 年 10 月～平成 30 年 1 月、全 13 回、計 133 名参加）を実施した。同懇談会では、昇任に向けた意識改革を促すとともに女性職員からの意見に基づき、現管理職に周知するなど学内の環境改善を図った。

5. 4 人事・労務に係る業務改善及び制度の導入

5.4.1 年俸制への取組状況

平成 27 年 3 月 1 日導入当初は 101 名であった年俸制適用者数は、平成 29 年度に「雇用条件を年俸制とした再配置定員を措置する場合」を新たな年俸制対象として 5 名を含む、54 名を移行（採用）し、年度末には 333 名となっている。平成 29 年度においては、平成 30 年 3 月 31 日を基準日とした年俸制導入後初めての定期評価を実施し、月給制教員との均衡から昇給の成績を平成 30 年 4 月からのインセンティブ手当に反映した。平成 30 年度についても引き続き、月給制からの移行者については必要に応じて対象者への個別説明を行い、同制度による雇用者が目標数となるよう引き続き取り組む予定である。

監事意見

■ 障害者の雇用について

京都大学における障害者の雇用状況は平成 28 年度まで法定の 2.3%を下回っていたが、部局における雇用計画達成を加速するために障害者雇用助成金制度を整備し、平成 29 年度の法定雇用率を達成するとともに、「京都大学業務支援室」の設置（平成 30 年 4 月）を計画し、今後の法定雇用率引き上げにも対応できる体制を整えた。迅速な対応を高く評価するとともに、一層多様な人材が活躍する京都大学の実現を期待する。

6 環境・安全・衛生管理について

6. 1 教育・研究環境の整備

6.1.1 サステナブルキャンパス構築に向けた取組

環境賦課金制度を活用した環境負荷低減に資する整備（LED 照明設備整備、高効率空調設備整備、既存設備の運用改善のための設備整備等省エネルギー・CO2 排出量削減に関する整備）を平成 29 年度も引き続き実施し、ESCO 事業及び省エネ改修工事 19 件を進めた結果、一次エネルギーについて削減目標の 120%、CO2 について 120%を削減見込みである。

「京都大学環境報告書 2017」が、第 21 回環境コミュニケーション大賞（環境省主催）の環境報告書部門において、「環境配慮促進法特定事業者賞（第 21 回環境コミュニケーション大賞審査委員長賞）」を受賞した。

6.1.2 ハラスメント防止等規程に関する運用等の変更

部局等のハラスメント相談員が、ハラスメントの相談者に提示する問題解決のための選択肢として、従前は部局長等にハラスメント調査を申し立てること、若しくは席替え等の緊急保護措置を部局長等に依頼することを提示してきたところであるが、新たな選択肢として、相談者が希望する場合には部局長による和解のための調整ができることを追加することとし、ハラスメント防止等規程に規定した。

ハラスメント調査結果の公平性・公正性について申立人が不審を抱くケースが見られたことを受け、ハラスメントにより教職員又は学生等の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがある場合等、重大事案について調査委員会等の構成員に弁護士等の学外有識者を含めなければならないこととした。

調査の結果、ハラスメント認定されなかったものの被申立人に懲戒等の処分が行われた場合について、申立人に処分があった事実を伝えていなかったことから不満が生じていたことを受け、申立人が処分内容について口外しないことを確約した場

合、その処分内容を通知することとした。

6. 2 安全衛生管理

6.2.1 核燃料物質・国際規制物資の安全管理に関する取組み

平成 28 年度に引続き、核燃料物質・国際規制物資の安全管理を推進した。

現在の法令では少量（ウラン量 300g 以下）の核燃料物質について、試薬としての在庫量を原子力規制庁に報告する必要があるが、廃棄物中の核燃料物質は報告の必要が無い。また、現在のところ廃棄物を引取る施設もなく、各部局や研究室において廃棄物の保管を継続している。このような状況の中で、将来的に核燃料物質の移動や廃棄の際には、廃棄物中の核燃料物質の含有量を確定する必要がある、平成 29 年度は部局で保管されている管理簿の確認及び教職員へのヒアリングにより、試薬と廃棄物の紐づけを実施し保管数量を確定した。平成 30 年度はリスク低減を目的とした集約保管に向け、関係部局と協議を進める予定である。

平成 27 年度に設置した国立七大学安全衛生管理協議会の核燃料物質 WG において、平成 29 年度は各大学と核燃料物質に関する情報交換を実施し、本学における管理体制・管理方法について検討を行った。また安全教育については教育教材の共通化を図った。

6.2.2 放射性同位元素等使用施設における管理体制の整備

平成 28 年 7 月に発生した医学部(病院 RI 実験施設)の火災事故を受け、RI 施設における管理体制や連絡体制の見直しを進めており、平成 29 年度は監査室及びプロパティ運用課と連携し、業務監査として書面調査を実施した。この結果を基に平成 30 年度は課題がある部局に対し、実地監査を行い管理体制の再構築を促す予定である。

6.2.3 水質汚濁防止法に基づく定期点検の実施

昨年度に特定施設の届出（吉田 68 棟、桂 13 棟）は完了したが、施設（排水管等）の定期点検要領の作成・提出に関する市との協議や、継続的に学内予算を確保し排水管理業務に追加するなど、定期点検実施に向けた検討を進める必要がある。

6.2.4 安否確認システム

大規模災害時における安否確認システムの全学訓練を平成 29 年 6 月に実施し、サーバ負荷などのシステム的な問題が発生せず本格運用に耐えうることを確認した。また、訓練で発覚したシステム利用上の改善点や、利用者からの要望に対応するための改修を平成 30 年 3 月までに実施し、4 月より正式運用する。

6. 3 健康管理

6.3.1 ストレスチェック制度の導入

ストレスチェック制度の導入において、教職員への周知、制度実施による、具体的な内容など、悩みを抱え、相談できない者や自己で気付いていない者などにストレスによる危機へのリスク回避の場を与えることができた。

監事意見

■ 京都市屋外広告物条例への対応

野放し状態にあった京都大学周辺の立看板は、京都市の景観を守るために定められた「京都市屋外広告物等に関する条例」に違反するとしてたびたび指導を受けていたが、平成 29 年 12 月に「京都大学立看板規程」を制定し、学内の指定された場所への

み立看板を設置するように定めた。市条例を遵守するのみならず大学周辺の安全と景観を守るためにも必要な措置であり、着実に実施されることを期待する。また、これとは別に法令順守の範囲内で、学生の創造的で自由な表現力を発揮する新たな企画が望まれる。

7 施設管理について

7.1 施設の維持・整備と有効活用

7.1.1 キャンパスマスタープラン

計画的なキャンパスづくりのため、平成 25 年度に京都大学キャンパスマスタープラン 2013 の取り纏めが行われた。平成 28 年度から、2013 年版の深化と状況の変化に対応するため、キャンパスマスタープランの見直し作業に着手した。2018 年版の策定に向け、吉田キャンパスマスタープラン専門部会において、見直し作業を進めている。(平成 30 年 10 月完了予定)

7.1.2 安全・安心なキャンパス環境の整備推進

教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上のため、以下の取組を行った。

- ・ 総合高度先端医療病棟（Ⅱ期）・iPS 等臨床試験センター棟等について平成 31 年度の整備完了に向け工事を進めており、平成 29 年度末時点で 35%が完了した。
- ・ 総合研究 15 号館（旧建築学教室本館）について、新たな全学共用スペースとして改修工事を実施、完了した。(平成 29 年 12 月)

建物内の基盤設備の計画的な改善及び教育・研究・医療活動に著しく支障のある老朽施設の長寿命化に資する機能改善に向けて、以下の取組を行った。

- ・ 平成 27 年度に施設整備委員会において策定した「施設修繕計画」(平成 28～30 年度)のうち、平成 29 年度実施計画事業 34 件を実施し、老朽化した教育研究施設の機能回復、安全安心の確保、教育研究活動の継続、及び施設の長寿命化を推進した。
- ・ 平成 28 年度に策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、平成 32 年までにインフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、今後の老朽施設の長寿命化を推進するため、老朽状況調査を行う等検討を開始した。

非構造部材やライフラインの耐震化などによる防災機能の強化に向けて、以下の取組を行った。

- ・ 吉田構内のライフライン耐震化について、屋外ガス設備等の耐震化を計画・実施した。(平成 30 年 1 月完了)
- ・ 宇治構内のライフライン耐震化について、屋外ガス設備等の耐震化を計画し、(宇治) 基幹・環境整備（屋外ガス設備等）工事を進めている。(平成 30 年 10 月完了予定)

7.1.3 施設マネジメントの推進

全学施設及び全学共用スペースの全 18 施設は約 94%の入居率でほぼ満室状態であるが、空室がある場合は公募や広報等を行い、利用されない部屋はリフォームを行うなどして空室解消に努めている。

スペースの弾力的運用及びプロジェクト研究等に対応する共用スペース創出に向けて、以下の取組を行った。

- ・ 平成 28 年度に実施した建物利用状況調査の結果について、調査対象の各部局へフィードバックし、スペースの利用状況を周知するとともに、今後の利用計

画の検討を促し、多様化するスペース需要に対応するため既存スペースの有効活用を推進した。

- ・ 総合研究 15 号館（旧建築学教室本館）の一部を新たに全学共用スペース（長期利用スペース）とし、施設整備委員会において、採択基準に基づき審査を行い入居者の選定を行った。（平成 30 年 2 月）

機能保全・維持管理計画に基づく基幹設備更新を着実に実施し、施設マネジメントを推進するため、以下の取組を行った。

- ・ 「京都大学吉田地区電気設備（受変電設備）中長期維持保全計画」に基づき、受変電設備の点検、更新、修繕を実施した。（平成 30 年 3 月）
- ・ 「京都大学吉田地区自家給水施設中長期維持保全計画」に基づき、自家給水設備の点検、更新、修繕を実施した。（平成 30 年 3 月）

「施設修繕計画」に基づく基幹設備更新を着実に実施し、施設修繕計画に係る機能保全、維持管理に資する整備事業として、（中央）キャンパス環境整備（人文科学研究所本館・総合研究 4 号館屋外排水等）工事をはじめ 4 件の平成 29 年度基幹設備整備事業を計画通り完了した。

7.1.4 宇治キャンパス不明水について

宇治キャンパスでは、近年、公共下水道に不明水が多量に混入し下水道料金が増加している（約 2 千万円/年）。降雨量に比例して不明水量が増加することから雨水の混入が原因と考えられ、調査を行った結果、一部老朽化した排水管や排水桝から雨水の混入が見受けられた。研究所本館 N 棟他屋外雨水排水管等改修工事他 1 件を実施し、老朽化した排水管を順次、更新していくとともに、根本的な原因究明に向け、平成 30 年度には観測井戸の設置を検討している。

7. 2 資産の処分・取得と民間企業等との連携

7.2.1 保有資産の適切な管理徹底や有効活用への取組

固定資産の実査及び少額資産の実態調査を実施するにあたり、平成 29 年度より借用物品についても実態調査の実施対象とした。

職員宿舎については職員宿舎整備方針に基づき平成 29 年度は丹波町職員宿舎の用途廃止を行い、香里職員宿舎の解体工事に着工し平成 29 年 9 月に竣工した。

7.2.2 北部総合教育研究棟、宇治先端イノベーション棟管理のアウトソーシング

北部総合教育研究棟の再雇用職員 1 名と宇治先端イノベーション棟の時間雇用職員 1 名の外注化を行い、両棟ともすべてアウトソーシングに切り替えたが、宇治先端イノベーション拠点施設については経年劣化に伴う設備機器が多いため異常発生も多く、管理人が十分に対応出来ないことが判明した。これを踏まえ、平成 30 年度からアウトソーシングを一旦中止し、アウトソーシング業務に対応できるか否か検討を開始した。

7.2.3 PFI 事業移管業務

民間資金を活用した事業方式（PFI 等）による東山二条（旧公務員宿舎跡地）及び百万遍（旧府警宿舎跡地）の外国人研究者等の宿舎について、百万遍（旧府警宿舎跡地）の定期借地契約の締結、事業者の選定及び事業契約の締結並びに百万遍（旧府警宿舎跡地）の既存建物の解体設計を行うなど、平成 31 年度の整備完了に向けて準備を進めた。

また平成 29 年度末をもって終了する以下の PFI 事業について、維持管理業務の大

学への移管を確実に実施するため、逐次関係者協議会及びモニタリング調査を行い、進捗状況の確認や検討事項の共有を行うことにより、平成 29 年 3 月末に適切な状態で引渡しを受けた。

- ・（桂）総合研究棟Ⅴ：平成 18 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始、平成 30 年 3 月末終了。
- ・（桂）福利・保健管理棟：平成 17 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始、平成 30 年 3 月末終了。
- ・（南部）総合研究棟：平成 17 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始、平成 30 年 3 月末終了。

なお、事業期間終了後の課題であった施設の維持管理費の確保について、平成 30 年度は、特殊要因経費「PFI 事業維持管理経費等」（教育基盤経費の外数）で措置されることとなった。

7.2.4 楽友会館食堂部門の業務委託

楽友会館食堂部門の運営状況を改善するため、本学による食堂部門の運営を取り止め、民間事業者に食堂運営業務を委託することとした。平成 29 年 8 月に事業公募を実施し、平成 30 年度より外部委託により運営することとなった。

7.2.5 白馬山の家の土地及び建物の譲渡

白馬山の家については、廃止後、地元の不動産会社に月 1 回程度見回り業務を行ってもらい報告を受け、年間約 100 千円を見回り費用として支払っている。平成 27 年 3 月及び平成 29 年 3 月に地元の不動産業者の店舗にも掲示を依頼し、公告範囲を拡大して一般競争入札の公告を行ったが、競争参加者がおらず譲渡できなかった。

7. 3 耐震化への取組

7.3.1 耐震に対して緊急性の高いと考えられる建物に対する今後の方針

施設の耐震化については、大規模な地震時に人命を守るとともに、教育研究診療活動を継続して行うため、喫緊の課題となっている。本学では「京都大学耐震化推進方針」を策定し、約 42 万㎡の施設の耐震化完了により、耐震化率は平成 21 年度の 84%から 97.9%（平成 29 年度末）に向上し、「京都大学耐震化推進方針」に定められた耐震性に問題のある施設の耐震化を概ね完了した。

なお、耐震性に問題のあった女子寮は取壊しが完了し、建替え工事に着手した。（平成 30 年 3 月）

その他の学生寮、西部講堂の耐震化整備に関しては、教育推進・学生支援部に耐震性の必要性を改めて説明し早期に整備に着手できるよう理解を求めている。

監事意見

■ 学生寮等の耐震化への取り組み

耐震性に問題のあった女子寮については避難退去・取り壊しが完了し、新寮の建設に着工した。非常に危険な状態にある吉田寮についても「吉田寮生の安全確保についての基本方針」に従い、避難退舎の計画が進行中であり、積年のリスク回避に向けた行動が開始されたことを高く評価したい。

8 財務・会計について

8. 1 戦略的・効果的な資源の配分

8.1.1 平成 30 年度及び中長期的な財務状況の見込みについて

平成 30 年度においては、機能強化促進係数(▲1.6%)による基幹経費の削減に伴う教育研究医療活動への影響を最小限に留めるため、一部経費について雑収入の増額分に対応する、機能強化経費を効果的に活用するなど戦略的な資金配分を行った。

中長期的な財務状況については、国から配分される常勤教職員の人件費を中心とした大学運営を支える最も基礎的な運営費交付金(基幹経費)が、毎年度▲1.6%減額(▲約 6.4 億円)される仕組みが継続し、雑収入、間接経費等の自己収入も増額しないと仮定した場合、定員削減(▲約 3 億円/年)、物件費の定率減額(▲1.6%、▲約 2.3 億円)等の対応により、引き続き支出予算の削減を継続したとしても、平成 31 年度には支出超過となることが想定される。また、指定国立大学法人構想の実現をはじめとする、様々な大学改革・機能強化を推進するための経費の増加や今後の人事院勧告等の影響による人件費の増加の状況次第では、さらなる財源確保の必要性も懸念される。

このような厳しい財務状況に対応していくためには、運営費交付金の「3つの重点支援の枠組み」において、評価に基づき重点配分される機能強化経費の獲得に努め、効果的に活用するとともに、経営努力認定による目的積立金を計画的に活用していくことがこれまで以上に強く求められる。加えて、現在の学内予算配分の在り方を改めて見直し、さらなる効果的・効率的な資源再配分を検討していくとともに、収入面においても、より一層自己収入(雑収入、間接経費、寄附金等)の拡充を図る必要がある。

8.1.2 附属病院の経営と財政状況

附属病院の経営について、収入面においては、病院収入は約 365 億円となっており、無菌治療室の整備などの診療報酬の加算に繋がる取組や手術件数・単価の増、高額な医薬品の使用増加に伴う外来診療単価の増等により当初見込と比較して約 3 億円増収となっている。支出面においては、収入増の要因である高額な医薬品の使用増加により医薬品費等の医薬費の増等により当初見込と比較して約 2 億円の支出増となっているが、価格交渉、光熱水料の単価見直し、在庫管理の効率化による経費抑制に努めており、当初見込通り収支均衡している。しかし、平成 30 年 4 月より診療報酬の改定が実施されるため、改定による影響について、注視していく必要がある。

附属病院セグメントの財政状況(決算状況)は、業務収益は約 460 億円となっており、前年度と比較して約 6 億円増加している。これは、補助金収益等からなるその他収益が約 2 億円減少したものの、診療活動における収益である附属病院収益は約 5 億円、受託研究収益が約 4 億円それぞれ増加したことが主な要因である。また、業務費用については約 457 億円となっており、前年度と比較して約 13 億円増加している。これは、附属病院収益、受託研究収益が増加していることと対応して、業務費が増加していることなどがあげられる。また、業務収益から業務費用を差し引いた業務損益約 3 億円が生じている要因としては、主に附属病院に関する借入金元金償還額と借入金による取得資産に係る減価償却費の差額によるものである。

8. 2 会計業務の改善・充実等

8.2.1 財務会計システムにおける納品データ連携

物品等の発注にあたっては、発生源からの入力として、教員等が財務会計システ

ムに発注データを入力する必要があるが、納入業者が作成する納品データファイルを未払金データとして自動的に財務会計システムに取り込むことにより、教員等の伝票入力業務の省力化を図る。また、これに伴い、事務的には、購入データの確定や検収データの登録が不要になるとともに、未払金伝票データが自動生成され、かつ納品後速やかに納品データが取り込まれることで迅速に債務残高を把握することができるため、未払債務の計上漏れの防止に繋がるといった経理業務の効率化に資するものである。

平成 29 年度は、大学全体に占める取引件数が最も多い取引先である京都大学生協同組合と納品データの連携を開始し、将来的には他業者とも納品データの連携を実施することで、より一層の伝票入力業務の省力化と経理業務の効率化が期待できる。

8.2.2 授業料滞納者への新たな督促方法（ポップアップ通知）の開始

授業料の滞納者に対し、従来の書面による督促状に加えて、全学生共通ポータルサイトのポップアップ通知機能を利用し、該当学生に対して PC 等の画面から直接連絡を行うことを開始した（平成 29 年度 通知回数 14 回、延べ対象者 2,850 人）。

滞納者に対して早い段階で督促を行うことで滞納債権の早期回収を図るとともに、翌期の授業料の納入が困難な学生に対しては、所属する教務窓口へ相談するように案内することで、休学、授業料免除、奨学金の受給等の申請を促し、経済的困窮を理由に学業を断念する学生が発生することの抑制が期待できる。

8.2.3 教務情報システムと学納金システムの連携による業務効率化

授業料等の入金情報は経理課にある学納金システムでしか確認できないため、従前から部局教務においては経理課より送付される未納者一覧（前期後期各 3 回）以外に授業料等の入金状況を把握する手段がなく、経理課に電話等で個別に入金状況を問い合わせるなど、非常に煩雑であった。また、経理課においては、授業料に関する連絡時に使用する保護者等メールアドレスを個別管理しており、外注化していた新入生入学手続き時の新規登録分を除き、データ入力・変更等の手作業（平成 29 年度 1,370 件）が大きな業務負担となっていた。

そのため、教務情報、学納金の両システムを改修し、教務情報システムは、授業料等の入金状況データを取得する機能及び学生がポータルサイトから保護者等メールアドレスを登録できるフォームを実装した。また、学納金システムは、学生が登録した授業料に関する連絡先データ（住所・保護者等メールアドレス）を自動で取得する機能を実装し、平成 30 年 3 月 1 日より両システムのデータ連携を開始した。

これにより、部局教務においては、入金状況の把握が容易となり、退学・卒業等の学籍異動時における処理の効率化とともに、授業料滞納者へのフォローをより早い段階で実施することが可能となる。また、学生は、保護者等メールアドレスをポータルサイトで登録することが可能となることで利便性が向上した一方、経理課は、教務情報システムからの自動連携により、住所データ等の作業が削減されたことで、平成 30 年度以降における業務の効率化を実現した。

8.2.4 旅費規程等の改正

平成 29 年度より全学統一の出張旅費システムの導入及び BPO（業務委託）による旅費業務全般の効率化・コスト削減を目指すべく、各部局の担当者を含めたワーキング・グループを立ち上げ検討に入った。ワーキング・グループとして、喫緊の課題として平成 30 年度においては、旅費支給事務のさらなる簡素・合理化並びに各部

局での諸課題を解決するための旅費規程等の改正を行うこととしている。

8.2.5 ペーパーレス会議システム移行

教育研究評議会等で使用するペーパーレス会議システムを、総務課が単独で運用していたビーダンス（平成 23 年度導入）から、企画・情報部が窓口となり全学共通システムとして学内で広く運用されているエコミーティングに移行した。これにより、毎年発生していた運用経費が不要になったほか、故障時の対応等が学内において迅速に実施できるようになった。

8.2.6 事務処理プロセスの効率化

科学研究費補助金等の個人補助金で負担する学内施設使用料、設備利用料の請求は、請求元部局において利用者毎に未収金伝票等を作成し、財務部経理課から送付される請求書を施設等利用部局に送付していた。そのため、利用者毎に入金元登録、伝票作成、請求書発行、債権消込の業務を行っているため、請求元部局及び財務部経理課に多大な負担がかかっていた。（平成 28 年度：未収金計上 16,790 件中 1,544 件（9.2%））そこで、平成 29 年 9 月 22 日以降の案件について、請求元部局において利用者ごとの処理（伝票作成等）は行わず、総額での計上とし、財務会計システムの請求書の代替として「利用負担金通知書」等により負担額を通知する方法とし、請求方法を簡略化することで、部局において 1 件ごとの伝票作成による業務の負担を削減し（平成 28 年度：1,544 件→平成 29 年度：745 件）、また、財務部経理課においても同案件の請求書発行作業を削減することができた。

また、未払金計上傳票を作成後、事務本部に対し支払依頼を実施する前に支払決議書の作成・決裁を必要としていたものを改め、平成 30 年 1 月 1 日以降において、支払決議書の決裁（紙帳票への押印）を支払処理の業務フローから廃止することとした。これにより、未払金計上傳票と支払決議書において、伝票決裁ラインでの確認及び決裁が重複していた業務を削減することで、経理事務処理プロセスの効率化を図ることができた。

8.2.7 他大学との共同調達

液化窒素の購入について、京都工芸繊維大学との間で共同調達することで合意し、平成 30 年 3 月 30 日付で 2 年間（平成 30～31 年度）の物品供給契約を締結した。この結果、本学においては前回契約金額から変更はないものの、共同調達先である京都工芸繊維大学において調達コストの削減及び本学での事務コストの削減が図られるとともに、共同調達機関全体における契約金額ベースでの比較で、1 年当たり約 380 万円の経費削減効果を達成した。

8.2.8 昇降機保全に係る経費削減

昇降機等保全業務の請負について、平成 29 年度末にエレベーター製造メーカー系の保守会社ごとの随意契約から、一般競争契約導入による製造メーカー横断による保守会社と契約を締結したことにより、保守契約金額ベース（平成 30 年度ベース）で約 6,400 万円の経費削減効果を達成した。

8.2.9 新聞記事のクリッピング

新聞記事の著作権への対応として、各新聞社とクリッピングサービスの契約を行った。このことにより、事務本部各課・室でそれぞれ並行して行ってきた新聞記事（全国紙・地方紙）の切り抜き作業を契約に基づいて広報課で一括して行い、これを事務本部各課・室に配信することとした。今後、経費と労力の削減が見込まれる。

8. 3 人件費、旅費及び光熱水費の支出状況

8.3.1 人件費・旅費及び光熱水費の支出状況

平成 29 年度における退職手当を除く人件費は、総額約 645.5 億円で、前年度に比べ約 0.5 億円増加している。その主な要因は、昨年度より新病棟稼働に伴い看護師が増加したことによるものである。また、退職手当は総額約 27.1 億円で前年度より約 2.4 億円減少している。

教員人件費は、常勤教員人件費が約 4.3 億円減少し、非常勤教員人件費が約 1.1 億円減少している。主な要因は、常勤教員では、外部資金の減少（約 6.5 億円）及び附属病院収入の増加（約 1.7 億円）などによるものである。非常勤教員では、外部資金の減少（約 0.8 億円）などによるものである。

職員人件費は、常勤職員人件費が約 6.5 億円増加し、非常勤職員人件費が約 0.5 億円減少している。主な要因は、常勤職員では、新病棟稼働に伴う看護師増の影響等により、大学運営費の増加（約 1.3 億円）及び附属病院収入の増加（約 5.3 億円）などによるものである。非常勤職員では、附属病院収入の増加（約 1.5 億円）及び外部資金の減少（約 0.8 億円）、運営費交付金の減少（約 1.3 億円）などによるものである。

旅費は総額約 42.5 億円で、前年度に比べて約 1.1 億円増加しており、外国旅費が約 0.8 億円増加している。主な要因は、外国旅費で大学運営費の増加（約 0.5 億円）及び外部資金の増加（約 0.3 億円）によるものである。

光熱水費については、総額約 39.2 億円で、前年度に比べて約 0.6 億円減少しており、その内訳は電力料が約 1.1 億円の減少、ガス料が約 0.6 億円の増加である。主な要因は、電気料金において一般競争入札時に提出書類の簡素化を行った結果、応札者が増加し、契約単価が減少したことなどである。

8.3.2 共通経費（光熱水料）の中間見込額の作成

電気、通信、ガス及び給水に係る経常経費（共通経費）は、各年度の所要見込額を毎年度初めに部局へ通知しているが、当初所要見込額と実態との乖離を極力避けるべく、今までになかった事業年度の中間時点での中間見込額を作成し、部局へ通知した。当初所要見込額から各種契約変更や上半期実績を踏まえ修正した実績予測（いわゆる「見通し情報」）を部局へ通知することにより、部局の計画的予算執行に資することができた。

8. 4 多様な財源の確保

8.4.1 資金運用専門委員会及び資金運用管理委員会の設置

平成 29 年 4 月、国立大学法人の資産の有効活用により財務基盤の強化を図る趣旨で、国立大学法人法が一部改正された。この改正により、余裕金のうち公的資金に当たらない寄附金等の自己収入を原資とする運用を、より収益性の高い金融商品に拡大することが可能となった。これに対応するため、適正な資金運用の実施を目的とした委員会を立ち上げた。

具体的には、資金運用方針等の作成を検討する「資金運用専門委員会」及び学外の有識者を委員に含み資金運用方針等の了承や運用実績のモニタリングを実施する「資金運用管理委員会」を設置した。両委員会は互いに独立し、資金運用管理委員会が資金運用専門委員会を監視する体制となっている。両委員会を構成する委員の、実務経験に基づく専門的知見をもとに、より収益性の高い資金運用を目指しつつも、

可能な限りリスクは最小限に抑えた運用を行うこととしている。

8.4.2 資金の有効活用の状況と運用益の利活用

資金管理計画を策定し、精度の高い資金繰計画によって資金の有効な運用による利益の確保を図り、その運用益を機能強化促進係数の適用による運営費交付金の減額への対応分として教育研究等経費に充当した。

平成 30 年度においても、平成 30 年度資金管理計画に基づいた適切な運用を行い、安定的な運用益の確保を図りつつ、平成 29 年 4 月に改正された国立大学法人法により運用対象範囲が拡大されたことにより収益性の高い金融商品での運用を開始する。

8. 5 財務会計に関する広報

8.5.1 Financial Report の発刊

本学のさまざまな財務活動を中心に、教育研究医療の最新の活動状況を紹介するとともに、本学の財務状況を出来る限りわかりやすく、広く伝えることを目的に発刊している。

特に、平成 29 年度に発刊した Financial Report 2017 からは、閲覧対象者を一層意識しつつ、国際統合報告評議会が公表した統合報告フレームワークを参考に統合報告書として体裁を改め、IR 推進室など関連部署の協力を得て、年度計画で取り組んだ主な業務の実績を紹介するなど、ステークホルダーへの本学の価値創造に係る取組や姿勢の公表に努めた。

8.5.2 学内部局や部局構成員に対して大学の厳しい財務状況を認知させるための方策

毎年度作成している予算編成方針の中で、本学を取り巻く厳しい財政状況等について明記し、限られた資源をこれまで以上に有効に活用することを謳っており、これについて部局長会議等の諸会議で説明を行った上で、本方針を各部局へ通知することにより部局長以外の構成員にも周知を図っている。なお、平成 30 年度予算編成方針の策定にあたっては、前年度からの予算の増減状況等を簡易なグラフで分かりやすく示すなど、部局長をはじめとする各部局構成員にも分かりやすい資料作成に努めた。

また、財務状況については、毎年度、部局別財務状況を作成しており、過去 3 箇年の財源別執行状況や産学連携等研究収入状況についてグラフや数字で示し、部局に配布を行っている。

さらに、構成員に対しては、新規採用の教員研修や職員研修、財務会計に関する講習会などの機会を捉えて、現在の状況についての周知を図っている。

監事意見

■ 多様な財源の確保について

日本の未来を支える人材を送り出す京都大学は、教育や基礎研究を疎かにすることは断じてできない。大学運営に最も重要な基幹運営費交付金の削減が続く中、引き続き政府に基幹運営費交付金の確保を求めるとともに、大学においても多様な財源を確保することが重要である。財務会計システムの様々の改善や、競争契約制度や他大学との共同購入等を活用して様々の経費削減が行われている。また iPS 細胞研究所など各部局の努力により寄付金や特許料収入も徐々に増加している。更に規制緩和により寄付金等の資金のより収益性の高い運用が可能になった。これらの試みが、今後順調

に発展することを期待する。

9 情報環境・広報について

9.1 情報環境の整備・充実への取組

9.1.1 無線LANアクセス環境の整備・拡充

学内無線LANは、平成28年度までに整備がほぼ終了したが、契約形態により更新されていなかった約170台の無線LANアクセスポイントをKUINS管理のものに置き換えるとともに、部局の要望により50台を追加設置してカバーエリアを拡大し、学内のほぼすべてのパブリックスペースでの無線LANを最新の規格であるIEEE802.11ac準拠の機器に統一した。これにより、統一したコントローラによってアクセスポイントを管理することが可能となり、業務効率が向上した。

9.1.2 教育用コンピュータシステム更新

平成30年3月の教育用コンピュータシステム更新により、学生所有のPC端末のBYODによる授業・自学自習端末環境を実現する仮想端末(VDI: Virtual Desktop Infrastructure)機能を導入した。これにより情報処理演習室以外の一般教室でもBYOD端末による授業が可能になり。さらに授業時間外及び学内外における学生の自学自習環境を実現した。

9.1.3 教員DBとORCIDとの連携及びORCIDメンバーシップの取得

平成29年6月に京都大学教育研究活動データベース(教員DB)の改修を行い、研究者IDとしてデファクトスタンダードの地位を確立し、国際的に広がっているORCID IDとORCIDの個人プロフィールページへのリンクを表示できる機能を付加した。また、平成29年12月にORCIDのメンバーシップに加入した。ORCID IDの取得、活用、公開を進めることで、研究者自身と本学の活動実績が広く公開され、国際的なプレゼンスの向上が期待される。

9.1.4 電子認証局

8年間運用している旧電子認証局の代替システムとして、新電子認証局の構築を行った。旧システムは物理サーバであったが、可用性の向上や運用コストの削減を目指し、事務用汎用コンの仮想サーバとして構築した。(平成30年度内に新電子認証局にて、新カードの発行を開始する予定。)

9.2 情報環境の業務改善や機能強化

9.2.1 法人文書及び個人情報の開示決定期限の遵守状況について

総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室より、平成30年1月26日のメールにて、所定の期間を徒過すると行政庁の不作為についての審査請求の適用を免れないため、進行管理を徹底するよう連絡があった。これは、平成28年度の情報公開法／個人情報保護法施行状況調査の結果を受けて行われたものであり、情報公開(法人文書)に関しては、開示決定期限(30日)の延長を行ったものの、その期限を守れなかった事案が1件(対象文書が大量であったことによるもの)、個人情報については、同様に2件(過去の判例・答申等を参照しながらの開示・不開示箇所の詳細な検討に時間を要したことによるもの)あった。(過去においては、平成28年6月30日のメールにて、平成27年度の施行状況調査の結果を受けて、同様に、スケジュール管理の徹底を図るよう通知があった。)

なお、平成29年度においては、法人文書に関して、上記同様に期限を守れなかつ

た事案が法人文書に関しては12件、個人情報に関しては1件あり、平成29年度の施行状況調査でそれぞれ報告する予定となっている。

9.2.2 情報公開事務の業務改善について

本学の情報公開事務においては、進捗管理の不手際から開示事務の遅滞が多く、これに加え、保有個人情報の管理業務では法的な要請により、あらたに非識別加工情報の提供の事務が付加されたため、早急に抜本的業務改善が必要であった。このため、法務室では、情報公開業務の構成を見直し、まずは、情報公開窓口業務としての法人文書・保有個人情報開示請求受付、法人文書開示実施業務、手数料收受とこれらに付随する窓口業務とそれ以外（開示内容の検討や調書作成などの机上事務）とを整理、分析し、具体の施策により業務改善を実現した。つまり、窓口業務の質は確保しつつ、机上事務に専念できる環境を整備し、事務の効率化をあげることで、業務改善を実現した。

窓口業務で時間を要していた保有個人情報開示請求のうち、大学院入試成績開示に係るものは、各部局教務窓口で情報提供することを後期から促し、前年度請求件数240件から167件へ、窓口の負担を軽減することができた。また、入試成績開示請求者の手数料無料化にも貢献できた。このように窓口事務の厳選効果と合わせ、さらに執務の軸足を時計台百周年記念館から本部棟に移すことで机上事務の専念や着実な進捗管理体制が整備された。

9.2.3 保有個人情報の管理状況の監査について

平成29年度は、京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年3月31日制定、平成17年4月1日施行）第6条に基づき、保有個人情報の管理状況の監査を行うために情報公開掛が部局に出向くこととし、平成30年2月5日に医学部附属病院、同月20日に保健診療所（担当は、環境安全保健機構健康管理部門）の監査を実施した。この結果、医学部附属病院については、個人情報漏えい事案に係る予防策の取り組みが不完全のものがあった。また、保健診療所については、外部委託の契約書に必要な措置の記載について、秘密保持、目的外利用の禁止の記載はあったが、その他の措置の明記がなかった。

平成30年度については、外部委託の際の安全確保の措置（規程第15条に定める再委託の制限など）が当該委託契約書に明記されるよう必要な措置を講じているか、などの事項について、重点的に監査する。

9.2.4 保有個人情報保護に関する研修会の見直しについて

保有個人情報保護について理解を深めるための啓発活動として、平成29年6月に開催された法人文書管理等に関する研修会において、各部局の保護担当者を対象に、保有個人情報の保護に関する講義、及び平成29年5月30日に施行された独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う改正内容について、非識別加工情報の提案募集に係る制度の概要説明を行った。

平成29年度までの研修は、対象とする保護担当者（多くは事務長、課長補佐、掛長）の参加が得られていなかったことから、研修のあり方を含めて見直しを図ることとした。平成30年度からは従前と異なり、本学個人情報保護規程に定める総括保護管理者が行う教育研修と明確に位置付けることとし、保護管理者・保護担当者及び保有個人情報の取扱いに従事する職員等のそれぞれに対し、保有個人情報の適切な管理のための教育研修及び保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を実施することとし

た。

9.2.5 情報セキュリティ自己点検

情報セキュリティ自己点検の一環として、学内のWEBサーバが適切に管理されているか一斉に確認した。これにより、コンテンツの管理状況やセキュリティアップデートの実施状況などの情報システム運用における情報セキュリティポリシーの準拠状況を点検し、脆弱性への対応などWEBサーバの管理状況が把握でき、対応が不十分な機器について注意を促すことができた。

また、KUINS-III VLAN（プライベートネットワーク）が適切に管理されていることを確認するために、KUINS-III総点検を実施した。これにより、KUINS-III VLANの利用における情報セキュリティポリシー準拠状況を点検し、VLANの管理実態が把握でき、情報セキュリティガバナンスが強化された。

9.2.6 情報セキュリティ対策の成果と状況

平成29年度も引き続き、監査室に協力し、全部局に対して書面による監査を実施し、部局公式WEBサイトと部局メールのセキュリティ対策、京都大学情報システムログ管理ガイドラインの準拠などについて、部局における状況を確認した。その結果、大半の部局でセキュリティアップデートが速やかに適用され、サーバが安全区域に設置されていることを確認した。また多くの部局でログの管理簿の作成が完了、または作成中もしくは作成を計画中であることを確認した。

NII-SOCS(国立情報学研究所 セキュリティ運用連携サービス)に平成29年10月16日より参加し、セキュリティ監視の増強を図った。また、業務委託による24時間365日の情報ネットワーク不正アクセス監視も継続した。これらにより検知したインシデントに対する安全確認等を行った。

9. 3 広報活動とその充実に関する取組

9.3.1 大学公式ホームページ（日本語版）の充実

教育・学生支援ページ (<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/>) について、教育推進・学生支援部、Web戦略室と協力し、階層構造の見直し、説明文の追加などを行った結果、より必要な情報に到達しやすく改修された。さらに、国際交流・留学支援ページ (<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/international/>) について、国際戦略本部、教育推進・学生支援部、Web戦略室と協力し、階層構造の見直しに着手し、平成29年度は在学生向けの情報を国際交流・留学支援ページから教育・学生支援ページへの移設を行い、従来よりも利用者にとってわかりやすいコンテンツの配置となった。

9.3.2 Webサイト構築体制の強化とWeb戦略に係る技術支援

本学Webサイトの構築・維持管理等に係る課題解決及びWebでの情報発信の強化のため、平成29年6月13日付けで情報担当理事のもとにWeb戦略室（情報環境機構・企画情報部・総務部広報課等で構成）が設置された。月2～3回程度開催されるWeb戦略室会議において大学公式ホームページの改善やリニューアルを検討、実施した。Webサイトの階層構造の見直しを行い、各コンテンツへのアクセシビリティ強化の検討を進めるなど、技術面での改善も同時に行える体制が構築された。

また、平成30年3月に英語ページ全般についても全面的にコンテンツを見直し、新サーバの構築・データ移行を伴うリニューアルを行った。

9.3.3 各種SNS運営

7月より日本語版 Instagram の運用を開始し、既に運用していた Facebook・Twitter、英語版の Facebook・Twitter・Instagram も含めて、より広範なターゲットに向けて情報発信が可能となった。

また、本学公式 Youtube チャンネルには、研究者が研究広報する場合のハウツー動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=yYYhA7Dd0Jw>) を作成・公開したほか、平成 30 年 3 月、英語による研究者紹介ショートムービー「Kyoto U Research News Express」第 1 号 (<https://www.youtube.com/watch?v=exEIFU4mxCI>) を作成・公開した。(いずれも英語版)

9.3.4 タッチパネル式ディスプレイによる部局紹介コンテンツの公開

平成 28 年度に、国立大学改革強化推進補助金(平成 29 年 1 月 31 日交付決定通知)により、百周年時計台記念館および広報センターのタッチパネル式ディスプレイによる部局紹介コンテンツの作成に着手し、部局で作成した紹介コンテンツを取りまとめて、平成 29 年度に公開した。以前のものは日本語のみでかつ内容の更新が困難だったが、今回は日英併記とし必要に応じて修正可能な形態となった。また、京都大学 OCW (<https://ocw.kyoto-u.ac.jp/ja>) にも掲載し、タブレットやモバイル PC で学外からのコンテンツの利用も可能となった。

9.3.5 京都大学散策マップの改訂

初版制作(2002 年)から長期に渡って使用してきた散策マップの大幅なリニューアルを行った。広く京都大学を訪れる高校生や一般人をターゲットとして、携帯性、視認性を向上するためポケットに収まるサイズに変更し、構内を楽しみながら散策してもらえるような見所を厳選してアイコンなどを配置してわかりやすく紹介するなどの工夫を行った。また、外国人も利用できるよう、日本語版の他英語版、中国語(簡体)版、中国語(繁体)版、韓国語版も作成するとともに、散策コースの一部は QR コードから Web サイトの「ザッツ京大」にアクセスする連携企画とした。
(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/access/downloademap/pictorial_map.html)

9.3.6 UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)の展開

広報課と Web 戦略室が協力して UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)の展開を検討した。既存のビジュアル要素をブラッシュアップし、基本プロダクトとして名刺、封筒、レターヘッドのデザイン案を作成した。

9.4 国際広報活動の推進

9.4.1 大学公式ホームページ(英語版)のリニューアル

前年度までの検証を踏まえ、留学生などのターゲットの明確化、階層構造の整理といった方針を元に、平成 29 年度は Web 戦略室、国際関係部署等と協力し、リニューアル検討作業を進め、各コンテンツへのアクセスやデザイン性がよりいっそう強化された HP を、平成 30 年 3 月に公開した。(<https://www.kyoto-u.ac.jp/en/>)

9.4.2 学内向け「国際交流事務手続き」ホームページの充実

教職員向けに国際交流事務手続きを説明する学内限定ページを大幅に改訂し、雇用・非雇用の別や、受入期間の長短、また本学での身分付与の有無などによって異なる「外国人研究者の受入れ」手続きに関して、窓口・関係規程・受入前後の手続き及びサポート等の情報を整理・充実して掲載したほか、「危機管理」に関する項目を新設して本学教職員の渡航前後における危機管理、危機対応に関する詳細な情報を掲載し、各部局等における事務手続き等の迅速化・効率化、サービス向上に資する

情報提供を行った。部局事務担当者および外国人研究者受け入れを希望する教員から事務効率化や外国人研究者への説明等のサービス向上にもつながったと好評を得ており、当該ページのアクセス数は更新の前後各 3 ヶ月合計の比較で 252 アクセスから 883 アクセスに増加した。

9.4.3 国際交流サービスオフィスのホームページの充実等

外国人研究者・留学生が、来日から帰国まで安心して生活できる為の有益な情報を発信している。平成 29 年度の主な取組みは以下のとおりである。

- 1) 外国人向け賃貸住宅を取り扱う不動産業者の情報について、新たに 3 社の情報を追加し、来日前からの住まい探しや賃貸物件仮契約も可能となった。
「住まいについての基礎知識」のページを追加し、日本で住まい探しをする時の流れや入居から退去までの注意事項をわかりやすく説明した。
- 2) 防犯防災のページに緊急速報や京都市で義務化された自転車保険の情報を追加し、安全性確保やルール遵守への意識向上を図った。
- 3) 「外国人のためのハウジングガイドブック（日英併記）」を発行し、HP に掲載すると共に、来日前の外国人へビザの書類と合せて送付することにした。本ガイドブックでは、日本での住まい探しや入居から退去までを分かりやすく解説しており、外国人研究者・留学生が、来日前から日本の住まいに関する有益な情報を入手することで、来日後、より安心した生活が送れるようにサービスの向上化を図った。

これらにより訪日前の外国人研究者への情報提供を充実し、事務担当者及び受け入れ教員等も含め、利便性を高めることが出来た。【参考】サービスオフィスサイト訪問者数：年間 42,592 件（うち 37%が海外からのアクセス）

9.9.4 学生を活用した研究成果等の海外発信の強化

平成 29 年度総長裁量経費「国際広報活動における海外向け多言語コンテンツ作成強化化事業」によって、研究広報や科学ジャーナリズムに興味のある学生（日本人学生および留学生）を OA として雇用し、英文プレスリリースの作成および「Kyoto U Research News Express」(<https://www.youtube.com/watch?v=y2tP4m1VX50>) の制作を行わせた。学生が直接研究広報に携わることで、研究成果を分かりやすく表現・発信する能力を磨くことができ、教育的な効果を得ることができた。今後もインターンシップとして継続していく予定である。また、本事業に関する報告書を制作し、事業の成果を学内外にアピールした。

監事意見

■ 個人情報漏えいの防止について

情報セキュリティ対策については、e-learning の受講促進や標的型攻撃メール訓練などが浸透してきたが、なお徹底するための努力を継続する必要がある。一方、個人情報の入った USB メモリを紛失する事案が発生したが、予測しない事態に備えて非常勤教職員まで含めた個人情報漏えい防止指導を徹底する必要がある。

10 社会連携について

10.1 社会連携活動推進への取組

10.1.1 東京オフィスの運用

平成 29 年 10 月より会議室の予約方法をウェブ予約に移行させた。移行に伴いリアルタイムで予約状況が分かるように改善し、利用者の利便性向上を図ったとともに紙媒体の送付物を電子化し、利用者、事務担当者双方の作業効率を向上させた。また、平成 29 年 7 月に開設された京都アカデミアフォーラムと効率的な運営及び利用者のサービス向上の観点から所掌を研究推進部産官学連携課に統一した。

10.1.2 「東京フォーラム」における現役学生の参加

参加者には現在の京都大学について知ってもらうこと、そして学生には社会的な経験をしてもらうことを目的に「総長賞」「たちばな賞」の平成 28 年度受賞学生、京都大学体験型海外渡航支援制度「おもしろチャレンジ」平成 28 年度採択学生にフォーラムに参加してもらった。結果、参加者からは「現役の京大生と話せて良かった」、学生からは「貴重な経験となったので今後も後輩を呼んでももらいたい」など双方とも評判が良かった。

10.1.3 京都賞シンポジウムの開催

平成 26 年度から開催している京都賞シンポジウムについて、これまでの 4 年間で京都賞受賞対象分野が一巡し、異分野間の最先端の研究者が対話できる場の提供や次世代の人材育成など一定の成果を得た。さらに平成 30 年度からは、京都賞受賞者とその業績を中心に据えて、社会的関心の高いテーマに関するシンポジウムを東京で開催し、本学の教員も講演者に加えるよう改善を行った。すでに講演者にノーベル賞受賞者や候補と目される研究者を招致することを決めており、高校生をはじめ一般の方々に最高峰の学術研究の知に触れる機会を広く提供するとともに、京都賞及び関東地区での本学のプレゼンスの向上が大いに期待できる。

10. 2 同窓会活動の取組

10.2.1 京都大学同窓生向けサービス「KUON (Kyoto University One Network)」の運用

創立 125 周年を契機として本学同窓会の名簿を充実させ、その規模の拡大及び活性化を図る必要があることから、同窓生へ連絡先（メールアドレス、氏名、生年月日等）の登録を促すことを目的とした新たなサービス「KUON」を立ち上げ、平成 30 年 3 月 15 日から試験運用を開始し、平成 30 年 4 月 1 日から本格的に運用を開始した。KUON では登録者に向けて優待・特典の案内やイベント情報の提供を行い、今後内容をより充実させていく予定である。（平成 29 年度末 KUON 登録者数：133 名）

10.2.2 京大アラムナイ（卒業生名簿管理システム）の運用

本学と卒業生、卒業生相互のコミュニケーションネットワーク強化のため平成 22 年 9 月より導入した京大アラムナイ（卒業生名簿管理システム）について、KUON 登録者に提供する優待や特典を京大アラムナイ登録者に対しても同様に受けられるようにすることで、KUON の魅力を通じて京大アラムナイへの登録者数を増加させる仕組みづくりを行った。

（平成 29 年度末京大アラムナイ登録者数：8,702 名（平成 28 年度比：243 名増））

10.2.3 京都大学同窓会に加入する各同窓会との連携強化

京都大学同窓会に加入する 113 組織（平成 29 年度末現在）に向けて、新たに京都大学同窓会パンフレットを作成し多様な活動状況を紹介するとともに、総会等への講師派遣や大学紹介パネルの貸出等、京都大学として同窓会を支援し連携を強化する体制を整え実施した。

10.2.4 生涯メールサービスの運用

本学と卒業生・修了生等の情報交換や卒業生等による相互の交流の機会を提供することを目的として、生涯メールアドレス（卒業・修了等により身分が変更となった後も継続して利用することができる転送専用のメールアドレス）を配付するサービスを、平成 28 年 2 月より在学生を対象に運用開始した。対象については、平成 28 年 6 月から本学の卒業生・修了生（正規生）に、さらに平成 29 年 7 月から現教職員、元教職員にまで拡大し、利用者の増加につながった。（平成 29 年度末生涯メールサービス登録者数：16,751 名（うち、卒業生・在学生：13,757 名、教職員：2,994 名）、平成 28 年度比：6,669 名増）

また、登録者あてにメールマガジン（平成 29 年度は 10 回）を送信し、イベントの開催案内等、本学最新情報の提供を行うことで、本学への関心や愛校心の醸成に繋げた。

10.2.5 卒業生向け広報冊子「F a n b o o k」の作成

学外者（特に卒業生）に対して本学の渉外活動全般を知らせることで、関心のあたる特定の取組に興味を持ってもらうために、「Fanbook」を新たに作成した。平成 24 年にも作成しているが、出来るだけ多くの人に手に取ってもらうことを考え、ビジュアルをメインとした冊子とし、また、形状を B5 横にするなどより目立つものとするだけではなく、教育に関する特色のある取組の紹介を入れるなど大きく内容を変更した。これにより、卒業生と本学との親近感の強化、支援者層の拡大へとつなげ、最終的には本学への支援をしてもらうことを目指している。

10. 3 寄付募集活動への取組

10.3.1 創立 125 周年に向けた寄付募集活動

京都大学創立 125 周年記念事業に向けて、総長、理事・副学長による大手企業に対する訪問活動を行い約 11 億円の寄附申込を受けた。

また、企業役員の卒業生への訪問活動、各同窓会に対する京都大学基金の PR 及び寄附依頼、保護者に対する卒業・入学キャンペーンの実施等、ターゲット層に応じた施策を継続的に実施し、新規寄附者の獲得に努めた。

10.3.2 企業寄付奨学金制度(CES)の奨学金給付およびイベント実施

教育推進・学生支援部と連携し企画した企業寄付奨学金制度(CES)について、平成 29 年度より給付型奨学金の給付を開始するとともに、継続的な寄付につなげるため以下の取り組みを行った。

- ・ 寄付企業と奨学生の顔合わせ①平成 29 年度の寄付企業 7 社と奨学生の顔合わせを 6 月に実施した。②川添理事の挨拶、キャリアサポートルームによる京大生の就職事情についての説明を行ったほか、企業と奨学生の交流を行った。
- ・ OBOG 懇談会。本学学生に対するキャリア教育の一環として、キャリアサポートルームと連携して寄付企業に在籍する本学 OBOG を本学に招き、平成 30 年 2 月に OBOG 懇談会を実施した。

10.3.3 京大らしい取組に関する情報発信

平成 28 年度より実施している体験型海外渡航支援制度「おもろチャレンジ」について、総長が様々なところで発信していること、産業界の方からの評判がよいことから、京大らしい良い取組の一例として次のとおり HP や雑誌等において発信した。

山西鼎会会長、山極総長、平成 28 年度おもろチャレンジ採択学生 3 名の計 5 名で

「おもろチャレンジから考える京大の人材育成」というテーマで座談会を実施し（国際教育交流課と協力）、その内容を記事にして、京大 HP や Facebook への掲載（広報課と協力）、鼎会イベント等への配布を実施した。

リクルート発行の「大学の約束」、朝日新聞出版発行の「国立大学 by AERA」の京大紹介ページのコラムとして、京都大学らしい取組の一例として「おもろチャレンジ」の記事を広報課の協力のもと掲載した。

10.3.4 鼎会特別見学会の実施

鼎会会員に対しての本学への支援のお礼と会員相互の交流を目的として、京都（銀閣寺、白沙村荘）において特別見学会を実施した。見学会というフランクな場で総長、理事、副学長等と率直な意見交換ができ、また、見学会場を普段入られない場所にするなど特別感を感じていただくことで、京都大学へのご支援やご協力につながることを目指している。（平成 29 年度末会員数：210 名）

第2節 会計監査

1 決算の状況

1. 1 総事業費

基盤的財源である運営費交付金は、基幹分について同規模を維持しているものの、前事業年度は特殊要因経費や災害支援関連経費等の一時的な収入があったため、当事業年度は減少した。雑収入・財産処分収入の減少は、前事業年度に農場移転に伴う土地売却の収入額として50億円が含まれていたためである。

寄附金は順調に獲得されているが、大型外部資金が終了したこともあり受託・共同研究等収入、補助金等収入は大きく減少した。

1. 2 人件費

平成29年度における人件費の総額は、人事院勧告の増の影響を受けつつも外部資金（補助金）の減等により総額は2億円減少した。

教員人件費は、外部資金（補助金）の減等により減少、職員人件費は、附属病院のⅡ期病棟開院に向けた看護師の人材確保等の影響で増加した。

1. 3 固定資産

建物等は、総合研究15号館（旧建築学教室本館）改修、（北部他）基幹・環境整備工事等により23億円増加し、減価償却累計額が110億円減少となるため差し引き87億円減少となった。工具器具備品等は購入額を上回る減価償却により29億円減少した。

1. 4 科学研究費補助金等（直接経費）

科学研究費補助金等は、減少傾向にあり、このうち文部科学省科学研究費補助金は、3千5百万円の減少、厚生労働科学研究費補助金が5千5百万円の減少で全体の金額では平成29年度は約1億1千万円減少した。

1. 5 損益計算書

経常収益1,588億円、経常費用1,580億円で当期総利益は8億円（対前年度比40%）であった。このうち減価償却費等の将来発生する会計処理上の損失に対応する金額（精算用積立額）1.2億円を差し引いた額6.9億円が、経営努力認定を受けて翌年度に使える金額（目的積立金）となる。前年度実績との大きな変動項目は、

- i) 経常収益では、運営費交付金収益532億円（対前年度比103%）、授業料収益等137億円（対前年度比116%）、附属病院収益367億円（対前年度比101%）、外部資金収益373億円（対前年度比93%）、補助金等収益44億円（対前年度比73%）、科研費等間接経費31億円（対前年度比97%）であった。
- ii) 経常費用では、人件費673億円（対前年度比100%）、教育経費78億円（対前年度比100%）、研究経費196億円（対前年度比98%）、診療経費237億円（対前年度比102%）、受託研究費等319億円（対前年度比93%）、一般管理費45億円（対前年度比122%）であった。

1. 6 貸借対照表

資産合計4,965億円（対前年度比99%）に対し、負債合計1,687億円（対前年度比99%）、純資産合計3,278億円（対前年度比99%）となった。対前年度実績との大きな

変動項目は次のとおりである。

【資産の部】

- i) 土地 1,630 億円は、増減は無い。
- ii) 建物等 1,681 億円 (87 億円減) は、施設整備事業として実施した総合研究 15 号館 (旧建築学教室本館) 改修、(北部他) 基幹・環境整備工事等による増 (23 億円増) と、減価償却累計額の増 (110 億円減) の差額が減少となった。
- iii) 工具器具備品等 221 億円 (29 億円減) は、取得した備品等の増 (38 億円増) と減価償却累計額の増 (67 億円減) の差額で減となった。
- iv) 建設仮勘定 39 億円 (22 億円増) は、(医病) 医薬系総合研究棟、iPS 等臨床試験センター棟等新営工事に伴い増加している。
- v) 現金、預金 742 億円 (8 億円増) は増加しているが、施設整備事業や設備購入にかかる未払い代金や翌事業年度に支払う PFI やリースにかかる代金である「未払金」も増加しており、また、産業競争力強化法に基づく 42 億円の出資 (関係会社有価証券の増) も行っている。

【負債の部】

資産見返負債 808 億円 (22 億円減)、長期未払金 67 億円 (16 億円減)、未払金 187 億円 (16 億円減)、その他 129 億円 (5 億円減) がある。

【純資産の部】

資本剰余金 217 億円 (49 億円減)、利益剰余金 371 億円 (14 億円増)、当期末処分利益 8 億円 (12 億円減) がある。

第4章 臨時監査

監事計画に挙げた 3 つの重点項目のうち「教育」について、対象部門を選定し、書面調査と面談によって監査を実施した。監査の概要と監事意見は以下のとおりである。

【テーマ1－1】国際高等教育院における学部教育改革への取組

I 監査項目と主な監査内容

項目：国際高等教育院における学部教育改革への取組

京都大学は「WINDOW 構想」において、大学を社会や世界に開く窓として位置づけ、有能な学生や若い研究者の能力を高め、それぞれの活躍の場へと送り出す役割を大学全体の共通のミッションとして位置づけている。大学教育では、知識の蓄積と理解の向上だけではなく、習得した知識や技術を用いて新しい発想や発見を生み出せる人材を育てることが求められる。分野を超えて異なる能力や発想に出会い、対話を楽しみ協力関係を形作る場を提供することにより、世界で活躍できる野生的で賢い学生を育て、背中をそっと押して窓から送り出すことを目指している。

しかしながら、京都大学における従来の教養・共通教育は高等教育研究開発推進機構で企画を行い、実施は責任部局や協力部局に任せていたため、過度に専門的な内容の科目が増加する等の問題が生じていた。こうした過去の反省を踏まえて 2013 年 4 月に設置された国際高等教育院は、本学の教養・共通教育の企画・実施に責任を負う組織として、大きな視野と深い教養、優れた創造力をもって国際的にも活躍する人材を育成する新たな教養・共通教育の企画・検討を進め、2016 年入学の学生より新たなカリキュラムの提供を開始した。

中でも、対話を通して学ぶ楽しさ・分かる喜びを体験する ILAS セミナーは、主体的に自ら学ぶ態度を身に付けるための特筆される少人数教育だと思われる。また、多数の外国人教員による英語による教養・共通教育は、京都大学の教育の国際化の象徴として大きな期待を集めているだけでなく、その成果は教員定員を拠出した部局への説明責任を果たす上にも重要だと思われる。

今回の監査では設置して 4 年を経過した「国際高等教育院における学部教育改革への取組」について、アクティブ・ラーニングとグローバル人材育成の観点から監査を行った。

II 監査の方法

1 監査の方法

既存資料等により書面調査を行うとともに、予め通知した質問項目にしたがって国際高等教育院長、副教育院長、事務担当者に面談し質疑応答することにより監査を実施した。

2 監査の実施先

(1) 国際高等教育院

10 月 5 日（木）

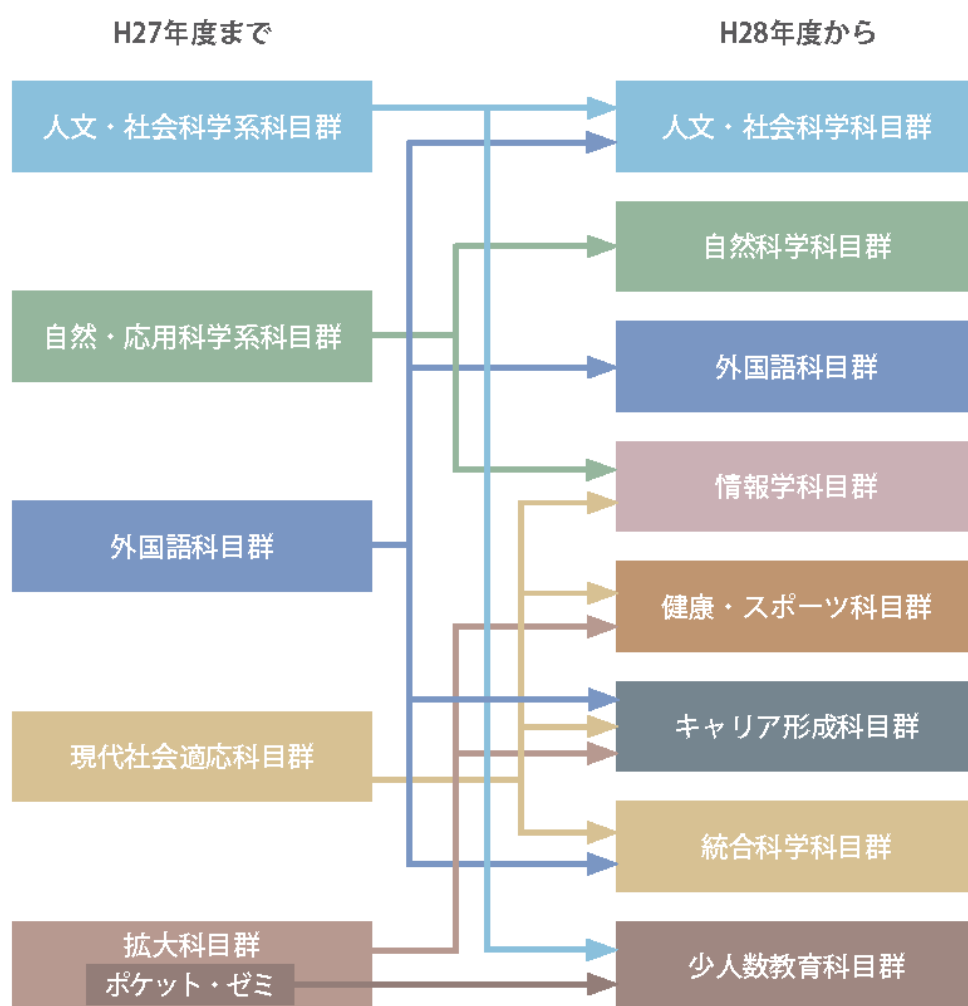
III 監査結果

【全学の取組 － 国際高等教育院】

1 学部教育改革の概要

今回の改革では、社会の変容や国際化への対応、高校教育との接続、専門教育との接続等を基本的観点としたが、同時に、学生が自らの履修計画を容易に立てることができ、且つ、できるだけ希望どおりの科目履修が可能となるカリキュラムを目指した。

科目の見直しに伴い、科目を区分する科目群も見直し、従来の5群から8群へと再編した（図1：科目群の変更）。従前の現代社会適応科目群及び拡大科目群には多種多様な科目が含まれていたが、これら2群を廃止し、内容的なまとまりを考慮して、情報科学科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群、統合科学科目群、少人数教育科目群を新たに編成した。これらの中には、従前から開講されていた科目も含まれるが、統合科学やILAS（アイラス）セミナーなど、新たな科目も含まれる。また、人文・社会科学科目群、自然科学科目群、外国語科目群は、そのまま維持したが、これら科目群の科目についても、上記の方針に基づき、大幅な科目の見直しを行った。



（図1：科目群の変更）

【人文・社会科学科目の見直し】

これまで人文・社会科学を中心とする教養科目については、多種多様な科目が提供されてきたが、入学直後の学生にとって履修科目を選択することは困難であり、また、時間割が過密なため、必ずしも希望する科目を履修できない、という問題もあった。今回の改革においては、高校教育との接続を念頭に、多様な学問分野にはじめて触れる入学直後の学生に対し、それぞれの学問分野における問題関心や学問的方法論に関する理解が可能となるような基礎的な科目を中心として科目編成することとし、加えて、当該分野に関心をもった学生がさらに学習を深めるための各論的な科目を提供する2段階の編成とした。

【自然科学科目の見直し】

主に理系の学生が受講する、数学、物理学、化学、生物学、地球科学、統計といった自然科学の基礎科目についても、高校教育との接続、また、それぞれの専門教育との接続という観点から内容を精査し、必要な科目の再編を行った。

特に高等学校において地学を学ぶ機会が少ないことから、地球科学の面白さに触れながら学修を進められる科目構成にするために、講義科目だけでなく、「地球科学実験」や「探究型地球科学課題演習」といった実習系科目も充実させた。特に後者は、平成27年度から開講した発展型の演習科目であり、受講生は複数の演習テーマから1つを選択し、少人数の班に分かれて半期をかけて取り組み、教員や仲間と議論しながら、学生自ら演習の計画策定、実験／観測、結果の解析・考察を主体的に行い、最後に全員の前で成果を発表する。こうした演習を通じて、学修や研究に対する主体性、地球科学的な事象への深い理解、理学的な思考や洞察力を育むことを目指している。

【英語科目の見直し】

国際化のニーズに対応するため、学生の英語力をさらに向上させるとともに、教育・研究環境の国際化を進展させることが重要である。そのため、英語教育に関しては、従前からの「一般学術目的の英語」という考え方を基礎にしつつ、英語によるコミュニケーション力をさらに向上させるとともに、学生がより積極的に英語に取り組める科目編成となるよう配慮した。

2 GPA制度の導入について

国際的に通用する成績評価として Grade Point (GP) が用いられているが、本学でも平成27年度から年次進行で GP を導入し、GP 素点と GP を次の表1に基づいて対応させている。

評語	素点	備考
A+	96～100点	単位が認定される
A	85～95点	
B	75～84点	
C	65～74点	
D	60～64点	
F	60点未満	単位が認定されない

(表1：素点と GPA の換算)

国際的には GP を単位数で過重平均した GPA (Grade Point Average) が使用されてい

るが、GPA が広く使われるためには、科目や担当教員による成績評価のばらつきを平準化する必要がある。国際高等教育院において、科目ごと担当教員ごとにどの程度のばらつきがあるかの分析が進められており、データを担当教員へフィードバックすることにより平準化を促す取り組みが行われている。

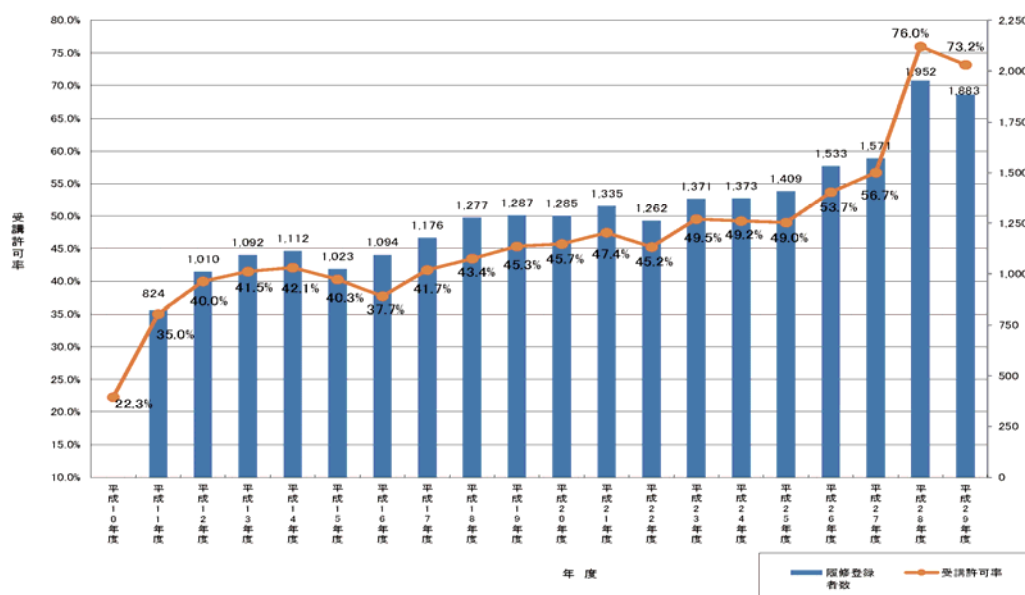
3 ILASセミナーの概要と成果・課題

京都大学では従前よりポケット・ゼミと称する少人数ゼミが開講されてきたが、平成28年度からはILASセミナーとして衣替えし、その開講数を大幅に増加させるとともに、ほとんどの授業を前期5時限目に配置することでより履修しやすくした。

新入生を対象として少人数で行うILASセミナーは、学問の楽しさや意義を実感させることを通じ、勉学生活への導入を図ることを目標としているが、その際、以下の点にも配慮して、文書作成技法や作法について指導するとともに、学生が互いに討議する機会を与えている。

- 1) 高校までの学習とは異なる、大学における主体的な学習の意義を理解できるようにする。
- 2) 教員や学生との討議を通じた学習の意義を理解できるようにする。
- 3) アカデミックな作文に触れ、その作法の基礎を理解できるようにする。

ILASセミナーは1回生5～15名の学生（2回生以上を含む場合は総人数25名まで）を対象とする少人数で行うセミナーであり、平成29年度には約300科目が提供されている。各セミナーの受講希望者数が一様であれば、約3000名の新入生全員が受講可能であるが、希望者数にばらつきがあること及び必ずしも必修ではないこともあり、ILASセミナーを履修する学生の割合は1回生の2/3程度にとどまっている（図2：ILASセミナーの受講登録者数と受講許可率）。



（図2：ILASセミナー（平成27年度まではポケット・ゼミ）の受講登録者数と受講許可率）

4 英語教育改革の概要と成果（含TOEFL）・課題

平成28年度からは、1年次において、リーディングの授業と、ライティング・リスニングの授業を前・後期にわたり、それぞれ1つずつ（合計4科目）受講するとともに、

2 年次の英語Ⅱは廃止して、E 科目を 2 科目受講する制度へと変更した（表 2：平成 28 年度からの英語教育）。

1 回生前期	1 回生後期	主として 2 回生～
英語リーディング 2 単位	英語リーディング 2 単位	E 科目
英語ライティング- リスニング A 2 単位	英語ライティング- リスニング B 2 単位	
TOEFL ITP (4 月に実施)	TOEFL ITP (12 月に実施)	

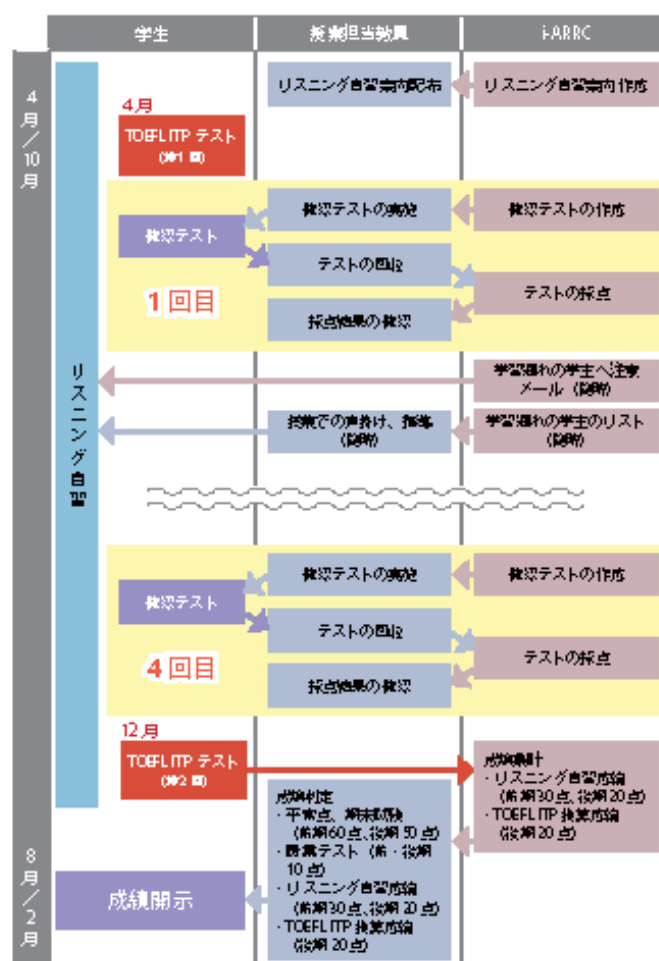
（表 2：平成 28 年度からの英語教育）

1 年次のライティング-リスニングの授業は、クラス人数を半減させて 1 クラス 20 名とし、教員によるきめ細かな添削指導が可能となるよう配慮した。前後期いずれかはネイティブ教員が担当し、全クラス統一のシラバスを用いている。また語学学習支援システム（GORILLA）による WEB でのリスニングの自習と授業での 4 回の確認テストを組み合わせ、教育効果を確保する（図 3：ライティング-リスニング授業の流れ）。リーディングの授業では、授業担当教員と学部教員が協議し、当該学部の学生が興味をもつ内容のテキストを選択している。

また、ライティング-リスニング、リーディングいずれの授業についても、同一学部、学科等の複数のクラスが同一曜時限に配置されるようにし、同一曜時限の授業を担当する英語教員がチームを組んで FD に取り組むことにした。それぞれの曜時限についてチーム・リーダーを決め、その教員がまとめ役となり、学部との連携の下で英語授業を改善していく。なお、教員の中に英語のネイティブ・スピーカーが含まれるようにし、学生が 1 年次の間に一度はそのような教員の授業を受講できるようにしている。

1 年次の 4 月と 12 月には、TOEFL ITP の試験を実施し、学生が自らの英語能力の一面を測れるように配慮するとともに、12 月実施の TOEFL ITP の成績を、後期開講の授業「ライティング-リスニング B」の成績評価に反映させることにより、英語に取り組む動機付けとなるよう配慮している。平成 28 年度の TOEFL ITP では、4 月と比べて 12 月の成績が伸びている。

また、グローバル社会に対応した革新的な言語教育を実施するため、新たに i-ARRC（国際高等教育院附属国際学術言語教育センター）を設置し、語学の自習を行えるように、各種のサービスを提供している。自習スペースを提供するとともに各種機材の貸し出し、外国人教員による学習相談、休業期間中における各種コースの提供などを行い、1 年次における英語教育を強化し、自習環境も充実させたので、1 年次において集中的に英語能力の向上に取り組むことができる。



(図 3：ライティング-リスニング授業の流れ)

E 科目は、英語力強化のための科目であり、英語テキストの講読を中心的な内容とする科目 (E1)、英語を使用言語として実施される科目 (E2)、英語スキルの向上を目的とする科目 (E3) から構成されている (表 3：E 科目のカテゴリー)。E1 および E3 科目は 2 回生以上を対象としている。

E1	英語テキストの講読を中心的な内容とする科目 (英文学、英語圏の文化の教授、あるいは学部教員が英語を用いて専門的内容を教授する)
E2	英語を使用言語として実施される科目 (原則として外国人教員が英語による授業を行う科目)
E3	英語スキルの向上を目的とする科目 (英語を用いた討論、発表などの技術力向上を目指す科目)

(表 3：E 科目のカテゴリー)

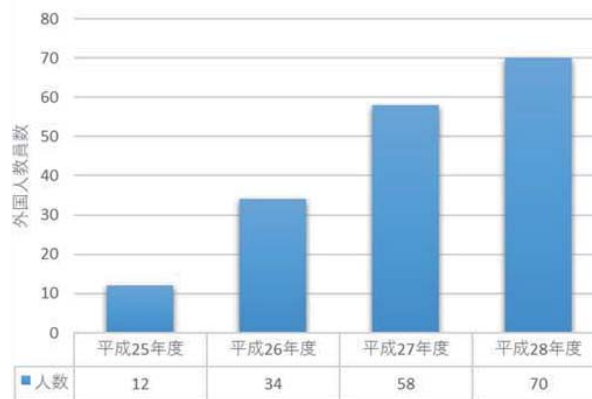
英語で実施される科目のうち、とくに E2 科目では英語力強化のために、英語を頻回に使用する機会を確保し、英語での宿題やレポートの提出を課すなどの観点を設けている。

5 英語による教養・共通教育の概要と受講登録及び単位取得状況

京都大学では文部科学省の国立大学改革強化推進補助金により外国人教員を100名増やす計画をたて、新たに雇用された外国人教員が英語による教養・共通教育科目を担当している。図4に国立大学改革強化推進補助金による外国人教員数の増加を示した。これらの教員は、それぞれの研究科、研究所等に所属し、学部や研究科の専門教育においても授業や研究指導を担当しており、教養・共通教育だけでなく、本学の教育・研究環境全体に関して、国際化への対応が促進されることが期待されている。

平成28年度実績で前後期合わせて英語による教養・共通教育科目が254科目開講され、延べ4395名が履修した（図5）。履修した学生の合格率は平成28年度実績で約85%である（図6）。

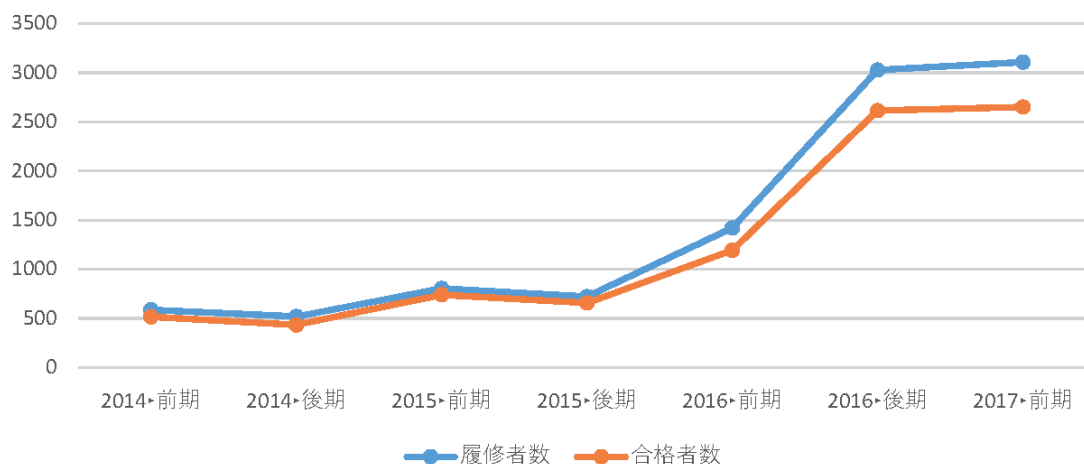
E科目は平成28年度から4単位が原則として必修になり、E2科目は1回生でも受講できることになっている。外国人教員により英語で実施される科目の多くがE2科目として指定されており、希望する学生は、英語テキストを使用するだけでなく、授業のすべてが英語で実施される科目を履修することで、英語力の強化を図ることも可能となった。しかしながら、平成28年度にE2科目の単位を4単位取得した学生は、平成29年度の2回生時にはE2科目を履修登録しない傾向が強い。これは英語による教養・共通教育科目を履修する動機が主として原則必修であること、および学部によりE1ないしE3科目の履修を推奨しているためと思われる。



（図4：国立大学改革強化推進補助金による外国人教員数の増加）



（図5：英語による教養・共通教育科目 開講科目数及び履修者数の推移）



(図 6：英語による教養・共通教育科目の履修者数と合格者数)

6 時間割の改善

平成 27 年度までの時間割は、基本的に担当教員が希望する曜時限を基礎として、クラス指定科目の重複等が生じないように配慮して作成されていた。しかし、理系学生については、クラス指定の基礎科目が多く、選択科目を履修できる曜時限は限られているため、希望する科目を選択できないことが多かった。そこで、平成 28 年度から時間割を一新し、全学生を主として学部又は学科を単位としてブロックに区別して、それぞれのクラス指定科目の曜時限が重複しないようにするとともに、選択科目を配置する曜時限を確保してそれとも重複しないようにした。その結果、担当教員にとっては、必ずしも希望する曜時限に開講できない場合も生じたが、学生にとっては、選択肢が大幅に拡大することとなった。また、外国語の授業については、同一曜時限に同一学部や学科の外国語等の授業が一齐に実施されるため、担当教員がチームを組んで FD を実施し、あるいは、連携して授業を進めることも可能となった。

監事意見

■ 国際高等教育院における学部教育改革への取組

2016 年から始まった新カリキュラムでは時間割の改善や英語教育の改革など制度的な改革に加え、主体性と国際性を育む ILAS セミナーと英語による教養・共通教育科目が大きな目玉となっている。京都大学のように大きな大学でこのような改革が成し遂げられるのは、国際高等教育院と各部局の密接な協力なくしては不可能であり、称賛に値する。特に、英語による教養・共通教育科目 E2 を主に担当する外国人教員数の増加は重要な要素であるが、最終的に各部局のポストに置き換わるので、部局の負担なしには達成できなかったであろう。

このように京都大学の教養・共通教育を改善するための改革にあたっては、各部局の人的資源を活用しているので、その成果が目に見える形にならないければ、やがては部局の不満を生むことも予想される。教養・共通教育改革の成果は、京都大学に学ぶ学生が課題意識を持って自ら学ぶ態度を身に付け、世界に羽ばたくことができる逞しさと英語運用能力を養うことであろう。そのような目に見える成果を生み出すにはなお改善が必要だと思われる。

(1) 初年次の ILAS セミナーと学部教育の接続

2 回生以後の教育が一方的な授業ではまた受け身の学習態度に戻ってしまうと思われる。低学年専門教育にも、課題意識を持って主体的に学ぶ仕組みを各学部で工夫してみてはどうだろうか。

(2) 教養・共通教育及び専門教育を通した国際化戦略

京大生に対するアンケート調査によれば、学部時代に留学を希望する新入生がかなりの程度いるにも拘わらず、実現できる学生はほんのわずかである。新たな英語教育の仕組みにより、1 回生に対する英語教育と 2 回生以上も受講できる英語による教養・共通教育が提供され、自習システムも整ってきた。

しかしながら、平成 28 年～29 年の実績を見ると、1 回生の間に E2 科目を 4 単位以上取った学生は、2 回生で E2 科目を履修しない場合が多い。E2 科目を国内留学とみなし、E2 科目で実践的英語運用能力を身に付ければ、短期及び長期の留学で単位を取得することも可能であろう（E2 科目で TOEFL ITP のスコア等による受講資格を設定しなければ、厳格な評価はできない）。卒業要件以上に E2 科目を受講させる工夫が望まれる。

入学時には多くの学生が米国の大学への留学を希望しているが、高額授業料と単位互換性が無いため留年する可能性が高く、断念することが多い。学部間の学生交流協定を結び学生の負担を減らす必要があると思われる。まずは学部卒業と同時に社会に出る人の多い文系学部にそのような工夫を期待したい。

初年次の英語教育と短期語学留学、2 年時の英語による授業履修と海外大学への短期留学、3 年時以降の交換留学という段階的取り組みにより、海外留学を希望する学生を支援する戦略が必要ではなかろうか。

また、国際的に通用する成績評価方法としての GPA を定着させるために、国際高等教育院と各学部の連携により、科目及び教員ごとの評価基準を平準化することが望まれる。

【テーマ 1－2】博士課程教育リーディングプログラムにおける大学院教育改革への取組

I 監査項目と主な監査内容

項目：博士課程教育リーディングプログラムにおける大学院教育改革への取組

京都大学大学院総合生存学館（思修館）は京都大学における博士課程教育リーディングプログラムのフラッグシップと位置づけられ、今後の京都大学が目指すべき大学院教育改革に大きく貢献することが期待されている。平成 23 年度に採択されてより文部科学省からの支援期間の最終年度にあたり、これまでの実績や外部評価などを踏まえ、「博士課程教育リーディングプログラムにおける大学院教育改革への取組」について監査を行った。

II 監査の方法

1 監査の方法

既存資料等により書面調査を行うとともに、予め通知した質問項目にしたがって総合生存学館長および関係教職員と面談し質疑応答することにより監査を実施した。

2 監査の実施先

(1) 総合生存学館

11月2日(木)

III 監査結果

【部局の取組 ― 総合生存学館】

1 プログラムの構想・実施体制などの概要

本プログラムは、高い使命感・倫理観・洞察力・企画力・人間力を有し、国際社会におけるトップリーダーとして活躍できる人材の養成を目的としている。

これまでの大学院教育のカリキュラムが主として研究者養成を目的に構築されているのに対し、グローバルリーダー養成を目的とする本プログラムでは、高度な研究実績を持つ研究者から構成されている教授陣に加え、新たに豊富な社会経験を有する専任教員と学外の世界トップレベルの経営者・公務員・外国人からなる特任教員による教授組織を新たに設置し、特別研究指導と高度専門教育以外に共通基盤科目（八思）と現地実践科目を追加した。

本プログラムは5年一貫教育のもと、1年次と2年次で通常の学位プログラムと同等の特別研究を実施し、3年次には博士学位論文草稿を完成させる。さらに、1,2年次では、特別研究と同時に、国内外のインターンシップ型の現地実践科目及び世界のトップリーダーが主導する熟議により国際社会のリーダーに求められる理解力・思考力・判断力・コミュニケーション力及び交渉力を体得させる。

3年次までに、社会課題に関する高度な専門知識と洗練された教養力獲得のため共通基盤科目（八思）を実施する。

4年次には、海外の国際機関や企業及び団体等へ約1年間インターンシップ（武者修行）を経験させ、実践によってグローバルリーダーとしての応用力、展開力及び国際力を醸成させる。

5年次には、4年間の集大成としてプロジェクトベースラーニングを学生自らが企画立案・実行する。

学位の質保証としては、2,3年次修了時に厳しいQualifying Examination、5年次修了時には修了要件の1つとしてTOEFL-iBT100点程度の語学力取得を課す。

これらに耐えうるよう、研究指導教員及びメンター・教育指導教員による複数指導教員体制によるサポートを行う。

さらに、専用の教育施設である合宿型の研修施設を導入し、施設長を中心に、教員と学生間及び学生同士の親密な人間関係を築くとともに不断に人間力を磨きあうなど、日常的な相互ケア体制を整備・運用する。毎日夜に、どちらかの研修施設において午後7時～9時に「オフィスアワー」を設け、教員1名が輪番制で担当している。

2 プログラムの進捗状況と成果および課題

2. 1 進捗状況

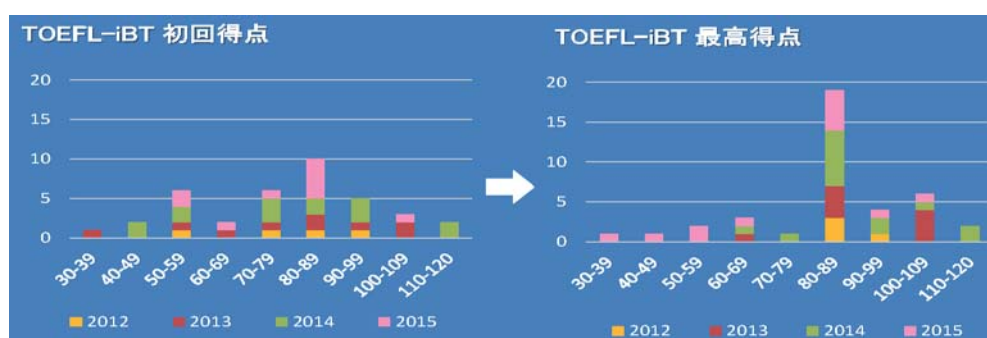
(1) 平成24年度に受け入れたプログラム履修生が平成29年3月には、2名の修了、1名の研究指導認定退学を迎えた。なお、単位取得未了の1名は休学のうえ国際機関に就職した。

(2) 平成25年度から募集を開始した総合生存学館の学生が現在5年生となり、1年生から5年生までそろった。平成30年3月には、博士（総合学術）の学位が初めて授与される。

- (3) 思修館学生の修了を平成 30 年 3 月に控え、修了に至る手続きを整備し、修了要件や審査基準を策定した。
- (4) 平成 30 年度以降のカリキュラムを定め公表済みである。
- (5) 5 年一貫制博士課程ではあるが、海外武者修行（4 年生）の時に派遣先によっては必須とされることや、進路変更のために中途退学をする学生に配慮して、修士の学位を取得する制度を作った。
- (6) 社会人が在籍のまま履修しやすいよう「長期履修制度」を設けた。

2. 2 成果

- (1) プログラム履修生が、国連機関（FAO）、外務省、国際コンサルタント企業に就職し、思修館が目指しているグローバルリーダー人材の育成について一定の成果があった。
- (2) 今年度外務省の専門調査員に 2 名が合格し、前述の休学のうえ国際機関に就職した学生も含め、国連インターンや NGO での活動など、キャリアパスの多様化が進んでいる。
- (3) 学生は学位論文執筆にむけて、文理を超えた学問を組合せてグローバル問題の解決策を見出す研究に取り組んでいる。10 月 20～21 日に行われた博士課程教育リーディングフォーラム 2017 にて、思修館からポスター発表した 2 年生以上の 4 名全員が Future Leader Award を受賞、Academic, Industrial, International の 3 部門すべてで受賞者を出したのは思修館のみであった。なお、同フォーラムには 61 プログラムが参加、ポスター発表約 170 件のうち受賞者は 24 件（各部門 8 件ずつ）、そのうちの 4 件が思修館の学生。専門性の追究についても一定の成果が出ている。
- (4) 過去 5 年間のケーススタディ（D 論研究）の積み重ねから、総合生存学の学理が徐々に浮かびあがりつつある。（28 年度 P0 フォローアップ報告書）
- (5) 英語による講義数の増加、国連機関・国際機関や外国のアカデミアから人材を招聘し、講演やセミナーを実施、研修施設のゲストルームへの滞在、グローバルコミュニケーション講座、TOEFL-iBT セミナーの開設等の取組みにより、TOEFL-iBT の最高得点が入学時平均点（77 点）より 12 点上昇して 89 点となり、グローバルコミュニケーション能力が向上した（図 1）。

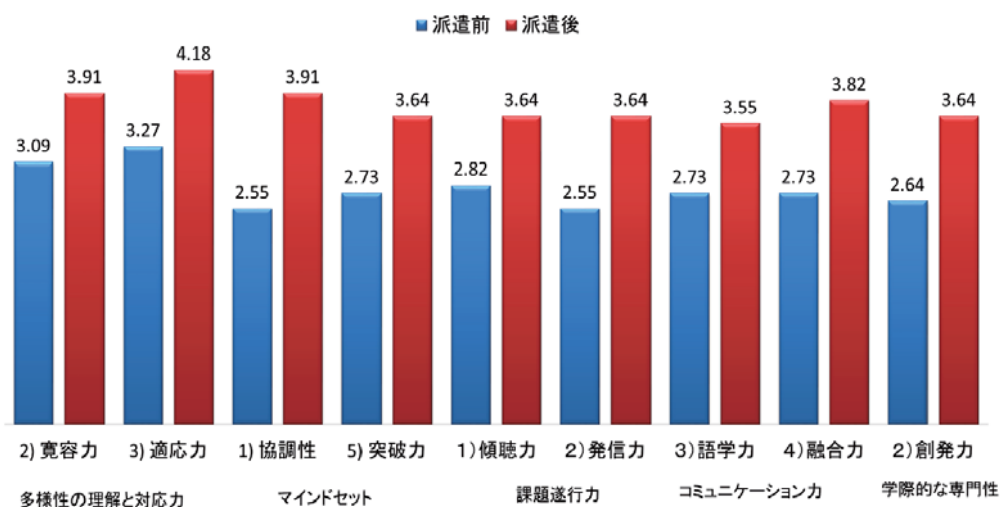


（図 1：TOEFL-iBT の成績）

- ① 海外インターンシップ及び海外武者修行において、1) 多様性の理解と対応力、2) マインドセット、3) 課題遂行力、4) コミュニケーション力、5) 学際的な

専門性に係る 18 項目についてコンピテンシー（適性能力）測定を行った結果、すべての項目で上昇が見られ、高い学修効果が認められた。（図 2、図 3）

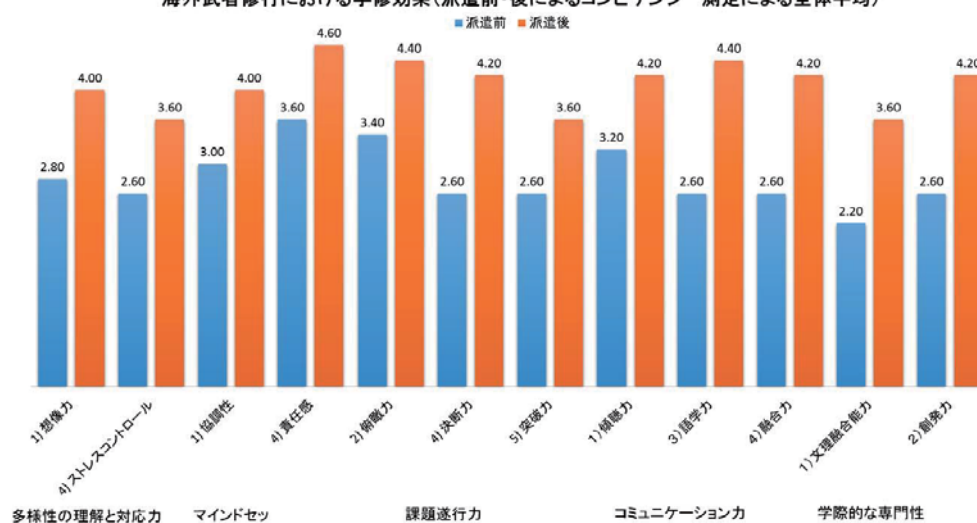
国外サービスマーケティングにおける学修効果（派遣前・後によるコンピテンシー測定による全体平均）



（図 2：海外インターシップの効果）

- ② 実践教育の仕上げとなる PBR（Project Based Research）が、海外武者修行における人的ネットワークを活用、自ら企画・運営し、外部予算を獲得するなどの実践をする場となっており、研究の社会的実装の効果がみられる。

海外武者修行における学修効果（派遣前・後によるコンピテンシー測定による全体平均）



（図 3：海外武者修行の効果）

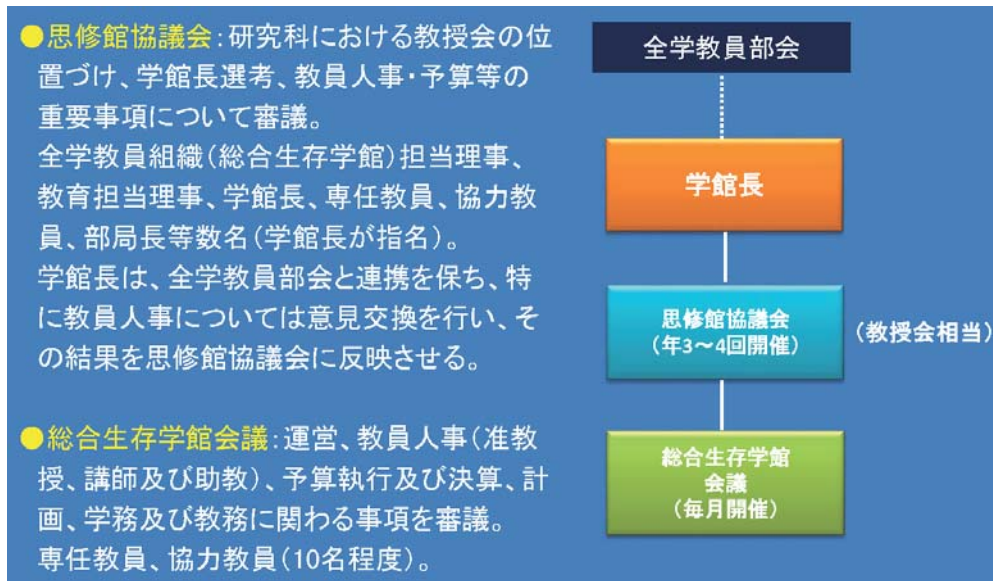
2. 3 課題

- (1) 総合生存学の学理の確立が不十分であり、学内外への理解が得られていない。
- (2) カリキュラムが過密であり余裕がないことから、学生の研究活動や研究会等の自主的活動を自由に行うことが困難となっている。特に、理系の研究科に研究指導を委託している教員からは、当該研究科の学生に比べ研究室での研究時間の短さが指摘されている。

- (3) カリキュラムの過密さから、学生にやらされている感があり、専門研究と実践のバランスが難しいと感じている学生が見受けられる。
- (4) 参加教員間での共通理解が進んでいないと受け止める学生が多い。
- (5) 全学体制構築への努力が不十分であり、大学本部との乖離がある。
- (6) 総合生存学館が設置され5年が経過したが、学生定員割れの状態が続いている。

3 課題克服のための改善策

- (1) 総合生存学とは、国際機関や行政、学術界、当事者(ステークホルダー)を結ぶ学問であり、グローバル課題の解決策を見出す学際的な学問分野である。ケーススタディの積み重ねによりその学理がさらに具体的に浮かび上がると考えている。現在、ケーススタディを積み上げ、総合生存学の構築に努めているが、今後これを確立できる見通しを得ている。また、学生たち自身が、教員と協働して総合生存学の学理について意見交換を行っている。
- (2) 平成30年度以降のカリキュラムでは、2回課してきたQEを1回に統一、履修年次の柔軟化によりカリキュラム全体の弾力化を図り、研究の進捗状況によって年次を選んで履修できるように改善した。
- (3) (2)に加え、他研究科にもオープンした複合型研究会を立ち上げ、実践課題を軸とした研究活動を行っている。また、教員と学生で実施している「思修館懇話会」においてぎっくばらんな意見交換を行うことにより、京都大学の伝統である対話主義による教育の場の一つとして、教員・学生間のより密接な関係を築く努力を行っている。
- (4) 参加教員として、専任教員、協力教員、研究指導委託教員、科目担当教員がおり、また、専門分野も当然ながら多方面にわたっている。これら様々な立場の教員が存在するため、互いの役割に関する理解や教育研究方法の共有が不十分であった。今後は、教員－学生－事務職員間で協議のうえ指導ガイドライン等を作成し、定期的に各学生とそれぞれ複数の教員の間で行っている面談等の機会を活用して、思修館の運営や研究指導方針について各担当教員と学生間で理解の共有を図る。
- (5) 全学体制のもとスタートした総合生存学館であるが、大学本部や他研究科に対する説明や報告が不十分であり、学内における信頼関係を築くことができなかった。平成30年度以降の運営体制として、思修館協議会（教授会相当）を導入し、全学機能組織である総合生存学館担当理事及び教育担当理事、部局長（数名）、本学館専任教員及び協力教員を構成員とすることにより、学館外に開かれた運営体制とし、方針、現状、課題等の共通理解を図り、課題に対して協働して取り組む体制を整える。また、協力教員は今まで年1～2回程度の教授会に出席するだけであったが、協議会及び学館会議の構成員とし、特に学位審査やカリキュラム構築に深く関わることができるようにした。（図4）



(図4: 全学体制の確立)

(6) 学生定員の確保については、今まで、学内及び全国数カ所に出向いての入試説明会の開催、ミニワークショップ実施、HP やメルマガによる情報発信の充実等入試広報に力を入れてきた。少しずつではあるがその成果が見られ、志願者数・合格者数とも増加傾向にある。

しかし、まだ不十分であるため、以下のような対策を講じているところである。

- ① 京大生の進学実績を上げるために、今年度から学内特別選抜を導入。
- ② 国際教養大学、九州大学、立命館アジア太平洋大学など、グローバル人材の育成に力を入れている大学とのコラボレーションによる説明会を実施。当該大学との共催による参加者増、国際教養大学ではキャリア形成の授業での紹介による理解の深化、立命館アジア太平洋大学からの志願者・合格者増などの成果が出始めている。
- ③ Skype 入試等による留学生への負担軽減、社会人特別選抜の検討など多様な入試制度を検討中である。
- ④ 学内の国際交流事業に興味のある学部学生への積極的なアプローチを行い、国際的な活躍やグローバル人材に関心のある学生の掘り起こしを図る。

4 本プログラムを実施した経験に基づく全学の大学院教育改革に対する提言

(1) 7年間に及ぶ実績を持つ国内外でのインターンシップ、すなわち、社会福祉施設でのインターンシップ並びにバングラデッシュ・ミャンマーといった後発開発途上国でのインターンシップでは、学生が机上では得られない多くの学びを得ている。

これらの実績を援用し、全学に展開することを検討中である。

【提言】

全学の大学院教育でこうした取組が導入できるような大学の支援が必要と思われる。総長裁量経費や全学経費等で部局が提案して同様の取組もできるが、部局単位ではなく異なる分野の学生が同時に参加できる仕組みも必要である。

(2) フィールドワークの一環である海外武者修行では、長期の海外経験によって研究

の実務への応用を図っており、実践力のある博士人材の育成に役立っている。

【提言】

大学レベルでの協定を結んでいる機関（国際機関、海外大学・研究所等）を対象に長期派遣制度を充実させる必要がある。たとえば「京都大学派遣在外学生制度」（渡航費・滞在費を支給）のような制度を新設し、履修要件を設定して、大学院横断・共通科目として位置づけ、単位（例えば8単位）を与える。京都大学は、他大学と比べ非常に多くの国連機関との協定がある。これを発展充実させ、この強みを活かすべきである。

- (3) 共通基盤科目（八思）において自身の専門分野以外の教養を学ぶことにより、専門以外のことを知らない、また、国際的な活動の場において日本のことを語ることができない研究者ではなく、広い視野と国際的に活躍できる人材を育成している。

【提言】

学生が日本のことを語る、京都のことを語るような発表（あるいはディベート演習）のような科目を大学院横断・共通科目として設定してはどうか。

- (4) 世界的に活躍するトップリーダーが担当する熟議において、第一線で活躍するリーダーとしての心構えや考え方を直接学ぶことにより、理解力・思考力・判断力・コミュニケーション力及び交渉力が体得できる。

【提言】

総合生存学館（思修館）で行っている「熟議Ⅰ」、「熟議Ⅱ」を学内に広めると、この思修館プログラムの顕著な波及効果となる。まず、学内の学生に思修館の学生とともに受講してもらい、この熟議科目の有効性を確認してもらったうえで、改善・発展させて、京都大学ならではの面白い科目（オモロ科目）として大学からアピールしてはどうだろうか。「京大熟議」のシリーズを全学対象に開講し、そのシリーズを修了したら（例えば10回出席）2単位取得できるなどとする。これは、学期内での単位取得ではなく、学期をまたいでも学年をまたいでもよいものとする。5年一貫の大学院であれば、5年のうちに所定の回数をこなせばよいとする。縦割り、細分化が進みすぎた大学院を多様でダイナミック（WINDOW構想のD）にするには、こうした学期をまたぐ（inter-semester）あるいは学年をまたぐ（inter-grade）履修制度が必要である。こうすると、その熟議には、M1もD3も混在しており、多様な研究科・専攻から異なる分野の学生が履修している、ということになる。「熟議コーディネーター」の養成が必要になる。「京大熟議」が京大版熱血授業のように人気を博するようになるとうい。

5 文部科学省の支援期間終了後の、全学展開や今後の新たな構想

- (1) 項目4で記載した実績を援用し、全学に展開することを検討中であるとともに、現在でも大学院共通科目に13科目を提供しており、京都大学の大学院共通教育として大きな貢献を果たしていきたいと考えている。

【構想】

上記のいくつかの【提言】で述べたような新しい教育に総合生存学館（思修館）のノウハウや教員が活用され全学展開されることを望みたい。例えば、思修館において、「海外インターンシップ」の企画、「熟議コーディネーター」の養成などを行ってもよい。ただし、そのための教員ポストは必要である（特定教員でもよい）。

- (2) 国際展開を図っている企業には思修館の支援者が多く、思修館基金もこの 7 年間で 7 億円以上の寄附を集めることができた。その半分程度は研修施設の建設に使用したが、補助金終了後も質の高い教育を続けていくために思修館への物心両面の支援は不可欠である。博士人材の企業受入れを促すためにも、博士人材のバランスのある専門力を示し企業における活躍を実証できる思修館の役割は大きいと考えている。

【構想】

平成 30 年度から始まる卓越大学院プログラムにも参画する予定である。この卓越大学院プログラムにおいては、企業等からのコンスタントな支援が期待されており、思修館基金の経験を生かして、同プログラムの企業との連携のリーダーシップをとっていきたい。

- (3) 思修館の理念と目指す方向、ユニークな教育研究の方法、実際に育ってきた学生の能力と資質は京大全体にとって貴重な財産である。また、思修館プログラムは壮大な教育実験であるとも言え、その成果が見えつつある。既存の大学院ではできなかった新たな取組みであり、その内容と成果を各方面に理解してもらうことによって、全学研究科への波及効果が期待できる。

【構想】

将来的には、思修館で博士（総合学術）を取得した学生が、京都大学内において専任教員に採用されること。上記【提言】で述べたようなことが大学内で実現されること。

- (4) 現在、文部科学省から財務省に概算要求で出されている「卓越大学院構想」において、思修館が中心となって、今まで培ったノウハウを活用し、構想に見合ったプログラムの構築に寄与する。

【構想】

卓越大学院プログラムでは思修館の教育研究活動に親和性の極めて高い内容を構想し「地球社会の調和ある共存に貢献する京都アカデミア：2050 年を見据えた教育研究」を提案しようとしている。多数の多様な研究科・専攻及び研究所・センターからの参画が見込まれているので、指定国立大学法人として期待されている人文・社会科学系の推進の一つのエンジンとして、文理融合の大学院教育を進めていきたい。また、上記(2)で述べたように、思修館基金の経験を生かして、同プログラムの企業との連携のリーダーシップをとっていきたい。

監事意見

■ 博士課程教育リーディングプログラムにおける大学院教育改革への取組

2011年にオールラウンド型の「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された思修館プログラムは、2012年10月より他研究科所属の履修生を募集してプログラムを開始し、2013年4月には大学院総合生存学館（思修館）として独立した研究科を設置した。2017年度で文部科学省の財政的支援が終了し、2018年度からは自立に向けた新たな展開が求められる。

思修館では国際社会で活躍するリーダーを育成するために、様々のトランスディシプリナリーな課題解決型プログラムを開発しており、既に国際機関等で活躍する修了生も巣立っている。

様々の分野のリーダーとして国際的に活躍する人材を送り出すことは、独り思修館だけでなく、日本のトップクラスの大学である京都大学そのものに求められている。今後、思修館プログラムにより始まった大学院教育改革をさらに発展・継承するとともに、思修館という実験的プログラムを通して培った蓄積を京都大学全体に広げてゆく必要がある。そのために、次のような展開を図ることにより、思修館プログラムについて他部局の理解を得て、全学的な支援を得ることができると考えられる。

(全学への貢献)

アカデミア以外のキャリアを目指す他研究科の大学院生に対し、専門的知識・技能を社会において役立てるための汎用的能力を身に付けるための授業を、大学院共通・横断教育として提供する。また、各研究科の教員に対し、各分野の研究を通して修得させるべき汎用的能力を抽出・明示する作業を支援する。これらを通じて、京都大学における大学院共通・横断教育の核としての役割を果たす。また、研修施設など優れた教育研究環境を持っており、より有効な全学的活用も可能ではないか。

(プログラムの柔軟化)

5年一貫性の大学院総合生存学館（思修館）に入学するには、明確な意識を持つ必要があるため志願者は多くない。正規学生をコアとして、その周りに他研究科所属の学生を副専攻プログラム履修生として配置し、合同の授業を行えば互いに刺激になると思われる。プログラムに対する文部科学省の縛りがなくなるのを機会に、2年制の修士コースや3年生の博士コースなど、これまでに経験を踏まえて他研究科との人的交流ができるようにプログラムの柔軟化を図ることも必要ではないか。

(学部との連携)

リーダーとなるにはフォロワーを指導する経験も重要だと思われる。大学院生が企画して学部生をフォロワーとして募集するプロジェクトを体験させることにより、大学院生のみならず学部生にも良い影響を及ぼすと思われる。また、体験した学部生が大学院を志望する可能性もある。

【テーマ2－1】出資事業の進捗状況と監査体制について

I 監査項目と主な監査内容

項目：出資事業の進捗状況と監査体制について

京都大学の産学共同実用化促進事業（出資事業）は、大学の研究成果をもとにイノベーションを生み出し日本の産業競争力を高めるとともに、将来的には大学の新たな収益源を生み出すことも期待されている。平成26年12月に京都大学イノベーションキャピ

タル株式会社を設立してよりほぼ 3 年の間に、ベンチャーファンドを設立し、京大認定ファンドと協調・補完しながら、京大発ベンチャー支援を開始した。これまでの実績を踏まえ「出資事業の進捗状況と監査体制について」監査を行った。

II 監査の方法

1 監査の方法

既存資料等により書面調査を行うとともに、予め通知した質問項目にしたがって京都大学イノベーションキャピタル株式会社執行役員・投資部長および本学事務担当者
と面談し質疑応答することにより監査を実施した。

2 監査の実施先

産官学連携本部、研究推進部、京都大学イノベーションキャピタル株式会社

11 月 7 日（火）

III 監査結果

【全学の取組 ― 産官学連携本部、研究推進部、京都大学イノベーションキャピタル（株）】

1 官民イノベーションプログラム（出資事業）の概要

日本経済再生に向けた緊急経済対策として、イノベーションの源泉となる大学発ベンチャーを育成するため、平成 24 年度補正予算において東北、東京、京都、大阪の 4 大学に出資金総額 1,000 億円と事業推進に使われる運営費交付金総額 200 億円が措置されることになり、京都大学には出資金 292 億円、運営費交付金 58 億円が配分された。この官民イノベーションプログラムは、国立大学自らが研究成果の事業化に向けた官民共同の研究開発を推進することを目指している。

京都大学ではイノベーションの源泉となる大学発ベンチャー育成の取り組みとして、平成 26 年 12 月に京都大学イノベーションキャピタル株式会社（略称：京都 iCAP；図 1）を設立した。平成 28 年 1 月には第一号ベンチャーファンドとしてイノベーション京都 2016 投資事業有限責任組合（図 2）を設立しファンドの運用を開始した。京都 iCAP は、京都大学研究者による知を事業化するために、同社が運用するファンドを通じた投資その他の支援を行っている（図 3）。京都 iCAP が投資対象とするのは次のようなベンチャー企業である。

- ・ 京都大学の研究者による研究成果等の事業化を目指す未上場企業
- ・ 新設（スタートアップ）企業、設立済企業、共同研究企業からのスピンオフ企業
- ・ 支援決定を行ってから 5 年～10 年程度で事業化が見込まれ、且つファンドの存続期間内に M&A・IPO 等により京都 iCAP が保有する株式等を売却することで資金を回収できる蓋然性が高い企業

名称	京都大学イノベーションキャピタル株式会社
所在地	京都市左京区吉田本町36-1
代表者	室田浩司
設立年月日	平成26年12月22日
払込資本金	70百万円（資本金35百万円、資本準備金35百万円）
出資者	国立大学法人京都大学（議決権割合100%）
企業理念	京都大学の“知”（研究成果・技術等を含む）を社会移転することによる新たな事業の創成と、大学からの起業を醸成する風土作りを行う。

（図1 京都 iCAP の概要）

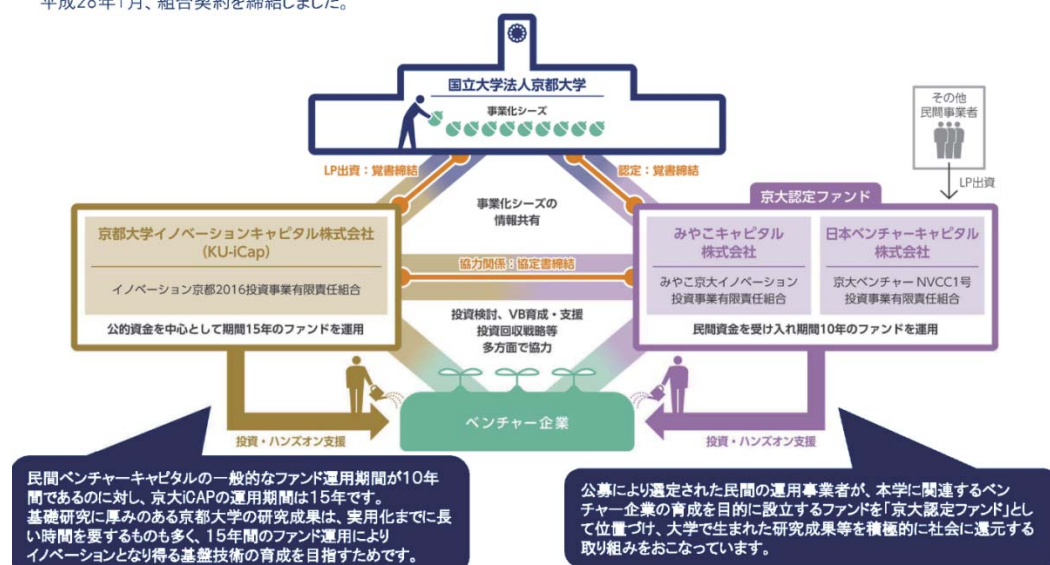
名称 イノベーション京都2016投資事業有限責任組合
所在地 京都市左京区吉田本町36-1
無限責任組合員 京都大学イノベーションキャピタル株式会社
存続期間 設立の日の翌日から15年間
出資金総額 160億1百万円

（図2：京都 iCAP 運営一号ファンドの概要）



（図3：投資および支援の仕組み）

京都大学は、京都iCAPを無限責任組合員とするベンチャーファンドに対し150億円を出資することで合意し、平成28年1月、組合契約を締結しました。

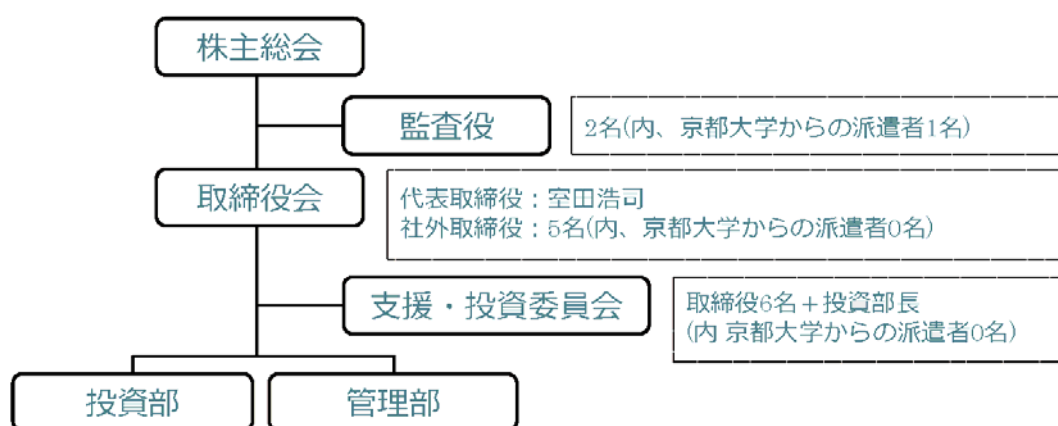


（図4：京都大学方式ベンチャーファンド）

京都 iCAP は公的資金を、京大認定ファンドは民間資金を、それぞれ運用し、京都大学を中心として京都 iCAP、京大認定ファンドが協調・補完して京大発ベンチャーを育成するエコシステムを目指す

【iCAP の管理運営体制】

iCAP の役員として代表取締役の室田浩司他5名の社外取締役を置き、京都大学とは独立した運営を行っている。楠美公執行役員・投資部長の他、金融及び技術の専門家6名がチームを組み、投資先の目利きを行っている。監査役として京都大学の理事が1名加わっている。



（図5：iCAP の組織図）

【投資方針】

- ・ 民間のベンチャーキャピタルでは投資が難しいシード、スタートアップ、アーリーステージ企業へ積極的に投資を行う

- ・ 日常的に研究開発計画をチェックすることにより研究・開発の進展段階に応じたマイルストーン投資を基本とする
- ・ 以後の成長ステージにおいて民間との共同投資に柔軟に対応する
- ・ 投資先企業の議決権比率に制限を設けない

2 出資事業の進捗状況・成果・課題

(1) 進捗状況

この事業を成功させるためには、京都大学に眠っている事業化可能な研究成果を見出し、シーズへステップアップするための研究者向けの支援や起業家とのマッチング、研究成果を事業化する人材の発掘・育成、創業期のベンチャー企業への研究場所・機器などの貸与など、様々のインフラ整備を行う必要がある。そのため、平成 27 年度より産官学連携本部内に「出資事業支援部門」を新設し、京都 iCAP や学内外機関と連携して、シーズ発掘・インキュベーションに取り組んでいる。事業化コーディネーターとして民間企業経験者 5 名（出向者を含む）を京都大学職員に採用し、出資事業支援プロジェクトの企画立案・研究成果の事業化の可能性を検討している。

課題	施策	社会や大学における効果
事業シーズの 発掘・育成	・ GAPファンド ・ インキュベーションプログラム 研究成果を事業シーズへステップアップするための研究者へのグラント	事業化を見据えた研究開発の増加
起業家の 発掘・育成	・ 技術イノベーション事業化コース ・ Entrepreneur Candidate Club(ECC-iCAP) 京都大学の技術をテーマに起業家の育成、研究者とのマッチングイベント	起業に関心を持つ国内外の社会人が京大の技術に注目
創業支援	・ インキュベーションセンター(KUViC) ・ 共通機器整備 創業期ベンチャー企業へのオフィススペース、共通機器の貸与	学内でベンチャー企業や起業家が活動することによる教員や学生の事業化意識の向上
リスクマネー	・ 京都iCAP1号&2号ファンド ・ 認定ファンド(民間ファンド) 事業化のためのリスクマネー供給	京都iCAPから案件を広く民間VCへ供給することによる、ベンチャーへの投資拡大



**大学における事業化の支援スキルが向上
京都に本格的なベンチャーエコシステムを構築**

(図 6 京都大学におけるプレインキュベーション)

(2) 成果

- ① 平成 28 年 1 月のファンド設立以降、公表されているだけでも、バイオテクノロジー分野の 10 社、ICT・AI・ItIoT 分野の 6 社、エネルギー・素材分野の 4 社に対し投資を行っており、順調に進展している。(平成 30 年 6 月 12 日現在)
- ② シーズ・スタートアップ・アーリーステージへの投資が全体の 80%を占めている。
- ③ 特定の研究分野へ偏ることなく全学横断的に案件発掘を行っており、適正なポートフォリオとなるように、適切に研究・事業分野のバランスを取った投資を行っている。

- ④ 民間ベンチャーキャピタルからの投資を受けやすいスキームを念頭において、積極的にハンズオン（技術・事業開発支援）を行うことで、民間からの投資を呼び込むことに成功している。

監事意見

■ 出資事業の進捗状況と監査体制について

平成 25 年度に「日本再興戦略」に盛り込まれた官民イノベーションプログラムの集中実施期間は平成 30 年 3 月 31 日迄となっている。平成 26 年 12 月にスタートした京都大学イノベーションキャピタル株式会社（京都 iCAP）は、平成 28 年 1 月に第一号ベンチャーファンドとしてイノベーション京都 2016 投資事業有限責任組合を設立し、ファンド運用を開始し、京都大学における研究成果を事業化するベンチャー企業に対し順調に投資を行ってきた。既にマイルストーンに到達したベンチャー企業には追加投資も行い、民間ベンチャーキャピタルとの協調投資も実現している。

今後さらに出資事業を拡大するには、起業家育成やマッチング支援などの支援体制の充実が重要になると思われるが、将来の大学財政の基盤として非常に重要な事業であるので、一層の発展を期待したい。

一方、投資企業数が増えるにつれて不正等のリスクも高まるので、きめ細かな進捗管理が求められる。特に、上場する場合にはインサイダー情報の管理を厳しくする必要がある。その他、大学で経験したことのない領域が拡大するので、監事としても注意深く見守っていきたい。

【テーマ 2－2】教育研究組織改革と学域・学系制の進捗状況について

I 監査項目と主な監査内容

項目：教育研究組織改革と学域・学系制の進捗状況について

平成 28 年度より、教育研究組織から教員人事・定員管理を行う機能を分離して新たな組織（学域・学系）が発足した。これにより附置研究所・センター等の連携強化と 21 世紀をリードする新たな学術を創造する新組織の設置が期待されているが、すでに組織再編にも結び付いている。この制度を形式的に運用すれば会議の増加など逆効果になる恐れもあるが、定員削減の状況下において高い教育研究機能を維持するためにも、学域・学系制のスケールメリットを活用することが期待されている。これまでの実績を踏まえ、「教育研究組織改革と学域・学系制の進捗状況」について監査を行った。

II 監査の方法

1 監査の方法

既存資料等により書面調査を行うとともに、予め通知した質問項目にしたがって、当該研究所長、学系長および関係教職員と面談し質疑応答することにより監査を実施した。

2 監査の実施先

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) ウイルス・再生医科学研究所 | 11 月 15 日（水） |
| (2) 東南アジア地域研究研究所 | 11 月 16 日（木） |

III 監査結果

【部局の取組 ― ウイルス・再生医科学研究所】

1 学域・学系制の概要

ウイルス・再生医科学研究所は、現在、教員定員 80 名程度の規模を擁する研究所であり、現在選考中のものも含めると、21 名の教授から構成される教授会のもとに運営されている。当初からの想定に合致する規模の教授会を持っており、部局がそのままの規模でウイルス・再生医科学系として認められた。学系内の人事は従前より教授から助教に至るまで公募による事が内規によって定められており、部局外の識者を加えた調査委員会により応募した候補者について種々の観点から調査をおこない、学系会議における審議と投票により候補者の選定を行っている。

また、ウイルス・再生医科学研究所は幅広い科学領域をカバーしており、所内の各研究分野は医学研究科、工学研究科、理学研究科、生命科学研究科、薬学研究科、人間・環境学研究科と多様な研究科の協力講座として研究指導に携わっている。そのため、自然科学域のもとに学系を構成できている現在の仕組みは、研究所の効果的な運営に大いに貢献していると考えている。

2 学域・学系制の進捗状況および組織再編に至った経緯

ウイルス・再生医科学研究所は平成 28 年 10 月にウイルス研究所と再生医科学研究所の組織統合により発足した。いずれも国立大学共同利用共同研究拠点として実績をあげ、平成 27 年度に行われた期末拠点評価でも高い評価を得て拠点の再認定をうけた。そこで二研究所の統合により、これまでの拠点活動に加えてより強力な未来開拓部門をもつ余力が生まれた。研究所の統合後の新たな展開を主導するための教授人事を学域・学系制度による公募によって進めているところである。

【部局の取組 ― 東南アジア地域研究研究所】

1 学域・学系制の概要

東南アジア地域研究研究所は地域研究学系を構成しており、地域研究学系は学際学域（人間環境学系および地域研究学系からなる）に属している。他の学域に属する学系は 1 学系 1 部局から構成されているのに対し、当学系は、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、東南アジア地域研究研究所、およびこころの未来研究センターの 3 部局から構成されている。これらの部局は、いずれも他の部局に比べて、比較的小規模で教員数は少ないにもかかわらず、部局内で広い学問領域にわたる学際融合、特に「文理融合」に象徴されるように、研究の視点や方法が大きく異なる学問分野間での共同研究とそれに基づく大学院生の教育を特徴としている。

例えば、こころの未来研究センターでは理系の医学部系に属する認知神経科学・実験心理学・医療倫理学・社会福祉学・生体医工学、生体情報工学等を専門とする研究者、文系の社会心理学・文化心理学・宗教・美学・芸術学・公共政策等を専門とする研究者、および両学問系の間位置する臨床心理学を研究する学者などから構成されている。その成果の貢献は、医学および心理学の特定学問領域から少子高齢化問題等に対する社会貢献にまで及ぶとすることができる。

アジア・アフリカ地域研究研究科および東南アジア地域研究研究所は、「地域研究」という共通認識のもとで、研究目的は、それぞれの研究対象地域の中の特定地域または全域を対象として多角的視点からその地域を総合的に理解しようとするものである。前者はアジア・アフリカにまたがる広い地域、後者の前身の 1 つである東南アジア研

究所は東南アジアを研究対象としていた。しかし、本年より地域研究統合情報センターと統合して、対象地域を全世界に広げ、また研究の背景となる学問分野も、生物学・生態学・環境科学・農林水産学・医学のような理科系学問および文化人類学・社会学・経済学・政治学・思想・歴史・宗教などの文系学問ならびに中間型の情報学に至るまで様々な分野の研究者が必要に応じて、文理の壁を越えて協力し、研究・教育を実施している。研究成果は、それぞれの研究者の背景となる学問分野への新たな視点からの学術的貢献のみならず、「地域情報学」、「フィールド医学」のような新学問分野の提案、さらに飢饉・自然災害・部族間紛争などの地域内特有の諸問題、国際間の政治・経済問題、全世界的な少子高齢化問題や新興感染症問題への対策提案、人と自然の調和や地域発展に関する提言等の社会貢献にまで幅広いジャンルをカバーしている。

2 学域・学系制の進捗状況および組織再編に至った経緯

学系会議を定例で開催し、人事案件を中心に審議している。これまでに5件の人事案件を審議した。また、本学における学域・学系制度の開始を契機として、東南アジアを中心とした世界諸地域に関する総合研究を推進するために、東南アジア研究所と地域研究統合情報センターは統合し、東南アジア地域研究研究所として再編した。統合に際しては、東南アジア研究所から25名、地域研究統合情報センターから12名、計37名の人員が新組織に参画した。また、新附置研究所では研究部門の改廃、組織統合による人材の再配置を実施するとともに、内部組織として2つの附属センターを設置した。

監事意見

■ 教育研究組織改革と学域・学系制の進捗状況について

学域・学系制は、①広い視野と全学的視点で優れた教員を確保できる体制の構築（人事の透明性の確保）、②定員削減への対応、③教育研究の全学実施体制の構築、④社会ニーズ等に対応した教育研究プログラムや学際・新学術分野の創出と組織再編等の実現、を目指して平成28年4月1日から導入された。教員人事（人事選考、定員管理、服務規程、エフォート管理等人事一般）に関わる機能は、教育研究組織から新たな教員組織の学域・学系／全学教員部に移行した。

平成28年度のスタート時点では、ほとんどの部局がそのまま学系になっているので、上記の目的には合致しないように思われるが、組織再編に至った2つのケースについて、現状を伺った。ウイルス・再生医科学研究所では、人事選考にあたりスケールメリットを生かして、広い視野から選考を行えるようになり、人事の透明化にも寄与している。一方で、学系が複数の部局にまたがる東南アジア地域研究研究所では、透明性は確保できるものの、会議が増えたため選考にかかる時間が長くなった。どちらの場合も、学域・学系制の枠組みの中で組織統合を行ったので、概算要求において人員や予算獲得において有利に働き、部局活性化に繋がっている。予算と定員が削減される中、新たな学問分野創出に向けて学域・学系制を活用することが、部局長の選択肢になり得るようである。教育研究組織と教員組織が異なる場合には、教員のエフォート管理を行うことも学系の役割になるが、いずれの部局においてもまだそこまでは踏み込んでいないようである。

定員が削減される状況において、学域・学系制は重要な役割を果たすことが期待されるが、一方において会議や事務作業の煩雑化を伴うため、できるだけ効率的な運用

を工夫する必要がある。今後、教育研究組織と学系が分離する時に備えて、監事としても注視していきたい。

【テーマ3】SGU創成支援事業「京都大学ジャパングートウェイ構想」の実施推進体制について

I 監査項目と主な監査内容

項目：SGU創成支援事業「京都大学ジャパングートウェイ構想」の実施推進体制について

平成26年に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業「京都大学ジャパングートウェイ構想」は、「京大グローバルアカデミー構想」の理念のもとに戦略的な国際教育プログラムを実施するとともに、研究情報・人材の行き交うハブとしてワールドプレミアム高等教育ネットワークを構築し、10年後に世界トップ10の大学となることを見据えた壮大な計画である。

その実現に向け徹底した国際化を実現するためには、様々の教育・研究・産学連携・国際交流・広報組織等多岐にわたる組織からなる実施運営体制を組み、適宜各プロジェクトの進捗状況をチェックしながら確実に計画を推進することが求められる。

採択3年を経過し中間評価が行われる機会に、今回の臨時監査では「京都大学ジャパングートウェイ構想」の実施運営体制・チェック体制ならびに進捗状況について監査を行った。

II 監査の方法

1 監査の方法

既存資料等により書面調査を行うとともに、予め通知した質問項目にしたがって調査対象部門の教育推進・学生支援部担当者およびスーパーグローバルコース各ユニット責任者（担当教員）を対象に面談し質疑応答することにより監査を実施した。

2 監査の実施先

(1) 教育推進・学生支援部

学際融合教育研究推進センター（スーパーグローバルコース：数学系ユニット、化学系ユニット、医学生命系ユニット、人文社会科学系ユニット）

12月8日（金）

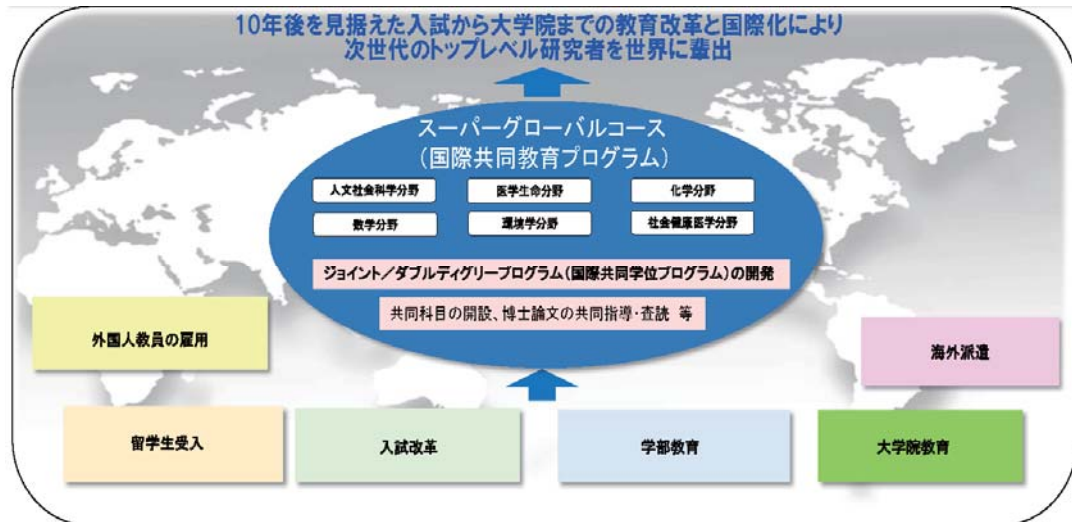
III 監査結果

【本部の取組 － 教育推進・学生支援部、学際融合教育研究推進センター（スーパーグローバルコース）】

1 SGU「京都大学ジャパングートウェイ構想（JGP）」の概要（図1）

本学が十分な国際競争力を持つ分野を擁する大学院に、各分野の世界トップレベル大学と連携して実施する国際共同教育プログラム「スーパーグローバルコース」を設置した。各分野のスーパーグローバルコースにおいては、パートナー大学との共同科目の開設、博士論文の共同指導・査読等の取組を行うとともに、国際共同学位プログラム「ジョイント／ダブルディグリープログラム」の開発を進める。

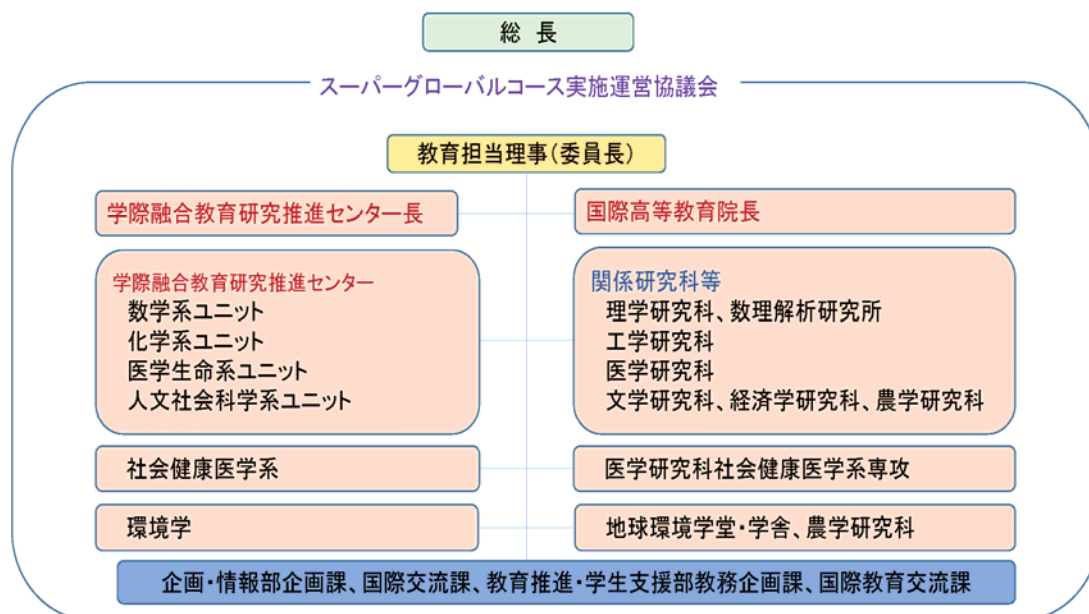
これによる大学院教育の国際化と、入試改革、外国人教員の雇用促進、留学生の受入れおよび学生の海外派遣の増加、英語による授業の増加等、大学教育の様々な側面の国際化との相乗効果により、本学の研究・教育力の更なる強化を図り、世界で活躍する次世代のトップレベル研究者を輩出する。



(図 1：京都大学ジャパングートウェイ構想)

2 SGUの実施運営体制・チェック体制

国際戦略本部等と密接に連携を図りながら本構想を実施運営するため、教育担当理事、国際高等教育院長をはじめとした全学の関係部局が集った「スーパーグローバルコース実施運営協議会」(図 2)を組織し、当該構想の実施上の課題等について意見を集約できる体制を整えている。本協議会のもとに教育担当理事および本事業を実施する 6 分野のユニット等の責任者で組織する「スーパーグローバルコース企画運営幹事会」を組織し、外部評価委員会および本協議会との間で相互に意見をフィードバックし、本事業の改善を促している。



(図2：京都大学ジャパンゲートウェイ構想実施体制)

また、本事業では多方面での数値目標を含めた国際化の進展が求められているため、各数値目標等を所管する「事務本部の各課長で構成する検討会」も組織しており、本事業の進捗管理を行い、必要に応じて、本幹事にフィードバックしている。

今年度、本大学として、スーパーグローバルコース企画運営幹事会と事務本部の各課長で構成する検討会での進捗報告に基づき、自己点検評価を行い、スーパーグローバルコース実施運営協議会にて、その結果を取りまとめ、外部評価を行った。

3 SGU各事業の進捗状況

SGU 各事業の進捗状況を以下にまとめる。

【多岐にわたる各事業の進捗状況】

○スーパーグローバルコース

数学分野、化学分野、医学生命分野、人文社会科学分野、環境学分野、社会健康医学分野の 6 分野をスーパーグローバルコース参画分野とし、海外大学の研究者による講義の提供や論文の共同指導等により、学生に対して海外トップレベル教員から教育を受ける機会を提供した。

数学系、医学生命系のスーパーグローバルコースにおいては、世界トップレベル大学の研究者を「特別招へい教授」の名前で任用（併任）して、スーパーグローバルコースの授業や学生指導を担当させている。化学系、人文社会科学系のスーパーグローバルコースにおいては、海外トップレベル大学の研究者に「特任招へい教授」もしくは「特任教員」の称号を付与し、同様にコースの授業や学生指導を担当させている。

また、平成 28 年度までに、数学系、化学系、社会健康医学系分野においてそれぞれコースの修了要件を整備し、コース履修生を海外の連携大学に派遣して研究指導を受けさせ、修了要件を満たした学生に対してコース修了認定書を発行した。

○外国人教員の雇用促進、外国語による授業科目数の増加、英語教育の充実化

共通・教養教育を所掌する国際高等教育院における外国人教員の雇用促進等により、全学の外国人教員等の数は着実に増加（平成 25 年度 439 人→平成 29 年度 470 人）。さらに、国際高等教育院および全学部・研究科において開設している外国語による授業科目数は平成 25 年度の 639 科目から平成 28 年度は 1,171 科目と大幅に増加している。国際高等教育院による英語教育の充実化および英語力測定のための取組（詳細は特筆すべき成果（グッドプラクティス）参照）により語学基準を満たす学生数も着実に増加している（平成 25 年度 72 名→平成 29 年度 2,070 名）

○留学支援体制の構築

平成 29 年 4 月までに 4 名の国際教育アドミニストレーターを採用し、新規の派遣／受入プログラムの計画・実施、留学に関する奨学金申請支援、留学関係の外部資金獲得支援等を行った。

○外国語による情報発信の充実

平成 27 年 10 月に国際広報室を設立し、ウェブや刊行物、海外向けリリースなどの本格英語対応に着手するとともに、全般的に英文コンテンツを充実化させた。（平成 28 年度海外向けプレスリリース数：36 本）また、スーパーグローバルコース参画 4 分野において edX 上で 6 本の MOOCs（大規模オープンオンライン講義）を作成・配信（京都大学全体では 10 本）し、多数の登録者・修了者を集めた。

○ナンバリングの実施、GPA の導入

平成 28 年度以降に入学した学生を対象としたカリキュラムが適用される学部生を対象に GPA 制度を導入。また、平成 29 年度より基本的に全ての授業科目にナンバリングを付番している。

【ガバナンス改革関連】

○国際化推進体制の整備

平成 28 年 4 月から、WINDOW 構想に基づく総長のイニシアチブの下、国際戦略に係る施策の企画・立案を主に行う国際戦略本部を設置した。

○年俸制の導入

従来から年俸制対象となっていた外部資金を雇用財源とする雇用に加え、平成 27 年 3 月に退職手当など従来の給与体系にとらわれない給与制度として定員内雇用に関しても年俸制を導入し、適用者は以降順調に増加している。（平成 25 年度 630 人→平成 29 年度 951 人）

【教育改革関連】

○特色入試の実施

平成 28 年度入試より高大接続を重視した特色入試を実施（募集人員 108 名、出願者数 616 名、合格者数 82 名）。平成 29 年度入試では、実施学部・学科の拡大（10 学部 14 学科→10 学部 19 学科）、募集人員の拡大（108 名→145 名）を行った他、TOEFL に加え、IELTS、国際バカロレアも評価する見直しを実施した。

【大学独自の成果指標と達成目標】

○学生の国際共著論文数の増加

学生の国際共著論文数が大幅に増加（平成 25 年度 193 編→平成 28 年度 623 編）。また、本学全体の国際共著論文の割合（学生に限らない）についても、構想調査執筆時の 27%に対し、平成 28 年度の発行論文では 33.6%（平成 29 年 6 月 5 日時点、Scopus 収録全論文のうち国際共著論文の割合）と着実に増加している。

【国際化推進体制の整備】

○国際展開委員会の併置

平成 27 年度までは国際担当理事と国際交流推進機構長が実質的に並列する形態で教育研究双方に係る国際交流体制を採っていたが、平成 28 年 4 月からは、WINDOW 構想に基づく総長のイニシアチブの下、国際戦略に係る施策の企画・立案を主に行う国際戦略本部を設置した上で、国際的な学生交流事項を主に審議する国際教育委員会及び国際研究交流活動を主に審議する国際展開委員会を併置した。これにより、トップマネジメントによる国際戦略運営体制を確立した。

○国際連携プラットフォームの設置

加えて、学内組織の縦割りを排除し、国際担当部署と、企画・広報・IR 推進・学術研究支援等担当部署を横断的に繋ぎ、ビジョンと情報の効率的な共有を行うために、平成 28 年 4 月に国際戦略本部の下に国際連携プラットフォームを設置した。

【ジョイントディグリー（JD）の新規開設、ダブルディグリー（DD）の拡大】

○ジョイントディグリー

本学の文学研究科とドイツ・ハイデルベルク大学トランスカルチュラル・スタディーズ・センター（HCTS）が連携し、平成 29 年 3 月に文部科学省へ「国際連携文化越境専攻（修士課程）」の設置の認可申請を行った。本専攻の設置が認可されれば、国内初の人文社会系ジョイントディグリー専攻となる。また、医学研究科とカナダ・マギル大学に関しても、平成 29 年度中に国際連携専攻（博士課程）の設置の認可申請を行うべく詳細の交渉を進めている。

○ダブルディグリー

ダブルディグリーについては平成 26 年度までに 5 プログラム存在していたところ、平成 28 年～29 年 4 月に新たに 8 プログラムの協定が締結された。平成 28 年度末までに、本学側で 9 名、相手大学側で 21 名の学生がダブルディグリー参加学生として登録され、修了者は本学側学生が 4 名、相手大学側学生 12 名となった。さらに、博士論文の共同指導に基づく共同学位（コチュエール）の枠組みの導入を検討している。

【国際高等教育院における取組】

○英語による教養・共通科目

全学共通教育の企画、調整及び実施等を一元的に所掌する国際高等教育院において、外国人教員 100 人の雇用を目指し、平成 29 年 3 月末時点で 74 名を採用。国際高等教育院において提供される英語による教養・共通科目の数も着実に増加した（平成 26 年度 114 科目→平成 27 年度 171 科目→平成 28 年度 225 科目）。

○TOEFL-ITP 試験

平成 26 年度より新入生で外国語として英語を選択した者を対象に TOEFL-ITP 試験を年二回実施している。平成 28 年 12 月の試験結果から、英語力の維持・向上が確認されている。

○自習環境の整備

平成 28 年に国際人材総合教育棟を新設した。学生が自習等で使用できるスピーキングコーナー、カンバセーションルームや、学内で TOEFL iBT が受験できる CBT ルームを備え、語学自習用の機材の貸出、英語ライティング・リスニング担当教員によるワークショップ、TOEIC 対策講座等を行っている。

○外国語の課外学習支援

平成 28 年度より、「英語のライティング・リスニング」授業を、20 人を基準とする少人数クラスで運用している。この科目のすべての授業でリスニングの課題を毎週、課すために同院附属国際学術言語教育センター（i-ARRC）で整備した国際言語実践教育システム（GORILLA）を活用した。また、平成 28 年 12 月に ARRC では外国語の課外学習支援として、新たにポータルサイトを設置して外国語学習に関する情報提供を開始した。

【Kyoto iUP、吉田カレッジ構想】

学部教育の国際化をさらに推進するため、平成 29 年度より Kyoto University International Undergraduate Program (Kyoto iUP、吉田カレッジ構想)を実施することを機関決定した。Kyoto iUP (吉田カレッジ構想)は、国内 18 歳人口の減少が避けられない状況の下、本学の教育研究を質・量両面で維持し、更に発展させるため、優秀で志高い留学生の学部段階での受入を拡充することを主な目的とした学士課程の国際教育プログラムである。このプログラムでは入学段階での日本語能力は不問とし、入学決定後に徹底した日本語教育を継続的に実施しながら、英語による教養・共通教育を経て、専門教育段階から日本語で講義等を受講し、グローバル展開を図る日本企業へ留学生を輩出、日本社会への定着を図る。併せて、国際社会で活躍する日本人学生の養成を強化するため、留学生とともにグループワークやプロジェクト等を行う科目や英語による教養科目の履修、海外インターンシップ・長期留学を必修とする日本人学生履修コースを設ける。

これにより、本学学生のすべてが、多元的な価値観が共存するなかで、幅広く深い教養と専門的学芸を涵養するとともに、多様な価値観や異文化を理解する力やコミュニケーション力、俯瞰力などの涵養を促進する国際性豊かなキャンパス環境を創造する。

次表（表 1）に SGU プログラム各事業における目標達成状況の自己評価を示す。

○目標の達成状況	自己評価※
1. 共通の成果指標と達成目標	
1. 国際化関連	
(1) 多様性	
① 教員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等の割合	A
② 職員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任職員等の割合	S
③ 教職員に占める女性の比率	A
④ 全学生に占める外国人留学生の割合	B
(2) 流動性	
① 日本人学生に占める留学経験者の割合	C
② 大学間協定に基づく交流数	B
(3) 留学支援体制	
① 日本人学生の留学についての支援体制の構築	A
② 外国人留学生等の支援体制の構築	A
(4) 語学力	
① 外国語による授業科目数・割合	B
② 外国語のみで卒業できるコースの数等	S
③ 日本語教育の充実	A
④ 学生の語学レベルの測定・把握、向上のための取組	B
(5) 教務システムの国際通用性	
① ナンバリング実施状況・割合	S
② GPA導入状況	A
③ シラバスの英語化の状況・割合	A
④ 教育プログラムの国際通用性と質保証	A
(6) 大学の国際開放度	
① 柔軟な学事暦の設定の有無	B
② 入試における国際バカロレアの活用	A
③ 渡日前入試、入学許可の実施等	A
④ 奨学金支給の入学許可時の伝達	S
⑤ 混住型学生宿舎の有無	A
⑥ 海外拠点の数及び概要	A
⑦ 外国人留学生OBの積極的活用	A
⑧ 外国語による情報発信等	A
2. ガバナンス改革関連	
(1) 人事システム	
① 年俸制の導入	S
② テニュアトラック制の導入	B
③ 国際通用性を見据えた人事評価制度の導入・活用	A
④ 国際通用性を見据えた採用と研修	A
(2) ガバナンス	
① 事務職員の高度化への取組	S
② 具体的ビジョン、中期計画等の策定	A
③ 迅速な意思決定を実現する工夫	A
④ 意思決定機関等への外国人の参画	A
⑤ IR機能の強化・充実	A
3. 教育の改革的取組関連	
(1) 教育の質的転換・主体的学習の確保	
① 学生の実質的学びの時間の確保に関する取組	A
② 学生の主体的参加と大学運営への反映の促進	A
③ TA活用の実践	A
④ ナンバリング実施状況・割合(再掲)	S
⑤ GPA導入状況(再掲)	A
⑥ シラバスの英語化の状況・割合(再掲)	A
(2) 入試改革	
① TOEFL等外部試験の学部入試への活用	A
② 多面的入学者選抜の実施	S
③ 国際バカロレアの活用(再掲)	A
(3) 柔軟かつ多様なアカデミック・パス	
① 柔軟な転学科・転学部、Late Specialization等	A
② 早期卒業・入学、5年一貫制課程等	A
4. その他	
(1) 教育情報の徹底した公表	A
2. 大学独自の成果指標と達成目標	
① Times Higher Education (THE) World Ranking	C
② 学生の国際共著論文数(国際学会共著発表論文を含む)	S
③ ジョン万プログラムによる学生の海外派遣数	A
④ 国際インターンシップを経験した学生数	B
⑤ 遠隔講義システムによる講義等ICTを活用した国際共同実施科目数	A

※自己評価:S(大きく上回っている)、A(上回っている)、B(下回っている)、C(大きく下回っている)

(表1: 京都大学ジャパングートウェイ構想の自己評価)

これまでの取り組みは、平成29年に行われたスーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会による中間評価において、総合評価A(これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される)と判定された。

4 S G Uを実施して見えてきた課題

国際戦略本部を中心とした全学を上げての各種施策の企画実施に関し、全学構成員の共通理解と支援の増進を図っていく必要があるが、特に以下の事業については今のままでは実施困難と思われるため、今後さらなる全学的な工夫が必要である。

(1) 全学生に占める外国人留学生の割合（平成 35 年度目標：5,500 人）

「これまでの取組状況」としては、「留学生の入学前から卒業までを一体的に支援するワンストップ体制の構築」として、国際教育支援室を設置し、アジア圏の各国教育制度調査の実施、受入れ・派遣留学生を対象としたオンラインアンケートの実施、また、健康管理や安全対策に係る e-learning システムの開発及び「異文化適応と留学支援ハンドブック」の発行を行った。

「特色ある留学生受け入れプログラム」として「ワイルド&ワイズ共学教育受入れプログラム事業」を実施し、平成 28 年度は合計 13 プログラムを採択し、合計 227 名の短期交流学生等を受け入れた。

「今後の展望」としては、引き続き「ワイルド&ワイズプログラム事業」の内容をブラッシュアップしながら実施していくこと、吉田カレッジや新たに大学間学生交流協定を締結するなど外国人留学生の受入れを着実に増やす取組みを実施する。

(2) 日本人学生に占める留学経験者の割合（単位修得を伴う海外留学経験者平成 35 年度目標：440 人）

「これまでの取組状況」としては、ジョン万プログラムは 5 プログラム 53 名の派遣、「おもろチャレンジ」等の短期派遣プログラムで総計 306 名の派遣を行っているが、いずれも単位認定は伴っていない。

スーパーグローバルコースを履修する学生への海外派遣者数については、平成 26 年度 55 人、平成 27 年度 78 人、平成 28 年度 67 人となっている。

「これまでの取組における課題」としては、学部では、キャップ制とコースツリーを活用した効果的な学修計画に沿った履修を促していることに加え、特に理系学部で、くさび形のカリキュラム、必修に近い実験演習科目の設定していることなどから、中長期の留学が難しい状況がある。大学院についても、依然として修了要件との関係で中長期の留学が難しい状況となっている。

「今後の展望」としては、

- 新たに米国・豪州への短期派遣プログラムを企画・実施する。
- 「官民協働海外留学支援制度（トビタテ留学 JAPAN）」に関しては、今後も説明会を開催するとともに、学生に周知を行い、当該制度への応募を促す。
- 単位修得を伴う留学の増加に向けて、サマープログラムなどの語学の単位やインターンシップの単位の認定、協定校と連携したプログラム開発などを検討する。
- 海外の大学における科目履修における単位の取り扱いを見直す。

(3) 外国語による授業科目数・割合

（平成 35 年度目標：3,300 科目、全授業科数に占める外国語による授業の割合：30%）

平成 28 年度の目標値 1,100 科目に対して、同年度の実績値が 1,171 科目と実績値が目標値を上回っているが、全授業科目数に占める外国語による授業の割合は、平成 28 年度目標値 10.0%に対して、同年度の実績値が 8.9%と下回っており、さらに平成 35 年度の目標値が 3,300 科目・30.0%となっている。

「要因」としては、当初、本学独自の国際化戦略において、30%という目標値を設

定していたが、これは、複数コマ開講している科目について、1 コマが英語授業であれば 1 科目としてカウントすることを前提としていた。一方、本事業構想調書の定義においては、全てのコマ数とその 30%が目標値とされることとなったためである。取組自体は、効果的な内容のものが充実されてきていると評価でき、この取組を継続・充実させていく一方、数値目標については現実的な目標に修正する方向で、調整する必要を認識している。

「これまでの取組状況」としては、

- 平成 28 年度全学共通科目の英語授業を 225 科目開講（平成 27 年度：171 科目）
 - 集中講義担当教員招へい制度により 9 科目開講、平成 28 年度からは従来の英語Ⅱ等を含めて E 科目（英語力強化に資する科目）とし、外国人教員の英語による科目のほとんどを E2 科目（英語を使用言語として実施される科目）に指定した。
 - スーパーグローバルコースにおいて、海外連携大学の招へい外国人教員等により提供される英語による国際共同実施科目を 21 科目開講した
 - 連携大学とお互いにカリキュラムの一部とすることを認定し合っている英語による国際共同実施科目を 63 科目開講した。
 - 経済学部「グローバルコース」（平成 30 年度から）を設置予定である。
 - 文学研究科では共同学位プログラム開設準備として、平成 27 年度より日本・アジアの地域横断型かつ学際的な研究を扱う英語による科目群” Courses on Asian and Transcultural Studies (CATS)”を開講した。
- (4) 学生の語学レベルの測定・把握・向上のための取組（平成 35 年度目標：11,750 人）
（TOEFL iBT で 80 点以上（IELTS の場合は 6.0 以上）を達成する学生の比率 50%）
外国語力基準を満たす学生数が平成 28 年度の目標値 2,350 人（全学生の 10%）に対して、平成 29 年度の実績値が 1,849 人（全学生の 7.9%）と下回っており、平成 35 年度の目標値も 11,750 人（全学生の 50%）となっている。

「これまでの取組状況」としては、平成 26 年度より学部新生で外国語として英語を選択した者を対象に TOEFL-ITP 試験を 4 月と 2 月の年二回実施している。昨年度までは TOEFL-iBT 80 点以上（IELTS の場合は 6.0 以上）の者のみを計上していたが、今年度より TOEFL-iTP のスコアを換算して把握することとした。平成 28 年度以降は 4 月と 12 月に実施しており、平成 28 年度入学者からは、12 月実施分の得点を「英語ライティング-リスニング B」の成績の一部に算入することとなった。平成 28 年 12 月の試験結果から、英語力の維持・向上が確認され、授業で必須となっているリスニングの WEB 教材（GORILLA）による自習の効果が見られた。

また、語学レベルの向上の取組みとして、新設の国際人材総合教育棟に設置したスピーキングコーナー、カンパセションルームを学生の自習等で使用できるようにするとともに、語学自習用の機材の貸出を行っている。また、英語ライティング-リスニング担当教員によるワークショップや TOEIC 対策講座等を行っている。学内で TOEFL iBT が受験できる CBT ルームを国際人材総合教育棟に整備し、平成 28 年 12 月から運用を開始した。

また、i-ARRC として独自の「課外ポータルサイト」を立ち上げて自習用アプリ等を提供するなど、外国語学修に関する支援を行っている。Gorilla は本来、i-ARRC での課外学修教材として開発していたが、正課での活用にシフトした。

以上のように、新たな取組みも実施しているところである。

「これまでの取組における課題」としては、学生が個人で受けている英語の外部試験の結果について把握することが難しい。今後、学生が個人で受けている外部試験のスコアの把握方法について、検討を行うこととしている。

(5) Times Higher Education (THE)World Ranking (平成 35 年度目標：10 位)

平成 29 年度の順位は 74 位であり、平成 28 年度(91 位)と比較し順位を上げているが、THE ranking 2015-2016 において 59 位から 88 位に大きく順位を下げており、その影響が続いている状況にある。要因としては、THE ranking の 5 つの指標（教育、研究、論文被引用数、国際性、産業界からの収入）のうち、論文被引用数及び国際性の順位が低下していることが、ランキング全体に影響していると考えられる。このうち、論文被引用数は、Tes 社が使用する論文データベースが Web of Science から Scopus に変更されたことにより論文被引用数における地域補正の見直されたことなどの影響が考えられる。

「これまでの取組状況」としては、THE Ranking 向上の方策として、国際共著論文の増加による論文被引用回数の増加を目指し、先述のように、スーパーグローバルコースにおける海外大学との共同論文指導や、共同研究をベースとした学生の海外派遣を推進するための助成金である「学生海外研究活動助成金」事業を開始するなどの取組を行ってきた。

国際共著論文の割合については、構想調書執筆時の 27%に対し、平成 29 年度の発行論文では 33.4%（平成 30 年 7 月 17 日時点、Elsevier 社 Scival 利用）と着実に増加しており、これはスーパーグローバル大学創成支援タイプ A 採択大学の中でもトップの数値となっている。

THE World Ranking 以外のランキングにおいては、「THE World Reputation Rankings 2017」では、本学は世界 25 位にあり、また「QS World University Ranking2018」は世界 36 位で前年より順位を一つ上げるなど、高い評価を受けている。

「今後の展望」としては、

- 本学は、基本的にはランキングの向上を目標とするのではなく、ランキングを一つのメルクマールとして活用し、結果的にその向上に繋げていくというスタンスを採るものである。
- 引き続き、世界トップレベル大学との共同教育プログラム、共同学位プログラムやトップレベル研究者との共同研究の実施により、「質の高い国際共著論文」の創出等を図り、国際的な評価にも関連する指標の改善を図る。
- 世界大学ランキングについては、代表的な指標として THE を指標として掲げているが、評価機関が定める評価指標・方法に偏りや変更があることから、QS や上海交通大学のランキングも参考指標としつつ、特定のランキングだけに拘泥することなく、結果として上位にランキングされることにより、海外からも優秀な研究者や学生を迎え入れ、世界レベルの研究型総合大学として教育研究活動の更なる向上を目指していく。

(6) 国際インターンシップを経験した学生数（平成 35 年度目標：300 人）

平成 35 年度の目標値 300 名に対し、平成 28 年度の実績は 135 名である。

「今後の展望」としては、産学協働イノベーション人材育成協議会による「中長期研究インターンシップ」の枠組み、総合生存学館や地球環境学堂の正課における国際インターンシップ、「海外インターンシップ型研修プログラム」のように大学として推奨する業者主催のプログラムなどの方策によって拡大を図ることとし

ている。

監事意見

■ SGU創成支援事業「京都大学ジャパングートウェイ構想」の実施推進体制について

京都大学ジャパングートウェイ構想は全体としては着実に進展しているものの、一部については取り組みが遅れており、実現が難しい計画も見受けられる。例えば、「スーパーグローバルコース」は各部局における活発な研究交流を基礎としているので、大学院生の交流やジョイント・ディグリーなど着実に進展している。しかしながら、学部留学生の受け入れや在学生の海外留学に関しては、このままでは目標達成は難しい。

大学の国際化に関しては次の2点を指摘しておきたい。

(1) 国際化を推進する組織

教育研究の更なる向上を目指して全学的な国際化の推進を加速するには、学部・研究科、研究所・センター等の部局をはじめ、産学連携や国際広報に係る様々な組織に「国際」という横軸を通して有効な施策を実行する組織を整備・運営することが必要になる。

現状では、国際戦略本部が国際戦略に係る施策の企画立案及び調整等を担い、その中に運営協議会を置き、その下に関係の部会を置いているが、教育の国際化に係る全学事項については、国際教育委員会の下に企画運営委員会及び国際学生交流委員会が置かれ、さらに後者の下には学生派遣小委員会や受入れ小委員会などが置かれている。これらの委員会組織は、学生担当理事が所掌しており、国際戦略本部の直接の管轄下にはない。現状の配置が行われた際には一定の意味合いがあったと思われるが、SGU 中間評価の留意事項でも指摘されていた「組織が必要以上に複雑な印象を受ける」についても否定できないため、関係組織の合理的な集約化が望まれる。

併せて、これらの全学的な国際関係部門を直接支える事務組織として、企画・情報部に企画課国際戦略掛及び国際交流課、教育推進・学生支援部に国際教育交流課が置かれているが、サービス機能を集約しスケールメリットを発揮させるのであれば、国際関係の事務部署を統合して合理化を目指す方向もあると考えられる。

(2) 学生の海外派遣奨励

本学学生の海外への派遣に当たっては、国際教育委員会の下、国際学生交流委員会に派遣小委員会が置かれ、学生派遣に係る施策の審議を行っている。これまでは、1) 学部の早い段階での語学研修、2) 学生交流協定校との交換留学、3) 大学院レベルでの研究留学というような、ホップ、ステップ、ジャンプの3ステップを戦術として意識してきており、着実に実績数が伸長し、単年度で1,500名を超える本学学生が海外派遣を経験している。ただし、2) において単位認定が伴う交換留学があまり伸びておらず、SGUの数値目標においても達成が困難な状況が見受けられることから、学生の所属学部・研究科での単位認定を促進することができる仕組みづくりが望まれる。

第5章 平成29年度一年間を通じての監事意見

知の中心としての大学は、最新の研究成果を生み出すとともに、それに基づく教育により社会をリードする人材を輩出する使命を担っている。大学では知的好奇心に基づき人類文化を豊かにする研究から直接人類の幸福に貢献する研究まで幅広い研究が行われており、大学でしか行うことができない教育・研究とともに産業界と連携して行う教育・研究が共存している。そのどれもが幅広い社会の要請に応えるものであり、その境界は時代とともに変遷しており、切り離すことはできない。GDPの2倍を超える負債を抱える財政状況から運営費交付金が毎年削減される中、生産性向上に貢献する研究やイノベーションを生み出す人材育成を求める産業界からの資金や寄付金など多様な財源を確保する必要が出てきている。

このような状況において、人類の文化を担う大学は、大学運営を超えて大学経営を行うことが必要になる。大学でしか行うことができない教育・研究により変化の激しい社会をリードすることのできる人材育成を行う一方、産業界の要請に応えイノベーションを生み出す教育・研究も行うためには、多様な財源を確保するだけではなく、大学の本来の使命を果たすための戦略的な人的・物的資源配分を行う必要がでてくるからである。

最近、大学改革に産業界の意見を取り入れるために、大学に実務経験者や外部理事等を増やすことを求める声が高くなっている。しかしながら、国立大学法人には、すでに大学運営と経営の責任者である学長のもとに教育研究評議会と経営協議会が置かれ、その業務を監査するために2名の学外者である監事が置かれている。経営協議会と監事は、納税者たる国民の視点を取り入れる役割も担っている。

大学としては屋上屋を重ねるよりも、既にある経営協議会、総長選考会議、監事監査等を有効に機能させ、国立大学の経営力を高めることが先決であると思われる。監事としては、社会の要請にもこたえつつ大学の本来の使命を果たすことができるように、今後の監事監査において既存のシステムが有効に機能していることをチェックし発信するという観点も取り入れたいと考えている。

お わ り に

平成 29 年度の監査は、平成 29 年 10 月から平成 30 年 2 月にかけて「臨時監査」及び「監事意見への対応状況」の調査を実施し、平成 30 年 4 月から 6 月にかけて「定期監査」を実施しました。この間、「会計監査」については、監査法人の協力を得て、中間報告及び最終報告を通して内容を確認し、監査を行いました。

平成 29 年度の監査の結果に基づいて、それぞれのテーマや項目について監事意見を述べてきましたが、最後に「定期監査」及び「臨時監査」、「監事意見への対応状況」等の監査結果に基づき、一年間を通じて特に重要と感じたことを総合的な監事意見として述べさせていただきました。これらの監事意見は京都大学がさらなる業務改善を推進するとともに、教育・研究の質の向上に努力して、大学の価値を向上させ、発展していくために役立つものであると確信しています。

平成 29 年度は第 3 期中期目標・中期計画期間の 2 年目に当たります。国立大学を巡る状況はまだまだ厳しいことが予想されますが、総長、執行部を中心とし、教職員一丸となって様々な改革を推進され、日本と世界をリードする大学として発展されることを願っています。

最後になりましたが、監事としての任務を果たすに際して、総長、理事、副学長、機構長、また関係各部局の部局長そして諸先生方、事務部の部課長ほか職員の皆様に深く感謝を申し上げますとともに平成 30 年度においてもご協力、ご支援をお願いいたします。

監事 東島 清
監事 丸本 卓哉

